弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域

発掘調査概報Ⅱ

弘福寺領山田郡田図関係遺跡発掘調査事業に伴う調査概要

1989.3

高松市教育委員会

は　じ　め　に

弘福寺領讃岐国山田郡田図は、我国最古の条里図として著名であります。その比定地が高松市の林町の一帯であることは、きわめて古くから指摘を受けていたのであります。

私達の高松市はかっての山田郡と香川郡の一部から成っており、和名抄でいうならば21郷が数えられます。田図に関係します林郷はそのうちの１郷でございます。

田図によりますと林郷の一部には早くから田畑が開かれていたことがわかります。このように、田図は私達の町の古くを伝える貴重な情報源となっています。

しかも、林郷のような郷が他に20余りあったわけでありますから、高松市が古い時代から開かれ、多くの人々の生活の舞台であったことは、疑いの余地がありません。

その高松市に現在33万の人々が住み、四国の中枢管理都市として日々変化を遂げつつあります。そのような時代だからこそ、文化遺産を次代に継承する必要があるのではないでしょうか。

弘福寺領田図関係発掘調査事業も２年目を迎え、徐々にではありますが成果も上げられつつあるようです。次年度も関係各位の御理解のもと本事業を実施する予定ですので、きたんのない御意見等を賜りたいと存じます。

最後になりましたが、本年度の事業遂行にあたり一方ならぬ御世話をいただきました関係者および関係機関に、紙上を借りて厚くお礼申しあげます。

平成元年３月

高松市教育委員会

教育長　三　木　義　夫

凡　　例

1. 本書は、高松市教育委員会が国庫補助及び県費補助を得て、昭和63年度に実施した弘福寺領山田郡田図関係遺跡発掘調査事業の概報である。

2. 文化庁記念物課　服部英雄　文化財調査官のご指導をいただいた。

3. 事業の実施にあたって、弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会を組織した。その構成は下記の通りである。

委員長	木原溥幸	香川大学教育学部教授
副委員長	三木義夫	高松市教育委員会教育長
委員	石上英一	東京大学史料編纂所助教授
委員	金田章裕	京都大学文学部助教授
委員	工楽善通	奈良国立文化財研究所 埋蔵文化財センター集落研究室長
委員	権藤典明	高松工業高等専門学校助教授
委員	丹羽佑一	香川大学教育学部助教授
委員	香川行雄	高松市都市開発部長
調査員	内田忠賢	京都大学教養部助手
調査員	高橋　学	立命館大学非常勤講師
調査員	外山秀一	(財)山梨文化財研究所第7研究室長
調査員	藤井雄三	高松市教育委員会文化振興課主事

4. 現地調査にあたっては、調査地を提供いただいた土地所有者をはじめ、関係者の方々のご理解とご協力をいただいた。

5. 事業担当課は、高松市教育委員会文化振興課で、上記委員会に所属する者以外の関係者は次のとおりである。

大平照正	教育部長
友国隆夫	教育部次長
三木丸夫	文化振興課長
亀井　俊	文化振興課長補佐
山本英之	文化振興課事務員
中西克也	文化振興課非常勤嘱託

6. 調査全期間にわたって、市内在住、末光甲正氏の協力を得た。

本　文　目　次

第Ⅰ章　総　論 …… 1

第1節　調査の経過 …… 1

第2節　周囲の環境 …… 3

第3節　調査の概要 …… 6

第4節　調査の成果 …… 11

第Ⅱ章　各　論 …… 19

第1節　弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析　(2) …… 石上　英一 …… 19

第2節　弘福寺領讃岐国山田郡田図と条里プラン …… 金田　章裕 …… 42

第3節　下多肥地区の水利概況と明治17年地籍図 …… 権藤　典明 …… 67

第4節　村落社会へのアプローチ …… 内田　忠賢 …… 75

第5節　高松平野の地形環境分析　Ⅲ …… 高橋　学 …… 81

第6節　高松平野におけるプラント・オパール分析　その2 …… 外山　秀一 …… 99

挿　図　目　次

第 1 図　周辺主要埋蔵文化財分布地図 …… 4
第 2 図　第Ⅰ調査区位置図 …… 12
第 3 図　第Ⅱ～Ⅳ調査区位置図 …… 12
第 4 図　第Ⅰ調査区トレンチ配置図 …… 13
第 5 図　第Ⅰ調査区東トレンチ東・南壁土層図 …… 14
第 6 図　第Ⅰ調査区北トレンチ北壁土層図 …… 14
第 7 図　第Ⅰ調査区西トレンチ西壁土層図 …… 15
第 8 図　第Ⅰ調査区８ａ層上面遺構配置図（東半） …… 15
第 9 図　第Ⅰ調査区８ａ層上面遺構配置図（西半） …… 16
第10図　第Ⅰ調査区９ａ～12ａ層溝状自然流路平面図 …… 16
第11図　第Ⅰ調査区18ａ層上面不定形小区画水田平面図 …… 17
第12図　第Ⅰ調査区23ａ層上面不定形小区画水田平面図 …… 17
第13図　第Ⅰ調査区出土遺物実測図 …… 18
第14図　坪1･1と坪1･2の彩色 …… 38
第15図　坪3･4の彩色 …… 38
第16図　坪8･5と坪9･4の彩色 …… 38
第17図　山田郡田図の方格線と小字地名的名称等 …… 44
第18図　山田郡田図に記載された田の面積と１町当りの直米 …… 48
第19図　弘福寺田と校出田注文記載田との関係 …… 51
第20図　山田郡田図北地区比定地の土地利用 …… 55
第21図　山田郡田図における畠・佐布田の表現と実面積 …… 56
第22図　下多肥地区の水利系統 …… 70～71
第23図　下多肥地区の土地利用 …… 72～73
第24図　高松空港および周辺の旧地割 …… 82
第25図　条里型地割と微地形 …… 85
第26図　大池付近微地形図 …… 86
第27図　第Ⅰ調査区パネルダイヤグラム（Ｐ－Ｆ－Ｇ－Ｈ） …… 91～92
第28図　第Ⅰ調査区パネルダイヤグラム（Ａ－Ｂ－Ｃ－Ｄ） …… 93～94
第29図　発掘調査地点（高松市都市計画図） …… 99
第30図　試料採取地点（第Ⅰ調査区） …… 99
第31図　試料採取地点の基本土層 …… 100
第32図　プラント・オパール分析結果その１ …… 102～103
第33図　〃　その２ …… 104～105

図　版　目　次

図版１－１）　第Ⅰ調査区８ａ層上面溝状遺構検出状況（東半）
　　－２）　第Ⅰ調査区８ａ層上面溝状遺構検出状況（西半）
図版２－１）　第Ⅰ調査区東トレンチ東壁南端土層
　　－２）　第Ⅰ調査区西トレンチ西壁土層
図版３－１）　第Ⅰ調査区８ａ層上面犂痕（西トレンチ北端）
　　－２）　第Ⅰ調査区８ａ層上面犂痕（西トレンチ南端）
図版４－１）　第Ⅰ調査区ＳＤ01完掘状況
　　－２）　第Ⅰ調査区ＳＤ01横断土層
図版５－１）　第Ⅰ調査区ＳＤ01縦断土層
　　－２）　第Ⅰ調査区ＳＤ02完掘状況
図版６－１）　第Ⅰ調査区ＳＤ04完掘状況
　　－２）　第Ⅰ調査区ＳＤ05完掘状況
図版７－１）　第Ⅰ調査区第１拡張区完掘状況
　　－２）　第Ⅰ調査区第２拡帳区完掘状況
図版８－１）　第Ⅰ調査区西トレンチ８ａ層上面遺物出土状況
　　－２）　第Ⅰ調査区第５拡張圧８ａ層上面遺物出土状況
図版９－１）　第Ⅰ調査区第４拡張圧遺構確認状況
　　－２）　第Ⅰ調査区溝状自然流路完掘状況
図版10－１）　第Ⅰ調査区18ａ層上面不定形小区画水田（東トレンチ）
　　－２）　第Ⅰ調査区18ａ層上面不定形小区画水田畦畔断面
図版11－１）　第Ⅰ調査区18ａ層上面不定形小区画水田（西トレンチ）
　　－２）　第Ⅰ調査区18ａ層上面不定形小区画水田畦畔
図版12－１）　第Ⅰ調査区18ａ層上面噴砂（西トレンチ）
　　－２）　第Ⅰ調査区18ａ層上面噴砂断面
図版13－１）　第Ⅰ調査区23ａ層上面不定形小区画水田（東トレンチ）
　　－２）　第Ⅰ調査区調査終了状況（東半）
図版14－１）　第Ⅰ調査区調査終了状況（西半）
　　－２）　第Ⅰ調査区出土土器(1)
　　－３）　第Ⅰ調査区出土土器(2)
図版15　　第Ⅰ調査区出土土器(3)
図版16　　プラント・オパール

表　目　次

表 1　周辺主要埋蔵文化財所在図地名表 …… 5

表 2　山田郡田図南地区の寺領田畠等の記載 …… 36

表 3　山田郡田図の彩色一覧 …… 37

表 4　弘福寺領讃岐国山田郡田図の同一区画内における田と畠の一町当り直米 …… 62

表 5　明治 17 年下多肥村の土地利用 …… 74

表 6　第Ⅰ調査区の環境変遷と土地利用 …… 95～96

第Ⅰ章　総　　論

第１節　調査の経過

弘福寺領山田郡田図関係遺跡発掘調査事業は、本年度で２年目を迎えた。昭和63年10月４日、弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会を開催し、各委員の前年度の結果を踏まえた熱心な討議により、大池南の林町1941番地１が発掘調査を実施する地点として選ばれた。

前年度発掘調査を実施した高松市林町 1868 番地の東方 400メートルの地点である。いずれも、新池と通称される大池の南側の水田で、弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地のうち北側部分に属する。

当該地区は、弘福寺領讃岐国山田郡田図にあらわされた「倉」の所在地が、比定される一画である。しかしながら、今回の調査によっては、「倉」跡もしくはそれに相当するような遺構は検出されなかった。

現地調査は、昭和63年11月７日から平成元年３月31日までの長きにわたった。これは予期せぬ冬季の雨により、現場作業が円滑に行なわれなかったためである。特に、埋め戻しには難渋した。

試掘調査実施場所は、前年度同様３箇所選定した。そのうち２箇所については、前年度を踏襲した。新規に１箇所、空港の南側に設定をした。

調査の最終段階において再度、弘福寺領讃岐国山田郡田図委員会を、平成元年１月31日開催し、調査内容の報告を踏まえ、その総括と今後の展望が話し合われた。

一方、本調査報告書作成にあたっては、委員の諸先生方の労を煩わしたほか、平成元年１月17日から調査担当者が中心になってあたった。

稿の最後になりましたが、発掘調査および試掘調査場所を快く提供いただいた、土地所有者の方々、作業に参加いただいた方々、さらには調査を指導いただいた弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会の諸先生方、文化庁および香川県教育委員会の関係者の方々に厚くお礼申しあげます。

調査の主要日程

昭和63年10月４日	弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会開催
昭和63年11月７日	高松市林町1941番地１における発掘調査開始
昭和63年12月12日	高松市多肥下町 1383 番地における試掘調査開始
昭和63年12月12日	高松市多肥下町1386番地1における試掘調査開始
昭和63年12月13日	高松市上林町531番地２ における試掘調査開始

平成元年１月17日	整理作業開始
平成元年１月31日	弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会開催
平成元年３月28日	高松市多肥下町 1383 番地における調査場所の埋設終了
平成元年３月28日	高松市多肥下町1386番地１ における調査場所の埋設終了
平成元年３月27日	高松市上林町 531番地２における調査場所の埋設終了
平成元年３月31日	高松市林町1941番地1 における調査場所の埋設終了

第２節　周囲の環境

本調査の対象となった高松市林町１９４１番地は、木太町に属する大池の堤が北と西に設けられた水田で、東と南には同様な水田が広がる。ただし東側は現高松空港に至る県道、あるいは三谷町に至る古道が通るため、北から南に延びる集落が形成されている。特に、古道に見られる家並は比較的早くから、辺りが居住地として利用された事実を示すとも考えられる。

対象地の西および北側については、大池の築造のためか、あるいは比較的大規模な旧河道のためか、集落地とある程度距離があるように感じられる。昨年度の調査地とはその旧河道を隔てた400メートルに位置する。

試掘場所については、２箇所は現高松空港の北西付近、旧年度と同じ場所で実施した。また残り１箇所については、現高松空港の南付近で実施した。周辺は拝師廃寺と推定されている部分である。試掘場所の付近は空港施設以外に幾つかの住宅があるものの、いずれも水田地帯である。

本調査の対象地周辺については、既に太田地区周辺遺跡詳細分布調査報告書（昭和62年３月刊）弘福寺領山田郡田図関係遺跡発掘調査事業概報Ⅰ（昭和63年３月刊）において、その地理的環境・歴史的環境を詳細に報告してきたところである。しかし、地理的環境はさておき、調査区の南東 ８００ メートル付近の林坊城遺跡では縄文木器が出土しているほか、歴史的環境は新たな遺跡の発見により徐々にではあるが、新たな知見が加えられている。ただし、それらの詳細については未整理でかつ未発表のため不明な点も多く、十分な解説等ができない。従って、今回の報告書には割愛させていただく。

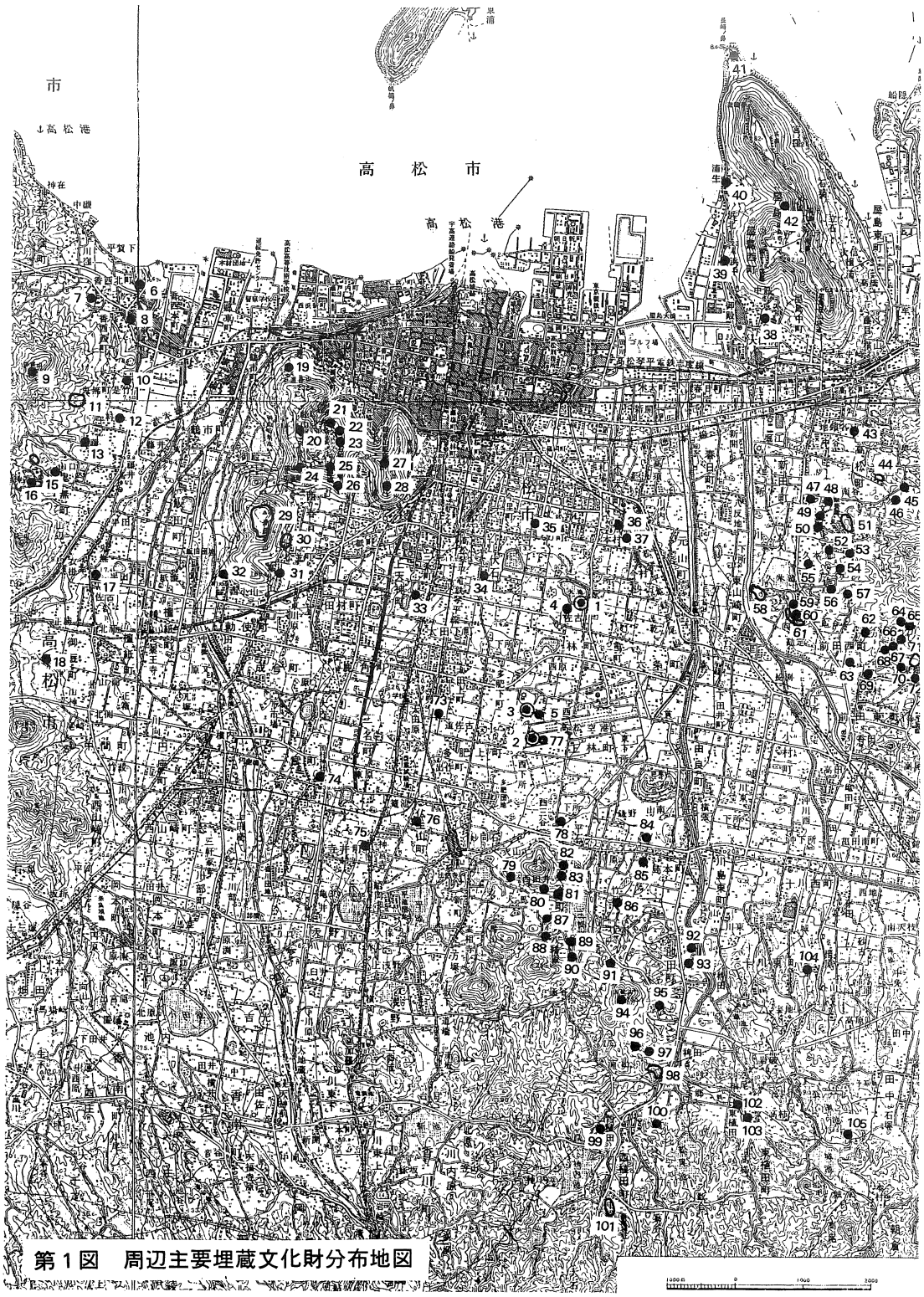

第１図　周辺主要埋蔵文化財分布地図

第１図　分布地図地名表

1	昭和63年度第Ⅰ調査区	36	白山神社古墳	71	平尾小古墳群
2	昭和63年度第Ⅱ調査区	37	神内向井城跡	72	潮満塚古墳
3	昭和63年度第Ⅲ･Ⅳ調査区	38	屋島中央古墳群	73	多肥廃寺
4	昭和62年度第Ⅰ地点	39	浜北古墳群	74	田村神社遺跡
5	昭和62年度第Ⅱ～Ⅳ地点	40	浦生遺跡	75	百相廃寺
6	芝山城跡	41	長崎鼻古墳	76	百相城跡
7	勝賀廃寺	42	屋島城跡	77	拝師廃寺
8	藤尾城跡	43	喜岡城跡	78	加摩羅神社古墳
9	勝賀城跡	44	長尾古墳群	79	雨山南遺跡・古墳
10	是竹薬師遺跡	45	南谷古墳	80	小日山１号墳
11	かしが谷古墳群	46	南谷遺跡	81	小日山２号墳
12	佐料遺跡・城跡	47	小山古墳	82	平石上１号墳
13	今岡古墳	48	石塚古墳	83	平石上２号墳
14	平木古墳群	49	山下古墳	84	高野丸山古墳
15	大塚古墳	50	山下廃寺	85	高野南古墳群
16	古宮権現神社古墳	51	岡山古墳群	86	三谷石船古墳
17	御厩大塚古墳	52	丸山古墳	87	矢野面古墳
18	御厩天神社古墳	53	大谷山古墳	88	三谷三郎池遺跡（縄文）
19	下ノ山遺跡	54	久本山東峯古墳	89	三谷三郎池西岸窯跡
20	摺鉢谷古墳群	55	久本古墳	90	三谷三郎池遺跡（弥生）
21	北大塚古墳	56	北山古墳	91	三谷通谷遺跡
22	鏡塚古墳	57	滝本古墳	92	光専寺山遺跡
23	石船塚古墳	58	久米山古墳群	93	池田城跡
24	猫塚古墳	59	久米池南・茶臼山遺跡	94	大麻山城跡
25	姫塚古墳	60	高松市茶臼山古墳	95	中山田遺跡・古墳群
26	鶴尾神社４号墳	61	茶臼山古墳群	96	尾越２号墳
27	稲荷山姫塚古墳	62	田楽古墳	97	尾越１号墳
28	室山城跡	63	前田城跡	98	大亀古墳群
29	浄願寺山古墳群	64	金石山１号墳	99	大糸古墳群
30	南山浦古墳群・遺跡	65	金石山２号墳	100	切谷遺跡
31	坂田廃寺	66	平尾１号墳	101	東神内古墳群
32	ガメ塚古墳	67	平尾２号墳	102	下司廃寺
33	上天神遺跡	68	平尾３号墳	103	下司遺跡
34	佐藤城跡	69	宝寿寺廃寺	104	十河城跡
35	天満遺跡	70	平尾４号墳	105	公渕池窯跡群

第３節　調査の概要

１　調査の概要

第Ⅰ調査区は大池東南隅の水田に設定した。水田は広さ1,215㎡のほぼ正方形ですぐ北には大池上手の堤防、東は約20ｍで多肥林線の旧道にあたる。

水田は北西方向に若干傾斜しつつも、ほとんど水平で標高は中央部で8.936ｍ北西隅で8.91ｍを測る。

トレンチは幅５ｍで南に開く「コ」の字状に設定し、それぞれを西トレンチ、北トレンチ、東トレンチと仮称する。各トレンチの外縁辺長は、西トレンチ25ｍ、北トレンチ30ｍ、東トレンチ23ｍである。調査は現水田床土までを除去した後、外縁辺に沿って幅約50㎝で土層観察と排水を兼ねた側溝を掘削し、その観察結果にもとづいて１ないし２層ずつ、上面より除去していった。

第Ⅱトレンチは、空港の南側の畠地に設定した。これは昨年度の分布調査によって、瓦片の散布が著しかった理由による。

第Ⅲ、Ⅳ地点は昨年度の試掘によって確認された溝および畦畔の延長部の確認を目的として、第Ⅲ地点は、昨年度のトレンチの南側に、第Ⅳ調査区は、昨年度のトレンチの西側に隣接して設定した。

２　基本層序

第Ⅰ調査区の外縁辺の土層図を図５～７に示した。詳細な土層注記は高橋学氏の各論中の挿表６を参照いただきたい。

３　遺　　構

第Ⅰ地点の調査では最深約２ｍまで掘り下げ、17面の旧地表面を含む25枚の土層を確認したが、遺構の検出に伴って面的な調査を実施したのは、次の５層についてである。

(1)　８ａ層上面

既に側溝掘削の段階から、この上面より切り込む溝状遺構の存在が確認されていたが、最終的には６本が検出された。遺構番号は南西端のものから時計回りに、ＳＤ01、ＳＤ02、・・・、ＳＤ06とした。

ＳＤ01は、西トレンチの中央よりやや南寄りにトレンチと直交して東西に伸びる。形状は幅1.5ｍ、深さ25㎝の円弧形を呈する。溝底には、小児頭大の石が約１ｍおき

に４個並んで確認できた。

ＳＤ02は西トレンチ北寄りにＳＤ01と平行に伸び、幅60㎝、深さ10㎝を測る。ＳＤ01との溝底間の距離は9.2ｍであった。溝底には、人の足跡と見られる凹みが３ケ所見られる。大きさはいずれも幅８～10㎝、長さ20～25㎝、深さ２～５㎝である。

ＳＤ03は、北トレンチ西寄りに位置し、南北に伸びる。幅１ｍ、深さ20㎝の溝である。

ＳＤ04は、ＳＤ03の東側に、9.4ｍの間隔をおき平行して、南北流する。幅80㎝、深さ10㎝を測る。

ＳＤ05は、東トレンチの北半を東北東から西南西にかけて斜行し、幅１～1.5ｍ、深さ20㎝を測る。他のものと比べて形状が不整形で、他の４本が全て直交または平行の関係を相互に有するのに対し、１本だけ位置関係も異なり、埋土中に遺物も確認されていないため、自然流路かとも思われたが、ＳＤ02と同じく底より足跡状の凹みが検出されたことにより、一連のものと判断した。

以上の検出結果により、溝間９～9.5ｍで碁盤状を呈する水田面の広がりが想定されたため、各溝の交点と推定される部分および延長部分等に４ケ所の拡張トレンチを設定した。

第１拡張区は、ＳＤ02とＳＤ03の交点想定部分に設定し、両溝の直交を確認した。交差部分は、各溝底のレベルを保ったままで交差しており、ＳＤ03の方が一段低くなっている。

第２・第４拡張区はそれぞれＳＤ01とＳＤ03、ＳＤ02とＳＤ04の交差部分に設定したが、２ケ所とも交差せずに、ほぼ直角に屈曲していることがわかった。第２拡張区については、屈曲部が一段深くなっており、挙大の石が散在していた。

第３拡張区については、溝の間隔が9.5ｍ前後で調査区外にも碁盤状に広がっているとすれば、北トレンチ北壁付近に第３の東西溝が想定できることから、それとＳＤ03との交点を検出する目的で設定した。しかし、東西溝は確認できずＳＤ03の延長部分を確認できたのみであった。

第５・６拡張区は、第３拡張区によって検出できなかった第３の東西溝の最終確認の意味で、北トレンチの東西両端に北側へ張り出して、各４㎡程づつ設定したものである。第５拡張区では、８ａ層上面で弥生時代後期の甕が１個体分出土している。第６拡張区では、層上面より掘り込む土坑が検出されたが、遺物の出土もなく性格としては不明である。

第７拡張区は、東トレンチの南壁を東へ掘り広げる形で、これも４㎡ばかりの面積

を設定した。南壁から東壁にかけての土層の連続性を確認することを目的としたものであるが、層が浅い溝状の埋土であることが判明した（SD06）。この調査区は、東側のコンクリート畦畔が条里の坪境と一致しており、これと何らかの関係を有するものであると考えられる。SD06は、深さ12㎝、幅約1.6ｍを測る。

8ａ層上面では、以上の溝状遺構の他に、鋤跡や牛・人のものと思われる足跡も検出された。西トレンチと北トレンチの西端で確認された。鋤跡は、幅10～20㎝、深さ3～5㎝で、長さは50㎝程度のものから、幅5ｍ以上のトレンチ内を横切るものまで、かなりばらつきがある。鋤の方向は、場所によって違いがある。西トレンチ南端から4ｍの範囲は水田面が他よりも3～5㎝高まっている。この部分では南北方向に認められ、段落際の幅2ｍと、SD01のすぐ南側では東西方向にかわり、SD01の北側では、東西・南北の両方向のものが交差している。そして、SD02の両脇から西トレンチ北端では、再び東西方向に並んでいる。このように鋤跡がいずれも、溝状遺構に平行もしくは直交して走っていることにより、鋤耕が溝の方向に従ってなされていることに、ひいては、この溝が水田耕作に伴う施設であることが想定される。

⑵　10ａ～12ａ（自然流路埋土層）

前述の8ａ層の一層直下に、洪水砂層下を切り込む形で落ち込みが確認された。落ち込みは調査区北西隅の角を面取りするような形で南西から北東方向に溝状に伸びている。検出面での幅は8ｍで、底部は中洲状の高まりをはさんで3ケ所に認められる。深さは北側が30㎝、中央が20㎝、南側が15㎝である。溝の埋土は5層に細分でき、このうち3層の土壌層が確認できることから低湿地的な窪みがだんだんと堆積作用によって埋まってきたものと考えられる。落ち込み部分の土層より弥生時代後期頃と考えられる甕口縁部等の破片が出土している。

⑶　17ａ・18ａ層上面（不定形小区画水田）

水田面の確認調査は、西トレンチ南端30㎡と東トレンチ南端60㎡の2ケ所で行ったが、いずれも現地表下90～110㎝で検出することができた。水田面は幅10～20㎝、高さ3～5㎝の畦畔で面積2～6㎡の不整円形または多角形に区切られており、所々に水口も設けられていた。施設としては整ったものである。水田床面は平担でなく、若干の起伏をもつが基本的には2～3㎝の高低差で畦畔を設けているようである。また東トレンチの一部で今回確認されたものの上層に薄い洪水砂層をはさんで別の畦畔が確認されており、一部畦畔の改築があったか、もう一枚別の水田面の存在が想定できる。いずれにしてもごく近接した時期に相次いで作られたもののようである。水田の時期は、前述の弥生時代後期の自然流路上の落ち込みが洪水砂層をはさんで上層に

存在することから、弥生時代後期以前が考えられる。

⑷ 噴　　砂

18a 層水田面を割る形で、地震による液状化現象に伴うと思われる噴砂を確認した。噴砂は水田面に径 2 ～ 3 ｍの亀甲状に広がっており、断面では切先を上にしたくさび状に砂が吹き上がっている様子が確認できる。砂質は 8 c 洪水砂層よりも細粒でやや粘性を帯び、色調もやや白っぽく、16c洪水砂層の中位まで達している事から、水田面が洪水によって埋没した後、弥生時代後期までの間の地震によるものと推定できる。

⑸ 23 a 層上面（不定形小区画水田面）

23 a 黒色粘土層の上面でも水田面が確認された。水田面の検出は東トレンチの南端 4 ｍ、約 20 ㎡で行った。地表下 1.2 ｍ、 18 a 層水田面より 20 ㎝下である。水田はトレンチ東南隅より帯状に伸びる 2 本と、トレンチを東北から南西に横切って並ぶ 3 つの島状の畦畔によって区画される。畦畔の規格は帯状の 2 本が各幅 30 ～ 40 ㎝、長さは確認分で 1.5 ｍ前後、高さは 2 ㎝前後であった。島状のものは、それぞれ 1 辺 1 ～ 1.5 ｍの不整方形又は三角形を呈する。水田は検出範囲で 4 ～ 5 筆が確認できた。一筆当の面積は、約 2.5 ㎡のものが 1 枚で、他はすべて一部が調査区外へ広がっている。

4　出土遺物（第 13 図）

1　甕　12a 層より出土。推定口径は 10.4 ㎝を測る。口縁部のみ残存する。口縁端部は上下に若干拡張し平担面を造り出している。整形は、摩耗しているために不明である。胎土には 0.1 ㎜程度の白色微粒を密に含み、焼成は良好。色調は暗褐色を呈す。

2　甕　12a 層より出土。推定口径は 10 ㎝を測る。 口縁部は肩の張らない胴部から「く」字形に強く屈折し、頸部内面に稜を有する。口縁端部はわずかにつまみ上げる。整形は、表面が摩耗しているため不明であるが、口縁部にヨコナデが一部残存する。胎土には 0.1 ～ 2 ㎜程度の白色微粒・石英片を密に含み焼成は良好である。色調は茶褐色を呈す。

3　甕　11a 層より出土。推定口径は10 ㎝を測る。「く」字形口縁は端部がややつまみ上げられている。口縁部外面は荒い刷毛目が施され、内面はヨコナデである。胎土には 0.1 ～ 1 ㎜程度の白色微粒・黒色微粒を含み、焼成は良好。色調は内外面でも暗褐色を呈す。

4　甕　11a 層より出土。推定底径は 5.4 ㎝を測る。底部は平底であり、胴部は急傾斜で立ち上がる。胎土には 0.1 ㎜程度の白色微粒と金雲母を含み、焼成は良好。色調は内面暗褐色、外面は黒褐色を呈す。

5　甕　12ａ層より出土。推定底径は2.6㎝である。胴部は平底の底部よりゆるやかに立ち上がる。整形は外面にナデが施され、内面は幅の狭く短かい刷毛目が施されている。胎土には0.1～0.3㎜程度の白色微粒を含み、焼成は良好である。色調は、内面明褐色、外面黒褐色を呈す。

6　杯蓋　８ａ層上面より出土。完形であり、口径12.8㎝、器高は4㎝を測る。 口縁部はやや外反し、端部はやや鋭い。口縁部と体部の境にわずかに稜を有する。天井部は低く、平らである。天井部の2／3をヘラ削り調整が施され、その他はロクロナデである。回転方向は右まわりである。胎土には0.1㎜程度の白色微粒を含み、よく精選されている。焼成は良好である。色調は、内外面とも明灰色を呈し、土器内部は明赤褐色を呈する。

7　椀　瓦器。８ｂ層より出土。推定口径は4.6㎝を測る。低い高台が付着する底部破片であり、高台の断面は四角形を呈する。外面は指頭痕が残りなめらかでない。内面は、ヘラナデが施され、ヘラ記号が見られる。高台部はナデである。胎土には0.1㎜程度の白色微粒を若干含み、焼成は良好である。色調は黒灰色を呈する。

8　椀　須恵質土器である。８ａ層上面より出土。推定底径は6㎝を測る。高台は低く断面四角形を呈する。体部はナデ、高台部と高台接合部は布ナデが施され、底部は回転ヘラ切りの後にナデが施されている。胎土には白色微粒を若干含み、焼成は良好。色調は灰色を呈する。

9　甕　８ｂ層より出土。推定底径8㎝を測る。外面に指頭痕が残存する。胎土には細砂粒を若干含み、焼成は良好。色調は内面灰色、外面は黒灰色を呈する。

10　甕　ＳＤ01より出土。推定底径は16㎝を測る。胴部は底部より急傾斜に立ち上がる。外面は一部に指頭痕が見られ、胴部下端はヘラ削りが施され、内面にはヘラナデが施されている。胎土には0.1㎜程度の白色微粒、３㎜程度の粗砂粒を若干含む。焼成は良好、色調は白灰色を呈する。

11　甕　８ａ層より出土。12の甑と共伴する。推定口径は15.2㎝を測る。 口縁部は「く」字形に屈折し、端部は若干つまみ上げられる。表面の摩耗が激しいため整形は不明である。胎土には0.1～2㎜の白色・黒色・赤色微粒を密に含み、焼成は良好である。色調は明褐色を呈する。

12　甑　８ａ層より出土。完形である。口径13.6㎝、底径3.4㎝、器高21㎝を測る。口縁部は強く「く」字形に屈折し、端部は若干つまみ上げられ気味である。最大径は胴部中央にあり、16.2㎝を測る。底部の中央よりやや左寄りに孔を有する。径は5㎜である。口縁部はヨコナデ、胴部上半は摩耗のため不明瞭であるが、刷毛目の痕跡が

わずかに見られる。下半は、荒い刷毛目が施されている。内面は、肩部に指頭痕が見られ、下半は縦方向のヘラ削りが施されている。底部・胴部下半にススが付着している。胎土には0.1～0.3㎜の白色、黒色微粒と粗砂粒を含み、焼成は良好。色調は内外面とも白黄褐色を呈する。

13　甕　第4拡張区の8ａ層より出土。須恵器である。外面はタタキ目の後に斜め方向のヘラ削りが施され、内面は同心円タタキ目が施されている。胎土には0.1㎜の微粒を若干含み、焼成は良好。色調は内面白灰色、外面灰色を呈す。

14　すり鉢　瓦質土器であり、2～3層より出土。推定口径は18.5㎝を測る。胎土に粗砂粒を含み、焼成良好。色調は黒茶褐色、断面赤褐色を呈する。

15　磁器　2·3層より出土。胎土には細砂粒を含み、焼成は良好。色調は白灰色を呈す。

第4節　調査の結果

今年度の調査においては弘福寺領讃岐国山田郡田図に時期的に直接結びつくような遺構は確認できなかったが、次の2点において成果を収めることができた。

一つは、弥生時代と近世以降の水田面が確認されたことによって、その間の弘福寺領讃岐国山田郡田図の該当期においても水田耕作が営まれていた可能性が高まったことである。18ａ層の不定形小区画水田は遺構に直結した遺物は見られなかったものの、16ｃ洪水砂層をはさんで上層の自然流路内から弥生後期と考えられる甕の口縁部及び底部片等が見られ、これによって水田の時期の下限が確認できる。また、8ａ層上面及び同面掘り込みの溝内からは13世紀代と思われる須恵質土器椀底部片・同鉢底部片等が出土しており時期的な断絶を思わせるが、8ａ層がかなりの長期間にわたって安定した耕作土面であったことが窺われ、同時に古墳時代末以降と見られる須恵器片等もかなり出土していることから、周辺も含めてこの間の断絶を埋める何等かの人的な営為が想定されるのである。

二点目は旧河道分における良好な土層データが得られたということである。今回の調査区は、地形的に見ると微高地から旧河道へ下っていく途中の部分で、不定形小区画水田もこのような緩傾斜地を巧みに利用したものであったし、上層の溝状遺構も土地の起伏を利用して水配りをしていた形跡が窺えた。このような地点であったがために、2ｍ程の掘削で25層におよぶ堆積が確認でき、中でも溝状遺構面8ａ層の土壌は大池底のかなりの範囲に露出しているものと同一の可能性も高まってきた。また、空中写真による地形分析等のデータも今回の調査成果を補強する形で揃いつつあり、開

発関連のものも含めた周辺地域の今後の調査に大いに参考となるものであったといえる。

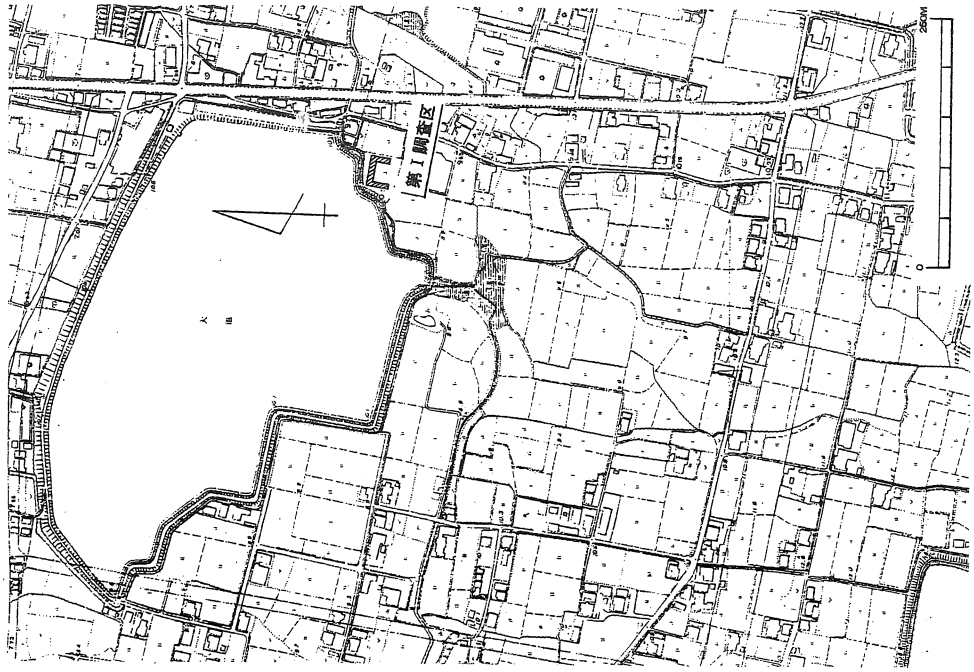

第2図　第Ⅰ調査区位置図

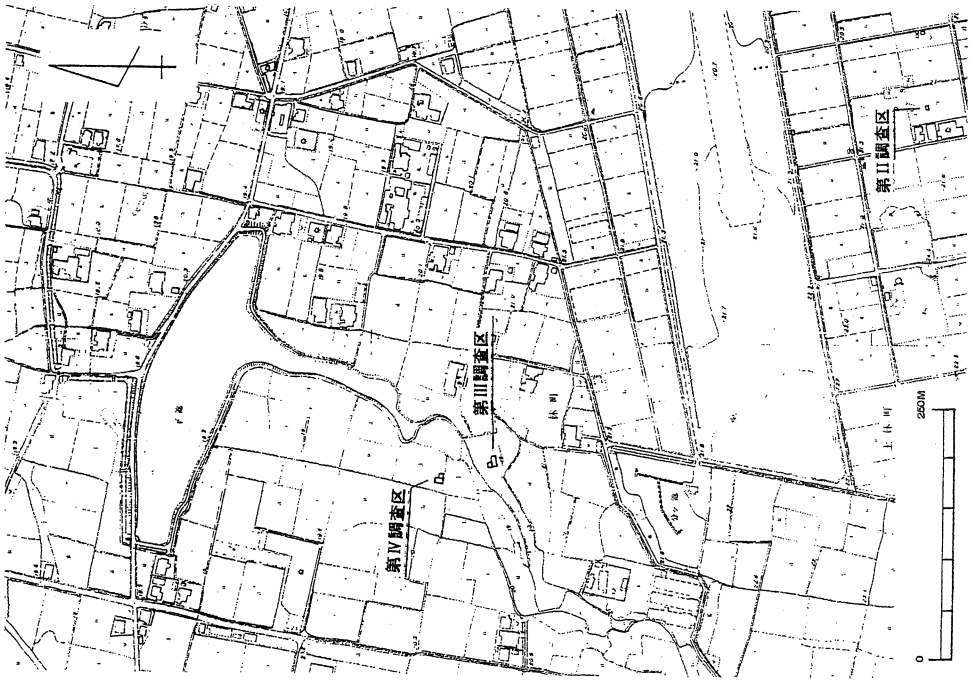

第3図　第Ⅱ～Ⅳ調査区位置図
（□は昨年度調査区）

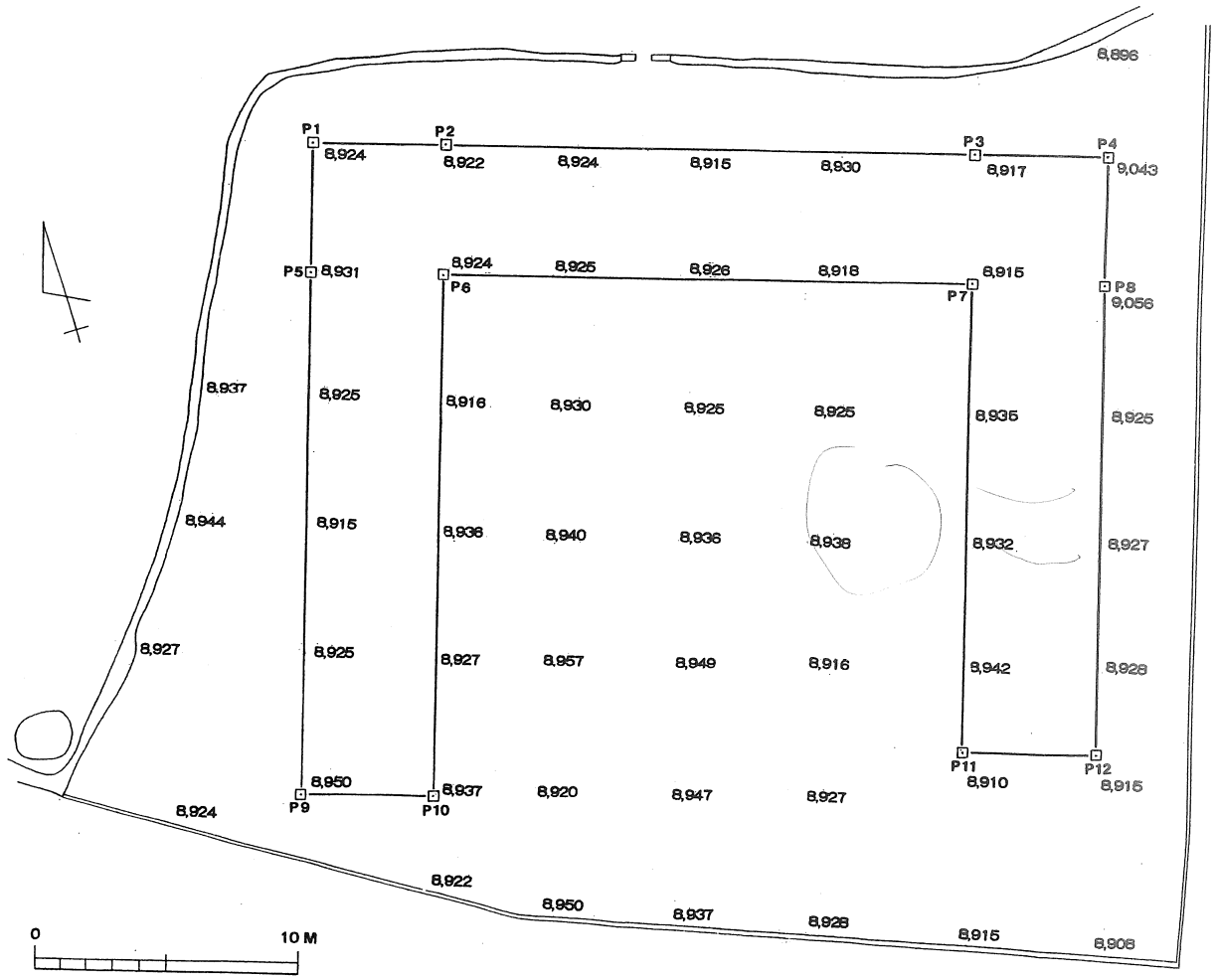

第４図　第Ⅰ調査区トレンチ配置図

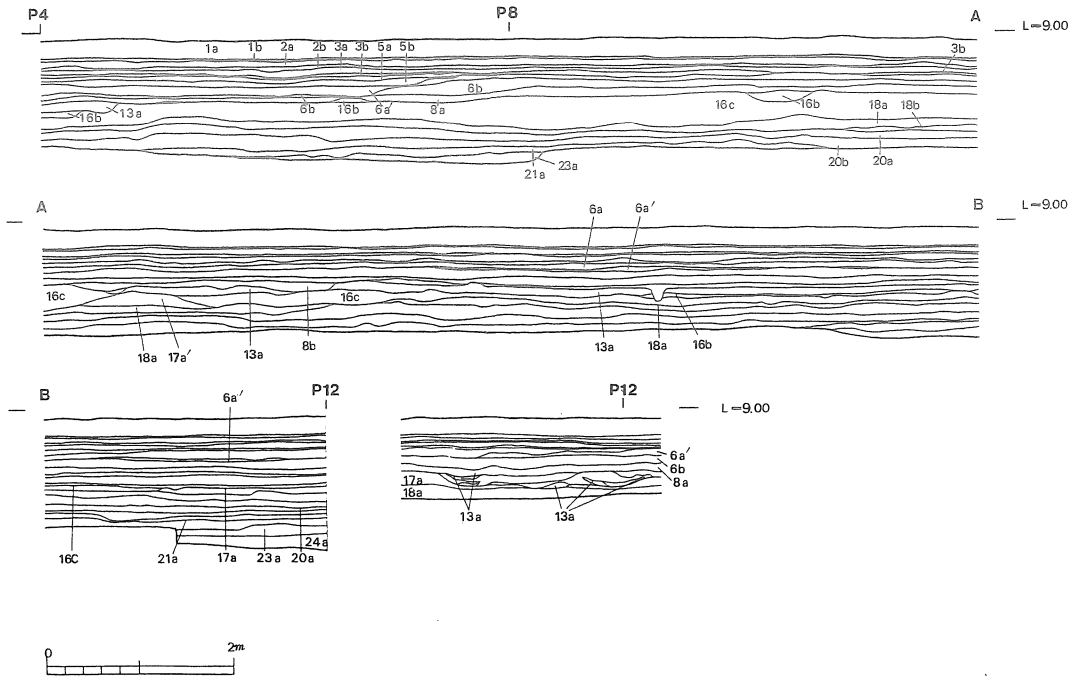

第５図　第Ｉ調査区　東トレンチ東及び南壁土層図

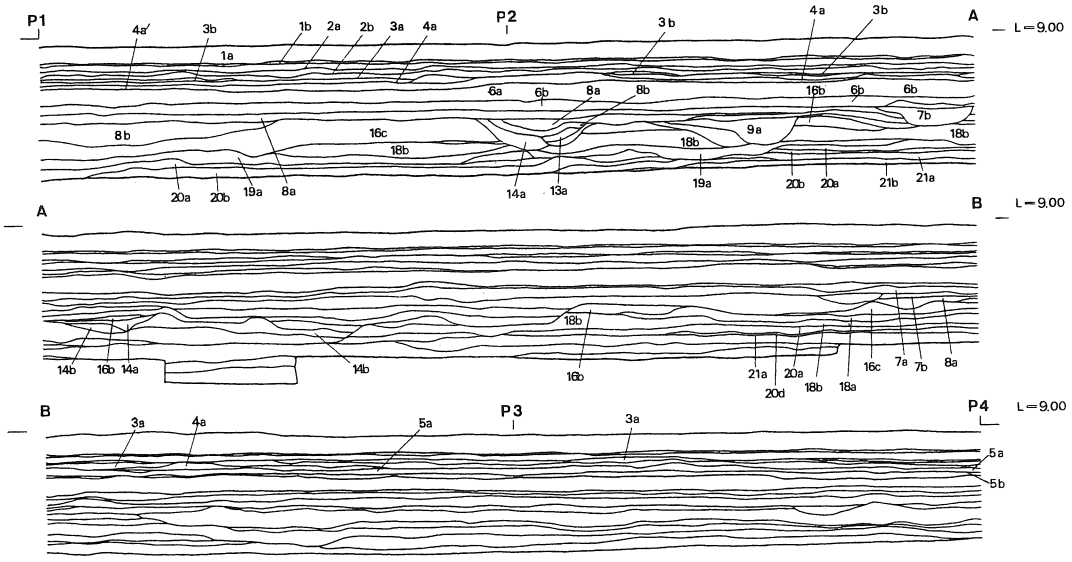

第６図　第Ｉ調査区　北トレンチ北壁土層図

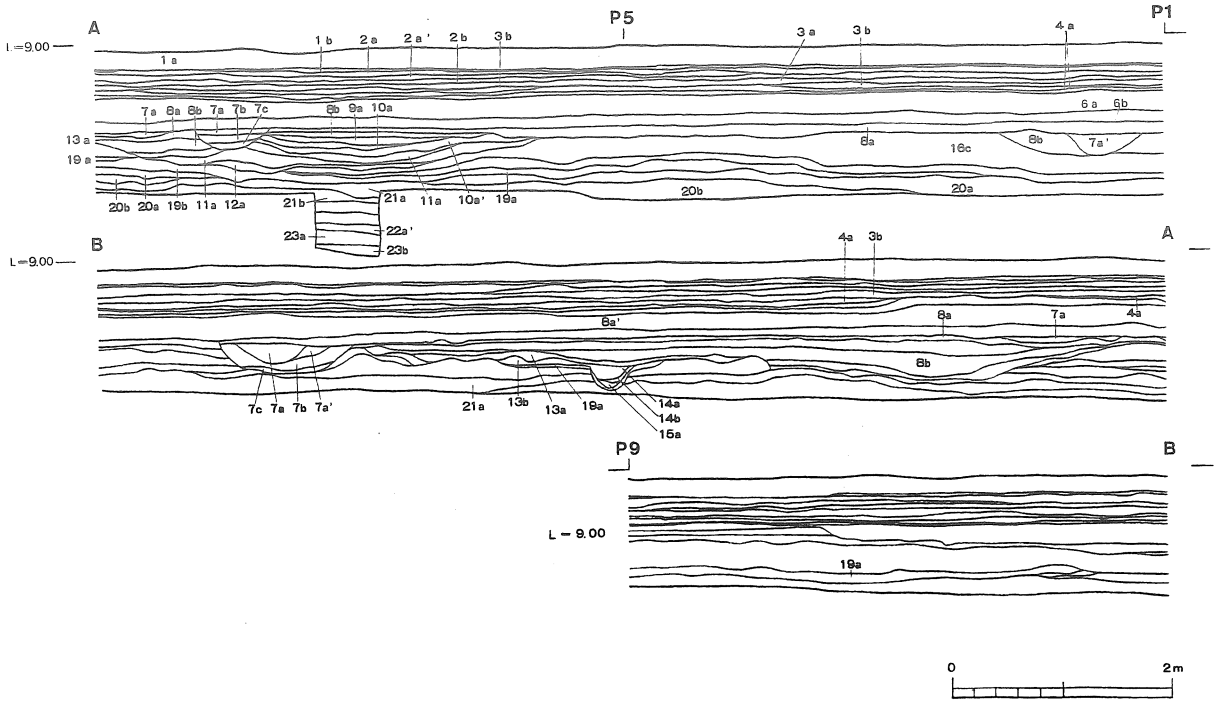

第７図　第Ⅰ調査区　西トレンチ西壁土層図

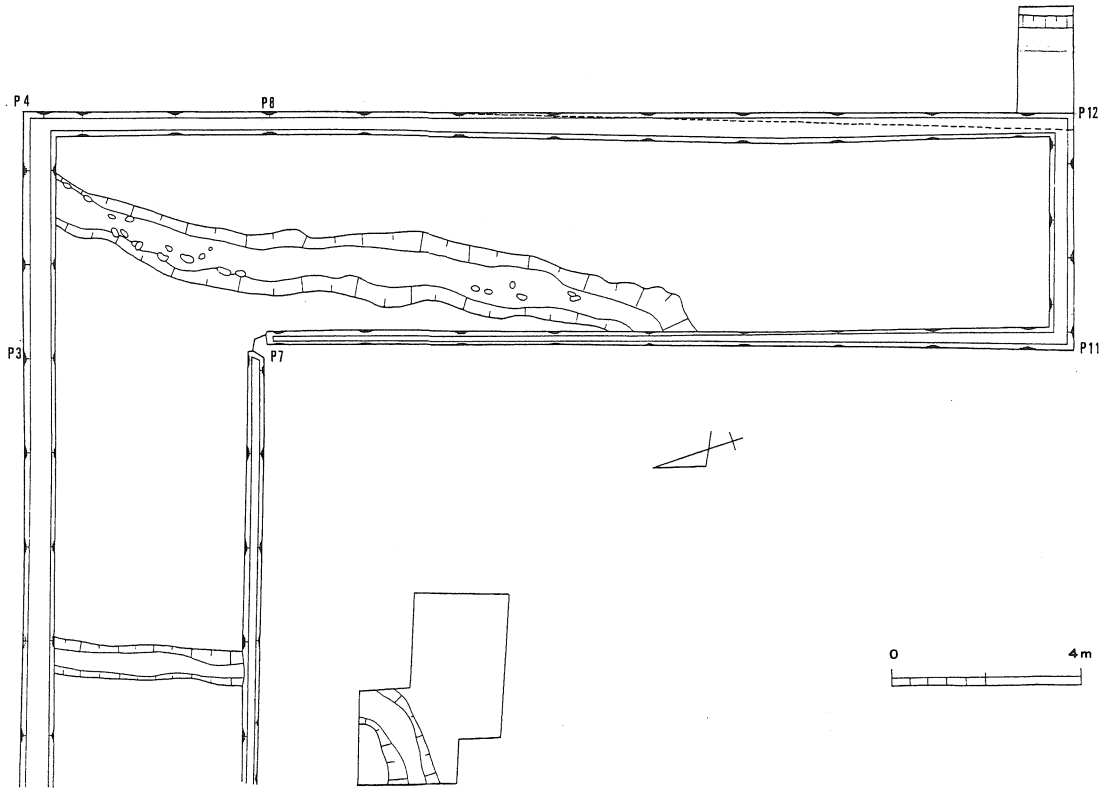

第８図　第Ⅰ調査区８a 層上面遺構配置図（東半）

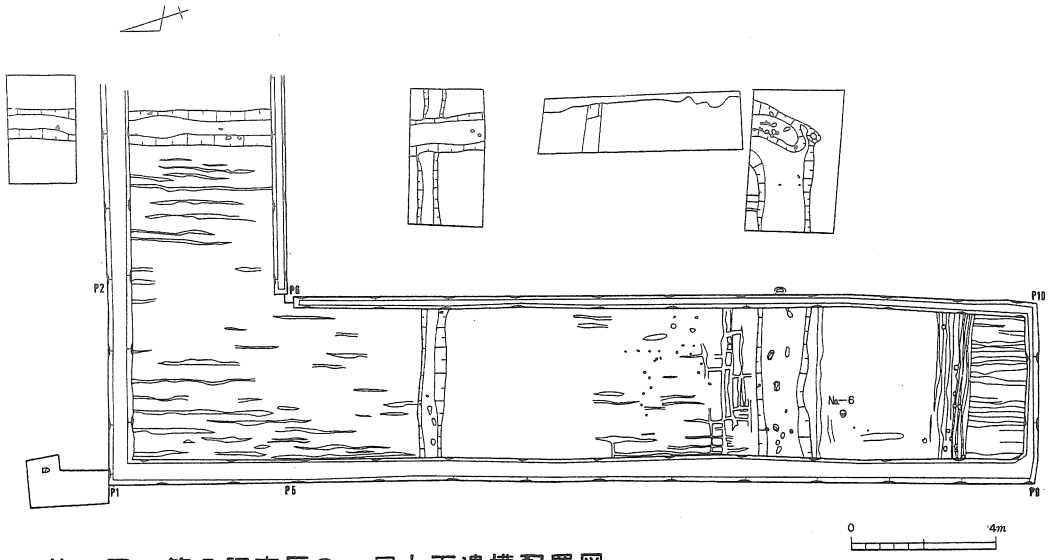

第９図　第Ⅰ調査区８ａ層上面遺構配置図

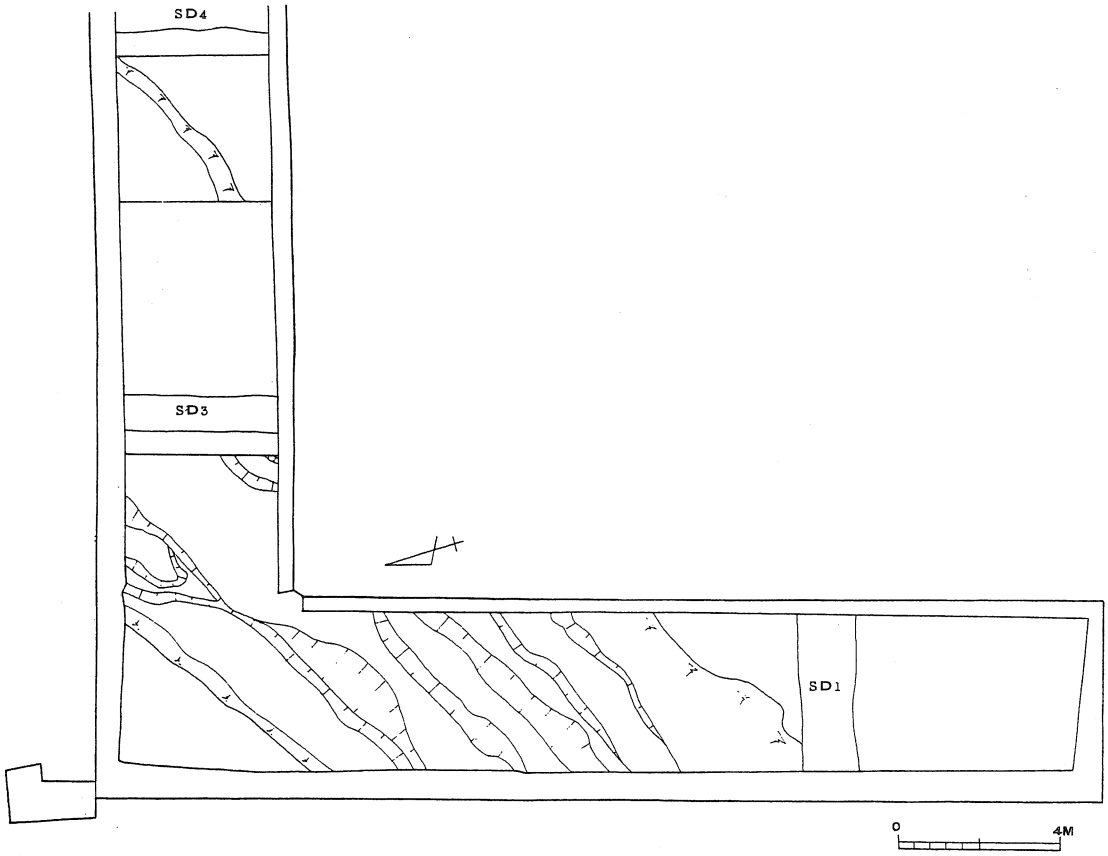

第１０図　第Ⅰ調査区
第9a～12a層溝状自然流路平面図

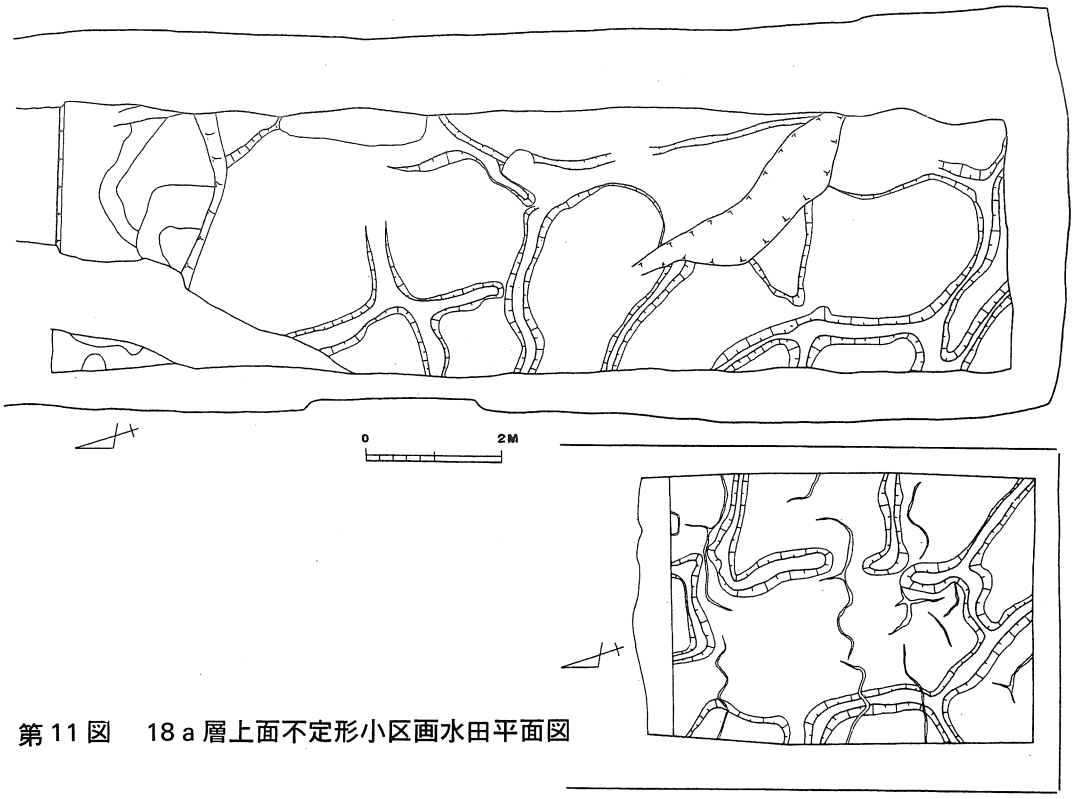

第11図　18a層上面不定形小区画水田平面図

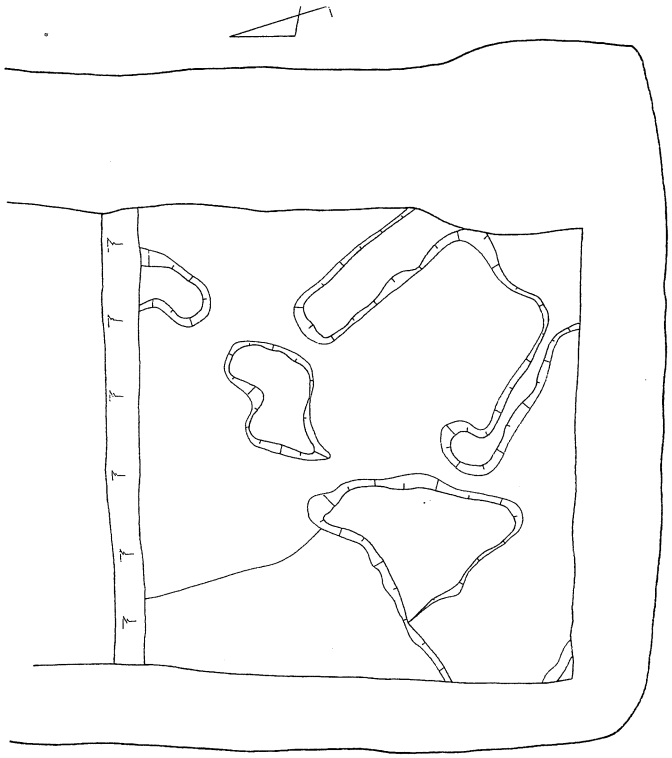

第12図　23a層上面不定形小区画水田平面図

0　2M

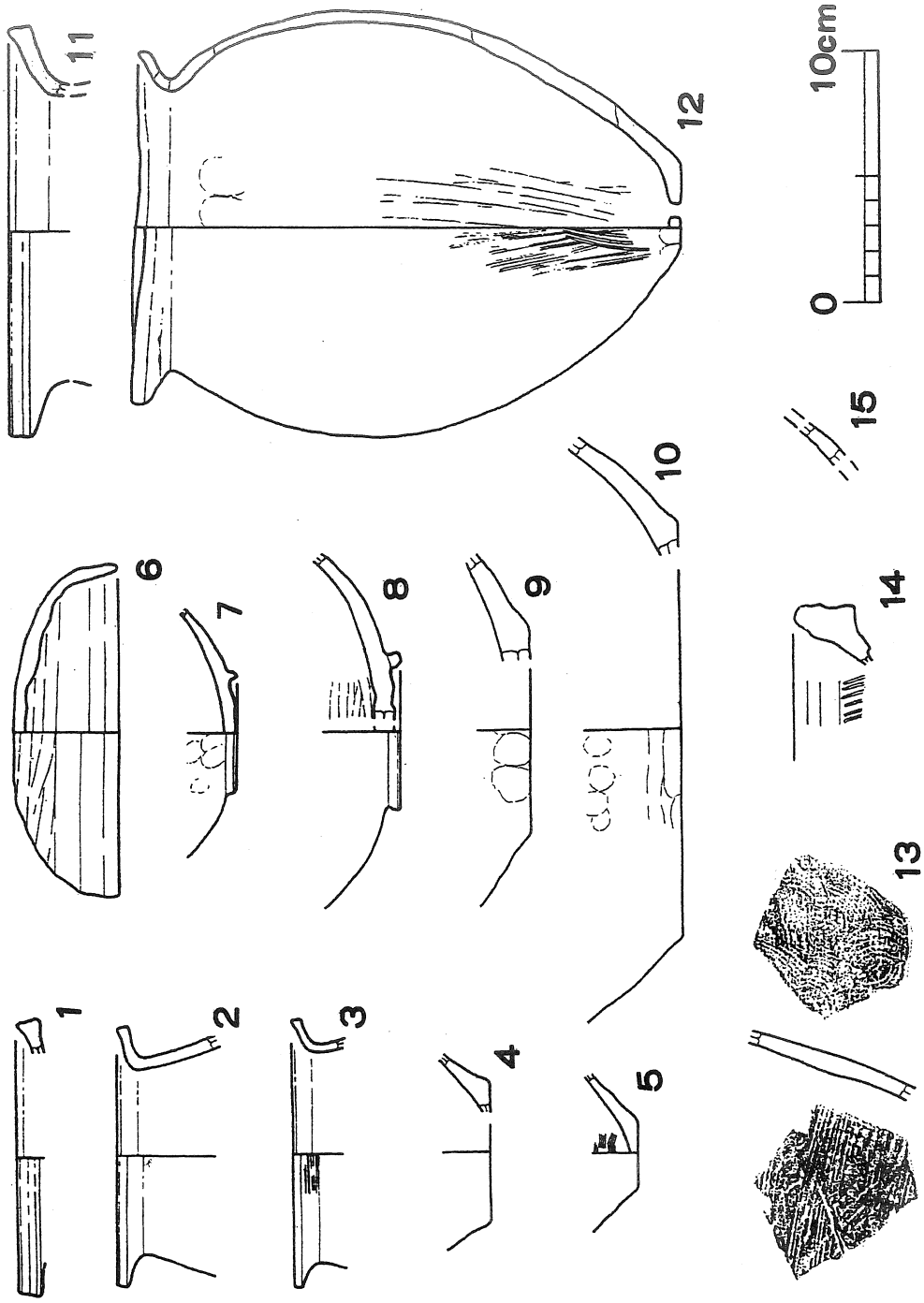

第13図　第Ⅰ地点出土遺物実測図

第Ⅱ章　各　　論

第１節　弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析　(2)

石　上　英　一

2　彩色の分析

はじめに

本稿は、『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報』Ⅰ（1988年３月、高松市教育委員会）に報告した石上「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析」(1)の続報である（以下、「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析」(1)の引用は、石上(1)１頁の如く記す）。

前稿では、**序**において、山田郡田図の調査の経緯と史料学的調査の課題を述べ、ついで、**１．文字・数値の判読と分析―１**において、料紙の欠損により記載の多くが不明となっている南地区の字句を、僅かに残る墨痕（文字の残画）や記載様式（田名、田積、田品、直米などの事項からなる）や面積数値の計算により、推測、復原した。その結果によれば、南地区の田積等は、〔表２　山田郡田図南地区の寺領田畠等の記載〕のようになる。そしてこの作業は、『高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報』（1987年３月、高松市教育委員会）に報告した石上「弘福寺領讃岐国山田郡田図の伝来と研究」収載の〔山田郡田図の釈文と彩色〕（本節の末尾に再録）に提示した文字釈読の解説と、未判読部分の解読の試みでもあった。（注１）

本稿では、前回の(1)で分析できなかった、彩色部分の分析について報告する。なお、〔山田郡田図の釈文と彩色〕では、字句・彩色をそれぞれ○付きの数字・アルファベット大文字で表したが、本稿では表記の簡便化のために、それぞれ**26**、**A**のようにゴシック文字で表す。

(1)　南地区の欠損部分の田等の面積の復原

はじめに、〔表２　山田郡田図南地区の寺領田畠等の記載〕に示した南地区の欠損部分の田、今墾（開墾されて田となった土地）などの面積の推定の過程についてまとめておこう。前稿では、欠損部分の面積・直米の数値に坪行列の添え字付きのＡ～Ｄの変数を用い、変数Ｃで「黄土の上に白緑」（黄土の上に白緑を重ね塗りした部分）全体を指示した。しかし、本稿では、

C：黄土を塗られた土地の面積

E：黄土を塗られた土地の一部を開墾して田畠とした面積（ただし、南地区では、田図上で白緑を塗られた部分は実際に開墾された土地の形状を表示してはいない）

と改める。そこで、坪1･1、坪1･2、坪3･4における黄土の上に白緑を重ね塗りした土地の面積の変数を〔表2〕のように改める。欠損部分の面積は、以下のように確定あるいは推定できる。

① 〔欠損部分の田の面積〕＝〔田の面積〕－〔既知の田の面積〕であるから

$A_{21}+A_{22}+A_{23}+A_{24}+A_{42}+A_{43}$＝8町98束代－2町437束代

＝5町161束代

となる（石上(1) 44頁）。但し、1町＝500代（田畠は束代を単位とする）である。

② 〔欠損部分のうち一筆毎の面積が不明である田の面積の合計〕＝〔欠損部分の田の面積〕－〔欠損部分にもかかわらず数値を推定できる田の面積〕であるから、A_{24}＝400束代（石上(1) 43頁）、A_{42}＝350束代（石上(1) 43頁）とすれば

$A_{21}+A_{22}+A_{23}+A_{43}$＝5町161束代－（$A_{24}+A_{42}$）

＝3町411束代

である（石上(1) 44頁）。したがって

$A_{21}+A_{23}+A_{43}=-A_{22}$＋3町411束代　（ただし、$410 \leqq A_{22} \leqq 490$）

となる。

③ 〔今墾田の面積〕は、$D_{21}+D_{22}+D_{23}+D_{34}$＝89束代であるから（南地区集計〔文字**26**〕Ⅲ行）

$D_{21}+D_{23}+D_{34}=-D_{22}$＋89束代　（ただし、$10 \leqq D_{22} \leqq 80$）

となる。

④ また、A_{22}とD_{22}の関係は

$D_{22}=-A_{22}$+500束代　（ただし、$410 \leqq A_{22} \leqq 490$）

$10 \leqq D_{22} \leqq 90$

となる。また、$A_{22}=400+10n \leqq 490$（ただし、$n=1, 2, 3, \cdots, 9$）から（石上(1) 43頁）

$D_{22}=10n$　（$n=1, 2, 3, \cdots, 9$）

であり、$D_{21}+D_{22}+D_{23}+D_{34}$＝89束代（$D_{21}$，$D_{23}$，$D_{34} \geqq 1$）により$D_{22}<89$であるから

D_{22}＝10, 20, 30, 40, 50, 60, 70, 80

である。したがって

$79 \geqq D_{21} + D_{23} + D_{34} \geqq 9$

$D_{21} + D_{23} + D_{34} = 79, 69, 59, 49, 39, 29, 19, 9$

となる。

⑤　また、A_{21}とD_{21}の関係は$D_{21}, D_{23}, D_{34} \geqq 1$から

$1 \leqq D_{21}, D_{23}, D_{34} \leqq 77$

$D_{21} = -A_{21} + 500$束代　　（ただし、$1 \leqq D_{21} \leqq 77$）

であるから

$499 \geqq A_{21} \geqq 423$

であり、A_{23}とD_{23}、A_{43}とD_{34}の関係も同じである。

⑥　そして、例えば、D_{22}は、$D_{22} = -A_{22} + 500$束代に、$A_{22} = 3$町411束代－（$A_{21} + A_{23} + A_{43}$）を代入すれば

$D_{22} =$（500束代－3町411束代）－（$A_{21} + A_{23} + A_{43}$）

$= -(A_{21} + A_{23} + A_{43}) + 2$町411束代

とも表せる。

(2)　彩色の概要

現存する田図は、おそらく11世紀後半から12世紀初頭の時期に、弘福寺旧領を回復し東寺長者による支配を実現するための事業の中で、弘福寺の讃岐国山田郡所領の基礎資料として、弘福寺、あるいはその本寺である東寺の長者政所において、弘福寺所蔵の天平7年作成の原本から作成された写本である。写本としての現存田図は、文字については地目と数値が集計記事と整合し内容上も妥当であること、図と彩色についても文字記載と矛盾するところはないことから、原本に極めて忠実に作成された模本であると評価できる。(注2)したがって、現存田図から彩色の分析を行なうことは、写本であるという条件を常に考慮しながらであれば許される作業である。以下の考察の必要のために、『高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報』に報告した「弘福寺領讃岐国山田郡田図の伝来と研究」における〔山田郡田図の釈文と彩色〕を、本稿の末尾に再度、掲載しておこう。なお、田図の写真は、『高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報』の口絵および最近の『香川県史』通史編古代の口絵を参照されたい。

弘福寺領讃岐国山田郡田図には、黄褐色・赤褐色・緑白色の彩色と、無彩による土地利用・地形表現がある。彩色に用いられた絵具は、黄褐色が黄土、赤褐色が岱赭、緑白色が白緑であろうと推定される。(注3)以下では、便宜に、黄土・岱赭・白緑の顔料名をもって彩色を表す。

郡界線・坪界線は、墨の直線で引かれている。地種の区分の境界は、坪界線と一致する場合は、坪界線で代用し、坪内に区分線が描かれる場合には、原則として墨の直線・曲線を引く。地種の境界の中には、坪8·3の人夫田と（人夫）家の境、坪9·4の畠田と今畠墾田の境、坪11·5の田と畠・今畠墾田の境のように、坪内の境界であるのに墨界線を引かず、彩色部分の縁辺で表す場合もある。これらの直線・曲線は、共に、はじめに角筆で押線を引き、その上を墨でなぞっている。角筆の押線と墨線のずれがはっきりしているのは、U・V・Nの南界線、坪3·4の北界線、坪4·3と坪4·2の北界線（ここの押線は郡界線に達する）などである。

田図において現状で彩色が明瞭に残っている部分から、三種の彩色は、次のように、地目の区分と対応して使用されていることがわかる。黄土は、坪2·4のDで壟、坪6·1と坪7·1のG・Hで畠、坪7·2と坪8·2のI・Jで畠、坪8·2のKで畠、坪8·4と坪8·5のM・Oで畠、坪8·4と坪9·4と坪9·5のN・V・Wで畠、坪8·5のPで三宅、坪8·5のRで畠、坪11·5のXで畠をそれぞれ表している。白緑は、坪8·5のQで畠成田を表す。このQは下地に彩色はなく、紙の上に直接に塗られている（⑨にて後述）。しかし、白緑は、黄土と合わせて利用される場合がある。そのような例は、坪3·4のFの今墾、坪9·4のUの今畠墾田、坪11·5のYの今畠墾田に見られ、黄土の上に白緑が重ね塗りされている。この表現方法は、黄土の塗られた土地が墾田となったことを示すと考えられるが、この土地利用の時系列的変化を表したところに、本田図の特色の一つがある。なお、これらの彩色の一覧表を〔表3　山田郡田図の彩色一覧〕として掲げておく。③以下の諸節においてこの問題を検討していこう。（注4）

以下の田図の論述においては、必要に応じて、田図の描画方向に従って、料紙の右端方向を上、料紙の左端方向を下、料紙の天方向を左、料紙の地方向を右と表現する。したがって、方位との関係は、南は上、北は下、東は左、西は右となる。

③　坪1・1と坪1・2の彩色

はじめに、田図の該当部分の観察所見を〔図14　坪1·1と坪1·2の彩色〕に掲げておこう。坪1·1と坪1·2は、南半分（上半分）が欠損している。田図の南地区を描いた料紙の第一紙は欠損が甚だしい。（注5）この欠損は、虫損ではなく、腐損と評すべきような状態であり、地辺から天辺方向へ向う、中心間7～8㎝で幅3～5㎝程度の欠損が料紙右端から左方向へ一定間隔で並んでいる。坪1·1と坪1·2の、南半分（上半分）の欠損は、上述の料紙第一紙の右端から一定間隔で天地方向に生じている料紙の欠損のうち、右端から第二列目の欠損部分の一部である。しかし、これらの一定間隔

で天地方向に生じている料紙の欠損の縁や、対象とする坪1·1と坪1·2の欠損部分を包含する欠損部分第二列の他の部分の欠損の縁の様態（すなわち一定の形状を有さない通常の欠損部の縁の様態）と比較して、坪1·1と坪1·2の南半分（上半部）の欠損の様態は特徴的な様態を呈している。坪1·1と坪1·2の南半分（上半部）の欠損部分と残存部分の境目には、波状の墨界線が断続的に残っている。この波状の墨界線の上部（すなわち南部分）の欠損は、この墨界線の波状の形状に沿ってすっぽりと脱落した状態になっているのである。

ところで、この欠損部分の縁辺には3箇所に彩色のある微小な部分が残されている。第一の彩色部分Aは、坪1·1の西南隅（右上隅、西界線すなわち「山田香河二郡境」の郡界線に近接する位置）において欠損部に突き出た径約7㎜の残存部であり、白緑が塗られている。また、第二の彩色部分Bは、坪1·1と坪1·2の境界線（坪境の線）と波状の墨界線の交点の上側（南側）に位置する、欠損部との境のところの2㎜四方程の黄土が塗られた部分である。さらに、〔山田郡田図の釈文と彩色〕作成後に気付いたことであるが、彩色部分Bから左（天辺方向）へ2㎝の、波状墨界線上の欠損部に接した縁にも、幅1㎜、長さ4㎜程の薄く黄土が塗られた第三の彩色部分がある。

この彩色部分は、B′として〔図1〕に示してある。このB・B′の彩色部分の観察の上にAの白緑の彩色残存部分を見直すと、白緑は黄土の上に重ね塗りされていることがわかる。ただしAの部分の黄土の着色は極めて薄い。また、B・B′の部分には黄土の上に白緑が重ね塗りされた痕跡が明確には残されていない。しかし、坪1·1、坪1·2の波状の墨界線の上の部分（坪南半部）の彩色部分が全体として脱落したような欠損の状態は、坪3·4や坪9·4にも見られるような、白緑（緑青も同じ鉱物）の着色に起因する料紙の劣化による脱落の様態と同じであると観察される。緑青（あるいは白緑）着色による素材の劣化の例には、布（麻布）に描かれた「額田寺伽藍并条里図」における小手池・東池・佐保川などの緑青着色部分の脱落の事例がある。したがって、坪1·2の部分にまで黄土の上から白緑が重ねて塗られていた可能性は強い。一定間隔で生じている料紙の欠損の発生以前から、坪1·1と坪1·2の南半分の彩色部分は、白緑着色により紙質の劣化を生じていたと推定される。白緑着色による紙質の劣化の発生は、後述する料紙第二紙の坪9·4に残されている白緑着色部分などにも観察されるところである。要するに、坪1·1と坪1·2の南半部の欠損は、料紙の右端から一定間隔で生じている料紙の欠損のうちの欠損部分第二列の一部であると同時に、この一定間隔の料紙欠損の進行に促進された、絵具（白緑）に起因する紙質劣化部分の脱落による欠損なのである。すなわち、欠損部分第二列は、その左縁を、坪1·1と坪1·2の

彩色部分の紙質劣化箇所の脱落により拡大したのである。

坪1･1と坪1･2の残存する北部分は、坪1･1が田140束代、坪1･2が田147束代である。したがって、一坪の面積：1町＝500代であるから、欠損部分の田図上の面積は、坪1･1が360代(C 11)坪1･2が353代(C 12)となる。これらの欠損部分の面積は、それぞれ一坪の面積の72％、70.6％である。　この黄土が塗られた合計1町213代(C 11＋C 12)の土地が元来田図上でどのような地目として表記されていたか、黄土の上に白緑を重ね塗りした結果どの程度の部分がどのような地目に変化したのかは、欠損により不明である。しかし、この土地を含む南地区の土地面積集計（文字**26**）には畠の項がないこと、また、南北両地区の土地面積集計（文字**72**）のⅧ行以降の畠の直米の項には北地区の畠直米のみ計上され南地区に関する畠の直米の記載がないことから、坪1･1と坪1･2の黄土着色部分の地目は畠でないことがわかる。その他の可能性については**(5)**で後述する。この彩色部分は、米倉二郎「庄園図の歴史地理的考察」（『広島大学文学部紀要』12、1957年9月)が田図の位置比定を行なった際に、

> 讃岐山田郡田図と現況を比較するに上下二つの集団のうち上田つまり南部の池田（池代）池を中心とする一帯はこの池の築造によって開田されたところであろう。宮西の部落内は条里の遺構が明瞭で田図と重ねて考えることができる。この田図の東端より約二町東のところに磐田神社があった。この附近一帯から布目瓦が出土する。池田池の東南西下所には林郷の氏神である拝師神社がある。この附近からやはり平安初期を下らぬ巴瓦を出しており、附近の開発が古いことを物語っている。(376～377頁）

と述べて、田図南地区の現地比定の鍵になる地点の一つとした下林宮西の「池田(池代）池」（池台池）の所在地と密接な関連を有していることは、次稿の〔池台池と田図南地区〕の項において述べる。

(4)　坪2・4の彩色と壟

坪2･4の左（天辺方向、東）3分の1に墨線で囲まれ黄土が塗られた彩色部分Dがある。彩色部分Dは若干欠損しているが、坪2･4の東（天辺方向）の外側の料紙上に貼られ径2～3㎜の黄土が塗られた微小紙片（彩色部分E）は、その欠損部の一部と推定される。彩色部分Dには、「壟百代」（文字**15**）と記されている。壟とは小丘状の地形を意味する。壟の面積は代を単位記号としており、田・畠などが束代を単位記号とするのと異なっている。代とは、元来、1束の稲を収穫できる面積を1代とするところから生じた耕地面積単位で、束代の単位記号は、代のこの耕地面積としての意

味をはっきりとさせるものである。したがって、代の単位記号の使用は壟が耕地ではないことを示している。壟の面積100代は、1町の5分の1で2段になる。壟は田図では東西1.5㎝（坪2･4の南界線上）、南北4.5㎝（坪2･4の東界線上）程に描かれており、この形状は田図の縮尺が約2,000分の1（長さ1町が約5㎝で描かれている）であるから、約2.7段（135代）となり、実面積100代の描画としては許容される大きさと評してよいものであろう。

この壟が、現実の地形において、いかなる地物に比定されるかは、田図の現地比定と密接な関連を有する。米倉二郎「庄園図の歴史地理的考察」は、田園の位置比定を行なった際に、この壟について、

池田池の東方にかつて東光寺山と称する比高五米位の山があった。現在飛行場になってしまったが、これが田図にある墾百代の位置に当るようである。(377頁)

と指摘している。しかし、この壟を「東光寺山」とする比定は誤っている。この壟は、磐田神社（現在は無し）の南参道の突き当りの御旅所の地に当ったことは、次稿の〔壟と「東光寺山」〕の項において、現地調査の所見を交えて述べる。

(5) 坪3・4の彩色と今墾田

坪3･4の彩色部分Fの観察所見を〔図15　坪3･4の彩色〕に示す。坪3･4は、料紙第1紙の右端から繰返す天地方向の欠損の第3列目と第4列目の天辺方向の端と、台形の彩色部分の絵具に起因する料紙劣化・脱落（後述）により、大きく欠損している。

第一次の裏打ち修理の際に、坪3･3と坪3･4の残存部分は歪んで貼られてしまっている。そこで、最初に、坪3･3と坪3･4の南辺の長さを推計する。田図の一坪は、一辺5㎝前後である。坪3･3の東南隅と坪3･4の西南隅は、料紙第一紙の右端から繰返す天地方向の欠損の第3列目により欠損しており、両坪の南界線は連続していない。

しかし、坪3･3と坪3･4の間の南北方向の界線の延長線上に坪3.3と坪3.4の南界線との交点を想定すれば、坪3･3の南辺は5.1㎝、坪3.4の南辺は5.2㎝となる。このことは、裏打ちの際に、坪3･3と坪3･4の南辺は欠損の現状をほぼ保って貼られたことを示している。ただし、坪3･4の南界線は東から4.4㎝残るが、そのうち、最後の約0.6㎝が南（上方）に曲って貼られている。一方、坪の周縁の残存部分（後述）からの推定によれば、坪3･4は北を約6㎝に開いて、坪3･3は北を約4.5㎝につぼめて貼られている。すなわち、坪3･4の北辺は約1㎝伸び、坪3･3の北辺は約0.5㎝、縮まっている。

坪3･4の東（天辺方向）3分の2は、西3分の1の無彩色の水田との間を、北で西

へ少し振れた南北方向の墨直線で区切った台形に区画されている。この台形の部分は、中央から西北にかけての部分が欠落しており、残存辺縁部の内側にわずかに料紙が残り黄土と白緑の彩色が認められる。この彩色された台形の東辺（坪3･4の東界線に相当）は5.0㎝、南辺（坪3･4の南界線の東5分の3に相当）は3.0㎝（坪3･4の南界線の西よりの部分は、坪3･4の西南隅が欠損で残っていないが、2.2㎝と推定される）で、北辺と西辺は欠損により辺の長さを確定できない。坪3･4の北界線（すなわち台形の北辺）は、東端から2㎝分のみ残る。台形の西辺は坪3･4の南界線との交点から北へ4.7㎝分残る。この西辺の北の端で、料紙が残っている無彩色の西側3分の1の台形の東西幅は1.5㎝であり、中央部分の脱落している台形の東西は4.4㎝である。

彩色された台形の西北隅の辺は欠損している。この欠損は、料紙第一紙の右端から繰返す天地方向の欠損の第4列目の欠損の天方向の端に当り、坪3･4の西北隅の欠損から連続している。彩色された台形部分と無彩色の台形部分の境界線を北（下）に延長し、また坪3.4の西界線を北（下）に延長し坪3･4の北界線の西への延長との交点を推定すれば、無彩色の台形の北辺は1.4㎝となる。もしも、坪3･4の北辺（北界線）も南辺（南界線）と同じ5.2㎝（3.0㎝＋2.2㎝）であるとすれば、彩色された台形の北辺は3.8㎝となる（現状の裏打ちによる北に開いた固定の状態では、彩色部分の台形の北辺は4.5㎝程度となっているが、この長さは裏打ちの際の貼り歪みにより本来の辺長より伸びている。

さて、以上の寸法により計算すると、坪3･4の田図上の推定面積は

5.2㎝×5.0㎝＝26㎠

となり、彩色された台形（坪3･4の東3分の2：彩色部分**F**）の田図上の推定面積は

（3.0㎝＋3.8㎝）×5.0㎝÷2＝17㎠

となり、無彩色の台形（坪3･4の西3分の1）の田図上の推定面積は

（2.2㎝＋1.4㎝）×5.0㎝÷2＝9㎠

となる。したがって、1町を二つの台形に比例配分した面積は、彩色された台形（彩色部分**F**）の部分が

500束代×（17㎠÷26㎠）≒327代

無彩色の台形の部分が

500束代×（9㎠÷26㎠）≒173代

となる。実際には、無彩色の台形は田150束代の面積であるから（文字**19**）、彩色された台形（彩色部分**F**）の面積は350代（1町－150代＝350代）である。田図の描写は、水田の実面積については15％増しであるが、田図の坪区画は実際の土地利用を

ほぼ正しく表現していると言えよう。したがって、坪3·4を台形に二分する南北線は、実際の地形の特徴を描写したものであると評価できる。

次に、坪3·4の東3分の2を占める350代の面積の台形の彩色（彩色部分F）を詳細に観察しよう。彩色部分Fは、前述の如く中央部分が脱落し、欠損している北西隅を除く、四辺の縁辺部の僅かな残存部分にのみ彩色が認められる。西辺の文字**20**が書かれた鋸歯状の最大幅0.9㎝の残存部は黄土が強く、白緑は南西隅の「今」字周辺で目立つ。南辺の幅0.1～0.3㎝の残存部、東辺の鋸歯状に残る最大幅0.4㎝の残存部、北東隅の南北幅0.5㎝、西への長さ0.8㎝の残存部とそれから西へ続く北辺の幅0.3㎝の残存部は、白緑が強く残り黄土は僅かに認められるに過ぎない。いずれの彩色も、黄土が先に塗られ、白緑が黄土の上から塗られている。ところで、東辺と西辺の鋸歯状の残存部の状態と、北東隅から北辺にかけての天地方向に長い残存部の状態は、彩色部分Fの台形の中央部が元来天地方向（東西方向）に断裂していたことを示す。鋸歯状の残存部は天地方向の断裂の短辺であり、天地方向に長い残存部は天地方向の断裂の長辺である。南辺の残存部の状態も、天地方向の断裂の長辺であることと矛盾しない。このような料紙の天地方向の断裂は、白緑着色による料紙の紙質劣化が、料紙の巻取りによる天地方向の皺により促進されて生じたものである。後述のように坪9·4の白緑着色部分にも同様の天地方向の断裂が生じている。

彩色部分Fの欠損部分の一部であった微小な断片が三つ存在している。第一の紙片は、坪2·3と坪3·3の境目附近の台紙（第一次裏打ち紙）上に貼られた最大径0.5㎝の黄土が塗られ（彩色部分C）、墨痕（文字**13**）が残る小紙片である。第二の紙片は、彩色部分Fの中央の欠損部の西よりに、台紙上に貼り付けられている径0.3㎝の黄土が塗られ僅かに墨痕が残る小紙片である（本稿では彩色部分F′と称する）。第三の紙片は、彩色部分Fの中央の欠損部の南東隅から北へ1㎝のところに貼られた径0.2～0.3㎝の黄土が塗られた小紙片である（本稿では彩色部分F″と称する）。第一の紙片には、「彡」の上部の3画分の残画がある（文字**13**）。この残画は、田図内に使用された文字の中では「墾」字の左上隅の筆画に相当する。一方、彩色部分Fの文字**20**の「今墾四××□□」の第二字目は、「墾」字の上部右側の「艮」のみ残るが、伴信友模本（文政3（1820）年写。小浜市立図書館酒井家文庫伴信友文庫）・『讃岐国名勝図絵』巻四山田郡上（嘉永7（1854）年刊。）所収縮刻図は下部の「土」を写し取っているから、「墾」と読取って良い。文字残画**13**は文字**20**の第2字目の「墾」の上部左上に接続する。次に、第二の紙片の墨痕は、第二の紙片のすぐ右上の文字**20**の第三字目の「四」の左上隅の部分に相当する。なお、文字**20**は、「今墾四十□東代」

と復原できる（石上「山田郡田図の調査」12頁、石上(1)47頁）。また、黄土は、北地区では大部分の場合に畠を表現するのに使用されているが、一部、坪7･5の三宅の地で畠ではない土地を表現している（彩色部分Ｐ）。この彩色部分Ｐは、彩色部分Ｔから彩色部分Ｒへ連続する地形表現から、非水田の微高地であることがわかる。黄土で表現された非水田の微高地には、畠として利用される耕地とそれ以外の非耕地の土地が含まれ、非耕地の土地には坪2･4の壟のような例もある。この彩色部分Ｆの黄土が畠を表示するものではなかったことは、南地区の集計に畠が計上されていないことから明らかである。また、この41束代以上、49束代以下の面積の「今墾」は、南地区の集計に計上された「□（今）墾田」89束代には含まれない（石上(1)46～47頁）。

なお、この今墾の面積の最低値は、欠損部分に一文字しか入らないとすれば「今墾四十束代」となり40束代となるが、ここでは2文字分の欠損として41束代としている。

したがって、坪3･4の東3分の2の台形区画(彩色部分Ｆ)における、黄土と黄土の上に重ね塗りされた白緑の彩色と「今墾四十□束代」の文字記載は、写本である現存本が原本の彩色の様態を忠実に模写しているとすると、次のような土地利用の経過を示していることになる。

1. 天平(735)7年の田図定の時点において、坪3･4の東側350代（7段）の台形部分は非耕地の微高地であった。したがって、坪3･4の東側350代の台形部分は、寺田畠の面積集計には計上されていない。この非耕地の微高地を表現するために、黄土を塗った。
2. その後のある段階の検田で、坪3･4の東側350代の台形部分の内の西方の150束代の水田に隣接した部分が開墾され41～49束代(295.2歩～352.8歩）の面積の田（陸田あるいは水田）となった。そこで、開墾による土地条件の変化を表示するために、黄土の上から白緑を塗った。その際、開墾面積は1段弱であるにもかかわらず、350代の台形の区画全体に開墾を示す白緑を塗ってしまった。

このように考えられるとすると、この田図の原本には、天平7年の作成よりも後の時期の加筆が存在していたことになる。また、実際の開墾面積以上に、区画内全体に白緑を塗ったのは、1段弱の開墾地を手懸りとして、寺領田畠として田図に計上されていなかったために弘福寺の領有権が認められていなかった坪3･4内の東3分の2の台形の土地に対する領有権を確立するための操作であったと考えられる。そして、台形の南西隅の「今」字の部分を除いて西辺の文字列上には白緑が認められないことは、田図の模写に際して、文字を書き易くするために文字の墨付き部分に白緑を塗らなかったためであろう。ただし、同様な作図上の意図が原本への書入れ時に働いており、

模写時にはその様態を模倣しただけである可能性もある。坪1･1と坪1･2の南3分の2の黄土彩色部分も同様に、次のような経過を辿ったことが推測される。

1. 天平7(735)年の田図定の時点において、坪1･1と坪1･2の南側1町213代(1町4段93.6歩)の長方形部分(ただし、北辺は波状で不整形である)は非耕地の微高地であった。したがって、坪1･1と坪1･2の南側の長方形部分は、寺田畠の面積集計には計上されていない。この非耕地の微高地を表現するために、黄土を塗った。
2. その後のある段階の検田で、坪1･1と坪1･2の南側1町213代の長方形部分の内の一部分が開墾されて、畠または田(陸田あるいは水田)になった。そこで、開墾による土地条件の変化を表示するために、黄土の上から白緑を塗った。

   その際、開墾面積は1町213代に及ばないにもかかわらず、1町213代の長方形の区画全体に開墾を示す白緑を塗ってしまった。

1町213代の長方形部分全体に白緑を塗ったのは、坪3･4の台形部分(彩色部分**F**)に対する領有権確立の意図と同様に、長方形部分内の一部分の開墾を手懸りに、寺領外であった1町213代全体を寺領とすることを意図してであろう。また、坪の南西隅に位置する彩色部分**A**に比較して南の水田との境界に位置する彩色部分**B**・**B′**では白緑が極めて薄いのは、坪3・4の例を考慮すれば、彩色部分**B**・**B′**の近傍に開懇を明示する墨付きが存在したこと、すなわち水田との境界附近が新たに開墾されたことを示すとも考えられる。南地区では、境界を越えた隣接地の土地景観は描写されていない。坪3･4の台形部分あるいは坪1･2や坪1･3の長方形部分、および坪2･4の壟は、寺領が存在する坪内の非耕地であったので彩色されて区別されたのである。弘福寺による、坪3･4の東3分の2の台形部分あるいは坪1･2や坪1･3の南側の長方形部分における非耕地の耕地化は、寺領である既墾地の田畠等(田図定において田畠集計に計上され田畠等)を中心として、周辺に隣接する非寺領の非耕地を寺領化する行為である。

(6) 南地区の無彩の「今墾」

田図の南地区には、坪2･1、坪2･2、坪2･3の東側(左側)には、「今墾×(東)代」(坪2･1)、「今墾×××(東)代」(坪2･2)、「今墾××(東)×(代)」(坪2･3)などの「今墾」と表現される開発された水田が所在することが記されている。この「今墾」は、坪4･3の欠損部分にも記されていたと推定される(石上(1) 46頁)。これらの4か所の「今墾」は、南地区田畠集計の「合□(今)墾田八十九東代××(直米)并租者丙子年×(不)取」(文字**26**のⅢ行。( )は傍注)の89東代に相当する。そして、これら

の「今墾」の表現は、前回の検田では非耕地であった土地がその後開墾され、天平7年田図定で勘出されて田と認定された経過を示していると考えられる。また一方、これらの勘出地は実際に各坪で勘出されたものではなく領域内の田面積が1町以下の坪を田1町に切上げるために机上の計算で行なった勘出である可能性もある(石上(1)46頁)。勘出の対象となった新耕地は、元来の地形が微高地であることを示す黄土によっては彩色されていない。このことは、勘出地が自然地形として微高地ではなかったことを示すのか、あるいは微高地ではあっても小面積であったので描写の対象外となっていたことを示すのか、または机上の計算で勘出された土地なので描写されるべき実体をもたなかったことを示すのかのいずれかであろう。

前節(1)で述べたように

$410 \leqq A_{22} \leqq 490$　　$80 \geqq D_{22} \geqq 10$

$423 \leqq A_{21}, A_{23}, A_{43} \leqq 499$　　$77 \geqq D_{21}, D_{23}, D_{43} \geqq 1$

であるから、坪2·1、坪2·2、坪2·3、坪4·3は

坪2·1、坪2·3、坪4·3の田の面積は、一坪の84.6％～99.8％

坪2·2の田の面積は、一坪の82～98％

となる。そして、これら4坪分の田の面積は、4坪合計の面積が4町、4坪に存在する今墾(田)の面積が89束代であるから

4町－89束代＝3町411束代　　((1)の②参照)

となり、平均開田率は

3町411束代÷4町×100＝95.55％

となり、1坪の田の平均の面積は477.75束代である。これらの坪の開田率は今墾を除外しても高い。

ところで、南地区の黄土が塗られていない部分の総面積は

140束代＋147束代＋1町×6(坪)＋400束代＋150束代＋350束代＝8町187束代

である。天平7年の田図定において、南地区の田面積は8町98束代、同じく今墾(田)の面積は89束代であるから(文字**26**)

〔黄土が塗られていない部分の総面積〕＝〔田の面積〕＋〔今墾(田)〕

＝8町98束代＋89束代

＝8町187束代

となる。南地区の黄土が塗られていない部分(8町187束代)に占める今墾(田)の面積(89束代)の割合は

89束代÷8町187束代×100≒2.13％

であり、既存の田の面積に対する今墾(田)の増加率は

89 束代÷8町 98 束代×100≒2.17％

である。すなわち、前回の検田時から天平7年田図定時への田の増加率は、約2％であることがわかる。

(7) 北地区の人夫家・畠の彩色

北地区には〔表3〕にも示したように、G・H、I・J、K・L・S・M・O、T・U・V・N・W・P・Q・R、X・Yの、彩色された五つの連続した微高地状の地形がある。この中で、北地区の坪8·3と坪8·4、及び坪9·3で人夫の家地を表示している彩色を見ておこう。

坪8·3の北3分の2の部分（彩色部分L）とそれから北に続く坪9·3に張り出した凸状の部分（彩色部分S）、及び彩色部分Lから東に続く坪8·4の南4分の1の部分（彩色部分M）には、岱赭が着色されている。坪8·3の南3分の1は無彩色で「人夫田」（文字**48**）と墨書され、それと約5㎜離れて岱赭の彩色の上に「家」（文字**49**）と墨書されている。この「家」は「人夫田」に続くもので、岱赭が着色された彩色部分Lと彩色部分Sが人夫の家の所在地(家地)であることを示している。さらに、坪8·4の彩色部分Mには、「人夫／等／家」（文字**51**。／は改行記号）と記される。この人夫の家地は、彩色部分K・L・S・M・Oと連続する地形の一部であり、この連続する地形は、畠・家地などに利用された微高地である。

また、坪9·3の北2分の1の凹状の地形（彩色部分T）にも岱赭が着色されている。この彩色部分には「人夫等／家畠」（文字**61**）と2行書きで墨書がある。本田図では、畠には黄土が使用され、家地には岱赭が使用されるのが原則であるが、この彩色部分では、岱赭で彩色した地域内に人夫の畠も含まれている。

また、彩色連続部分G・H、彩色連続部分I・Jは、水田中の島状の微高地の形状を表現している。(注6)彩色連続部分K・L・S・M・O中の畠O、彩色連続部分T・U・V・N・W・P・Q・Rの中の畠V・N・W、畠R、彩色連続部分X・Yの中の畠Xは、それぞれ広い面積に及ぶ微高地状地形の中の一部分である。

(8) 北地区の坪8・4と坪11・5の今畠墾田

北地区田畠集計の「三百卌束田墾得直米三石四斗」（文字**72**のⅣ行）の「田墾得」に相当する「今畠墾田百五十束代」（文字**62**。坪9·4の彩色部分Uを指示）、「今畠墾田百卌束代」（文字**71**。坪11·5の中の彩色部分Yを指示）、「畠成田五十束代」（文字**57**。坪8·5の中の彩色部分Qを指示）の三つの耕地片は、前回の検田の時点で

既に畠として開発されていた土地の一部がさらに水利環境の改善などにより田（陸田あるいは水田）にされ、天平７年の田図定で「田墾得」と認定された例である。これらの三つの耕地片の内、坪 9･4 と坪 11･5 の中の二つの耕地片は、黄土を着色した上から白緑を重ね塗りしている。

まず坪 9･4 の彩色部分Ｕについて、田図の該当部分の観察所見を〔図16　坪 8･5 と坪 9･4の彩色〕に掲げる。坪 9･4 の彩色部分Ｕは、彩色部分Ｔ・Ｕ・Ｖ・Ｎ・Ｗ・Ｐ・Ｑ・Ｒの連続する微高地状地形の一部である。ただし、坪 9･3 と坪 9･4 の北坪界線のさらに北に続くと考えられる微高地や、坪 8･5 の東坪界線の東になお少し続くと考えられる微高地は、寺領外の故に本田図からは除外されている。彩色部分ＵとＶは、墨線ではなく、彩色部分Ｕの白緑の彩色の縁で区分されている。彩色部分Ｕは、坪 3･4 の彩色部分Ｆと同様に、黄土の上に塗られている白緑により料紙の紙質が劣化して天地方向の断裂が入っている。田図の料紙の第二紙･第三紙には、第三紙の左端（文書としての田図の奥）から右方向に中心間7～8 *cm*で、地辺から天辺方向に、高さが紙高の４分の３から３分の２、幅が3～5*cm*程度で走る11列の料紙の欠損と紙面の損耗（主に料紙の裏面から進行していると観察される）がある（石上「山田郡田図の調査」８頁）。坪行列の行９も坪9･４の西半分（右半分）まで、この料紙の欠損・損耗の第八列に当っている。したがって、坪 9･4 の白緑着色部分の紙質の劣化とこの料紙の欠損・損耗の進行が相乗して、料紙の断裂を進行させている。このために、彩色部分Ｕは北西隅（右下隅）の極く微小な部分、すなわち文字**62**のI行目の「今畠墾田百」の下部が部分的に欠落している。彩色部分Ｖ･Ｎ・Ｗの畠の面積の合計は

240 束代＋ 100 束代＋ 10 束代＝ 350 束代

で、彩色部分Ｕの今畠墾田 150 束代が前回検田時に畠であたったとすると、彩色部分Ｕ・Ｖ・Ｎ・Ｗの畠の面積は、元来

350 束代＋ 150 束代＝ 500 束代

であったこととなる。したがって、畠の墾田への転化率は

150 束代÷ 500 束代× 100 ＝ 30 ％

となる。

坪 11･5 の彩色部分Ｙは、Ｘ･Ｙと連続する微高地状地形の一部である。ただし、坪11･5 の北と東に続くと考えられる微高地は、寺領外のために本田図から除外されている。前述の料紙の第二紙と第三紙の左端から繰返す料紙の欠損・損耗の第六列・第七列は坪 11･5の右（西）までしか進行してきていないので、この彩色部分Ｙは料紙の断裂や欠落を生じていない。ところで、この部分は、坪 9･4 の彩色部分Ｕ・Ｖの区分の方法と異なって、畠（彩色部分Ｙ）を今畠墾田（彩色部分Ｘ）が囲み、かつ境界を墨線で明

示している。これは、畠が僅かに10束代で、今畠墾田が140束代に及び、今畠墾田が畠を囲むような形状であったことによるのであろう。なお、前回検田時に今畠墾田が畠であったとすれば、畠の面積は

10束代＋140束代＝150束代

となり、畠の墾田への転化率は

140束代÷150束代×100≒93.3％

となる。このような墾田への転化率の高さ、すなわち畠として残された耕地の僅少さが、墨線で畠を囲む表現方法を採用させたのであろう。

(9) 三宅地区の彩色

まず田図の坪8・5の該当部分の観察所見を〔図16 坪8･5と坪9･4の彩色〕に掲げる。坪8･5の南辺の彩色部分Oの畠10束代と佐布田87束代を除く北5分の4は、彩色部分T・U・V・N・W・P・Q・Rと連続する微高地状地形の一部である。彩色部分Pの面積は

263束代＝1町－10束代〔畠〕－87束代〔田〕－50束代〔畠成田〕－90束代〔畠〕

から、263束代である。北地区の集計（文字**72**の畠集計項中のV行）に「三百六十三束代三宅之内直不取」とある三宅363束代は、

363束代＝263束代＋10束代〔畠〕＋90束代〔畠〕

であるから、彩色部分**P**の三宅の敷地263束代と彩色部分**O**の畠10束代と彩色部分**R**の畠90束代の合計の面積となる。そして、彩色部分Qの中には、墨線で囲まれた無彩色の地片が二つあり、それぞれ「倉」（西寄り）、「屋」（北寄り）と墨書されている。また、Qの西側に井戸を示す「井」が墨書されている。畠成田50束代は、坪9･4の今畠墾田150束代、坪11･5の今畠墾田140束代と共に北地区の田墾得340束代を構成するから、畠が墾田に変化した耕地である。畠成田の語は、あるいは「畠と成った田」、すなわち田が畠に成ったとも読取れるが、上記のように墾得された田（墾開して得られた田）と表現されているので、そのようには解釈できない。この畠成田は東隣の畠90束代（彩色部分R）から連続する畠が開墾されて墾田となったものである。畠成田の「成」も今畠墾田の「墾」も「なり」と訓むとすれば、畠成田も畠墾田も同じ開発行為を示すことになる。ただし、両者の差異は、「今」が冠せられているか否かにある。「今」が前回の検田から天平7年田図定への変化を示すとすれば、畠成田における畠から墾田への転化は前回の検田の際に既に完了していたことを示すのかもしれない。しかし、この畠成田は、なんらかの理由で畠の地目の中に入れられ続けていたのであろう。因みに、この弘福寺所領における、賃租直米は

田の賃租直米の平均額

南地区 1 町　　5.08 石　（ 41.6 石÷ 8 町 98 束代 ）

北地区 1 町　　5.36 石　（ 63.4 石÷ 11 町 412 束代 ）

全体 1 町　　5.24 石　（ 105 石÷ 20 町 10 束代 ）

畠の賃租直米の平均額

畠田墾得 1 町　5 石　（ 3.4 石÷ 340 束代 ）

見畠 1 町　　2.54 石　（ 3.5 ÷ 1 町 190 束代 ）

であり、墾得されて田となった耕地の賃租直米は、田の賃租直米とほとんど変らない。田と、畠の地目中の畠成田・畠墾田との違いは、後者が田租を徴取しないところにある。

ところで、この彩色部分Ｐ・Ｑ・Ｒは次のように彩色されている。まず、Ｐは坪 8・5 の東界線より 1.3 ㎝のところまで黄土で塗られ、Ｒは同じく東界線から 1 ㎝の幅で北界線から 0.6 ㎝離れたところまで黄土で塗られている。よってＰとＲの間には南北方向に幅 0.3 ㎝で北界線から 0.6 ㎝の幅で東へ曲った鍵形の無彩色の区画ができる。Ｑはこの区画に白緑を塗ったものである。ところが、白緑は、Ｐに 0.3 ㎝、Ｒに 0.3 ㎝、それぞれ黄土の上にはみ出して塗られている。この畠成田の部分は、田図原本では、恐らくＲの畠の延長で黄土で彩色され、畠成田に相当する部分だけ細長く白緑が重ね塗りされていた状態であったが、模写本（現存田図）作成に当って畠成田の形状を明確に示すために、あるいは狭い部分の描画の繁雑さを避けるために、下地の黄土を省略して描いたのであろう。なお、彩色部分Ｑも、白緑の影響による料紙の劣化で天地方向の断裂の徴候が見られる（石上「山田郡田図の調査」16 頁）。

なお、北地区の畠から今畠墾田へ転化した耕地面積は 340 束代で、田 11 町 412 束代に対しての増加率は

340 束代÷ 11 町 412 束代× 100≒ 5.75 ％

であり、畠 1413 束代に対する転化率は

340 束代÷ 1,413 束代× 100≒ 24.1 ％

で、三宅 363 束代を除外した畠 1050 束代に対する転化率は

340 束代÷ 1,050 束代× 100≒ 32.4 ％

である。

なお、前回の検田の時点から既に寺領の畠であった彩色部分Ｕ・Ｙ・Ｑへの白緑の重ね塗りの表現は、南地区の黄土彩色部分への白緑重ね塗りの表現の目的（天平 7 年田図定の以降における土地条件の変化の田図への描き込み）と異なって、前回の検田の際と今回の田図定の際の土地条件の変化（前回の検田の際に畠・三宅地であった土地の一部が開発されて今畠墾田・畠成田に転化したこと）を描くために行なわれてい

る。もしも、前回の検田の際にも田図（前田図）が作成されていたとすれば、そこでも畠として黄土が着色されていた筈で、前田図と天平７年田図の差異（開発の進展による畠等の今墾田への変化）を明示するために天平７年田図では白緑を黄土の上に着色したことになる。

小結

今年度は、上述の彩色分析の上に立って、現地比定と景観分析、所領経営と開発の展開の基礎となる旧池台池の水利、壟の現地比定の検討のために、若干の現地聞取り調査を行なった。下林地区の水利、景観などの聞取り調査は、1988年11月11日、高松市林出張所において、高松市議会議員大熊忠臣氏、高松市林出張所長棚田義美氏、元林村長宮井政雄氏（高松市六条町）、太田久米太郎氏（高松市林町）、高原カヲル氏（高松市六条町）、真鍋繁子氏（高松市林町）の協力を得て行なった。また、1989年２月１日、末光甲正氏と共に、石見茂太郎氏（高松市林町）から、上林地区の飛行場建設以前の状況についての聞取り調査を行なった。さらに、調査委員会の作業として行なわれた末光氏らによる文化15年「山田郡下林村順道絵図」の検討の成果を参照する機会を得た。その結果、米倉氏の、壟を東岡寺山に当てる見解は誤りであることが判明した。すなわち、東岡（光）寺山とは、壟推定地の真南約２町に存在した小丘であること、壟の位置には磐田神社（坪3･4の南の坪の東南に所在した）の御旅所（御輿休）があり、坪2･4、坪3･4の東界線西側上に磐田神社の参道である馬場があり、坪3･4の東３分の２の台形の区画は磐田神社領の土地に相当するのである。これらについては、今回論及できなかったので、次回に論じることとしたい。

注

(1) 弘福寺領讃岐国山田郡田図については、最近、『香川県史』通史編古代（1989年１月、香川県）で金田章裕氏が、論及している。

(2) 現存の山田郡田図が写本であることは石上「山田郡田図の調査」（『東京大学史料編纂所報』20号、１９８６年３月）に述べた。現在、写本の作成時期は、11世紀後半から12世紀初頭の時期の可能性が高いと考えているが、内容は８世紀の事実を伝えるものとして、ほとんど疑うべきところがない。ただし、寺印などは８世紀のものではなく、また寺家署判も署名が省略されている。

(3) 顔料の最終的な同定は、化学分析あるいは日本画家の鑑定によらねばならないが、今調査では、その手続を経ていないので、私見により顔料を推定しておく。

(4) 彩色の基礎的検討は、石上「山田郡田図の調査」に述べてある。
(5) 料紙の欠損の状態については、石上「山田郡田図の調査」に述べてある。
(6) この畠は、いわゆる島畠ではないことは、金田章裕『条理と村落の歴史地理学的研究』（1985年、大明堂）参照。

〔表2　山田郡田図南地区の寺領田畠等の記載〕

坪行列	田															その他					
	田・坪の名称		面積					直米							地目		彩色	面積			
			変数	最大値		最小値		直米			1町当直米			田品				今墾		その他	
																		最大値	最小値	最大値	最小値
	天平7年田図	天平宝字7年注文		町	束代	町	束代	石	斗	升	石	斗	升		地目	変数		束代	束代	代	代
1・1	津田西口	津田			140			2	2	0	7	8	6	上	（不明）（今墾カ）	C 11 E 11	黄土 白緑を重ね塗り			360 360	1
1・2	津田	池田			147			2	0	0	6	8	0	上	（不明）（今墾カ）	C 12 E 12	黄土 白緑を重ね塗り			353 353	1
2・1	津田	長田	A 21		499		423								今墾	D 21	無彩	77	1		
2・2	津田		A 22		490		410								今墾	D 22	無彩	80	10		
2・3	津田		A 23		499		423								今墾	D 23	無彩	77	1		
2・4	津田	池辺田	A 24		400			4							壟		黄土			100	
3・2	津田			1	000			5	0	0	5	0	0	中							
3・3	津田			1	000			5	0	0	5	0	0	上							
3・4	津田	池口田			150			3	0	0	10	0	0	上	（不明）今墾	C 34 E 34	黄土 白緑を重ね塗り			350 49	41
4・2	（欠損）		A 42		350										□□□時除		無彩			150	
4・3	（欠損）		A 43		499		423									D 43	（無彩カ）	77	1		
合計				8	098			41	6	0	5	0	8					89			

凡例1）未知の面積等の変数（A：田、B：直米、C：黄土の上に白緑、D：今墾）を、前稿ではA11（11は坪行列を示す）のように表記したが、本稿ではA11のように表記する。
2）前稿では、変数Cで「黄土の上に白緑」（黄土の上に白緑を重ね塗りした部分）全体を指示したが、本稿では、
C：黄土を塗られた土地の面積
E：黄土を塗られた土地の一部を開墾して田畠とした面積（南地区では、田図上で白緑を塗られた部分は実際に開墾された土地の形状を表示してはいない）
と改める。また、坪3・4の黄土の上に白緑を重ね塗りした部分の面積の変数を本表のように改める。
3）面積の最大値・最小値の欄には、変数A・C・D・Eの最大値・最小値を記載した。
4）面積の最大値欄の数字で、太字のものは田図から数字が読取れる面積、□のものは推計により確定できる面積を示す。
5）面積の推計については本文参照。

［表３　山田郡田図の彩色一覧］

記号	坪行列	地目	彩色	面積(代)	備考
A	１・１	(不明)	黄土	(３６０)	*360=500-140、353=500-147
		(今墾カ)	黄土の上に白緑		*A・Bは連続した地形を表す
B	１・２	(不明)	黄土	(３５３)	*白緑を重ね塗りして表示さ
		(今墾カ)	黄土の上に白緑カ		れた地目は今墾か
D	２・４	壟	黄土	１００	
F	３・４	(不明)	黄土		
		今墾	黄土の上に白緑	(４１～４９)	*田積は「四××束代」と推定
G	６・１	畠	黄土	５０	*G・Hは連続した地形を表す
H	７・１	畠	黄土	１００	
I	７・２	畠	黄土	５０	*I・Jは連続した地形を表す
J	８・２	畠	黄土	４０	
K	８・２	畠	黄土	１１０	*K・L・S・M・Oは連続した地形
L	８・３	(人夫)家	岱赭		を表わす
S	９・３	[(人夫)家]	岱赭		
M	８・４	人夫等家	岱赭	１３０	
O	８・５	畠	黄土	１０	
T	９・３	人夫等家畠	岱赭		*T・U・V・N・W・P・Q・Rは連続し
U	９・４	今畠墾田	黄土の上に白緑	１５０	た地形を表す
V	９・４	畠	黄土	２４０	*TとUの境界は坪界線
N	８・４	畠	黄土	１００	*UとVの境界は彩色の縁辺
W	９・５	畠	黄土	１０	*N・WとPの境界は坪界線
P	８・５	三宅	黄土	３６３	*PとQの境界は彩色の縁辺
Q	８・５	畠成田	白緑	５０	*QとRの境界は彩色の縁辺
R	８・５	畠	黄土	９０	
X	11・５	畠	黄土	１０	*X・Yは連続した地形を表す
Y	11・５	今畠墾田	黄土の上に白緑	１４５	*XとYの境界は墨線

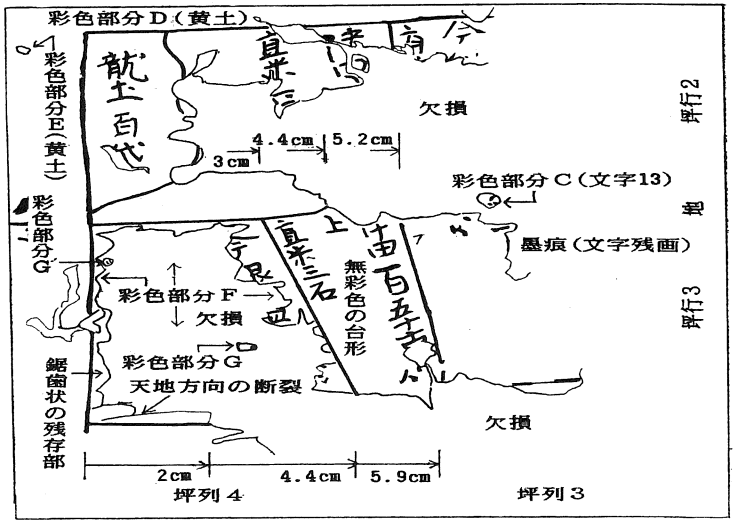

第14図　坪1·1と坪1·2の彩色

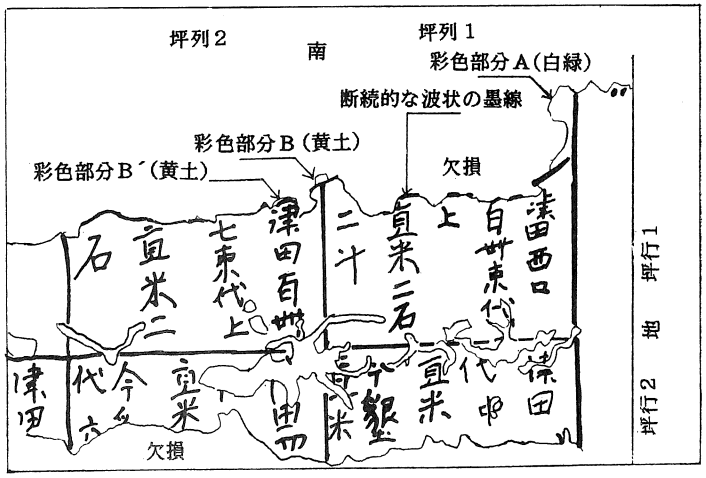

第15図　坪3·4の彩色

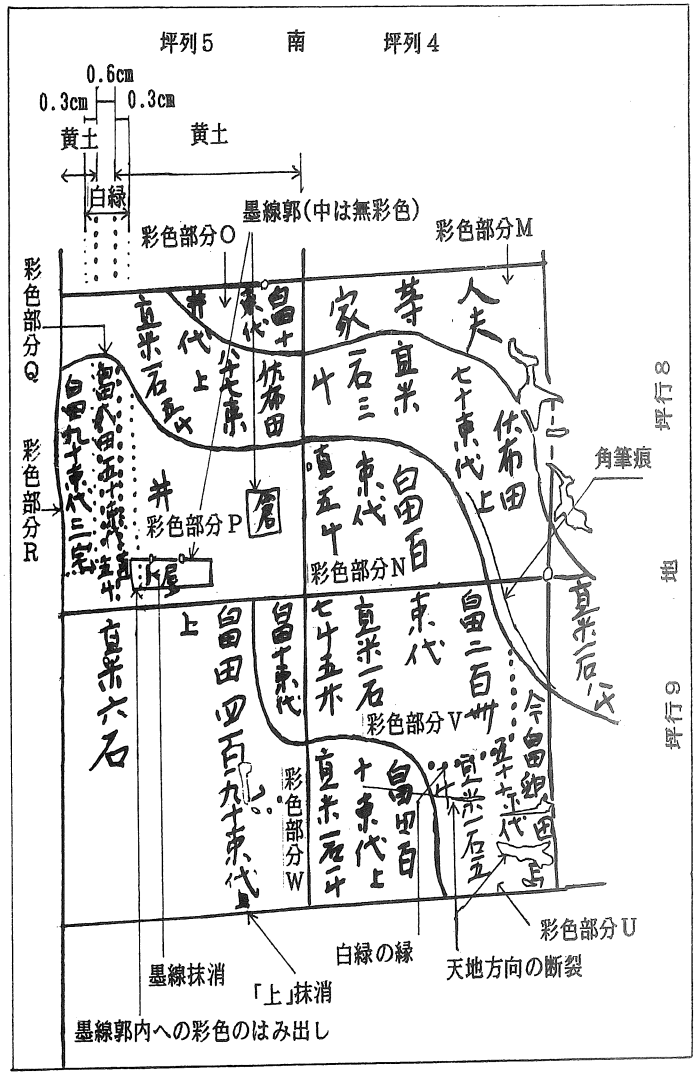

第16図　坪8·5と坪9·4の彩色

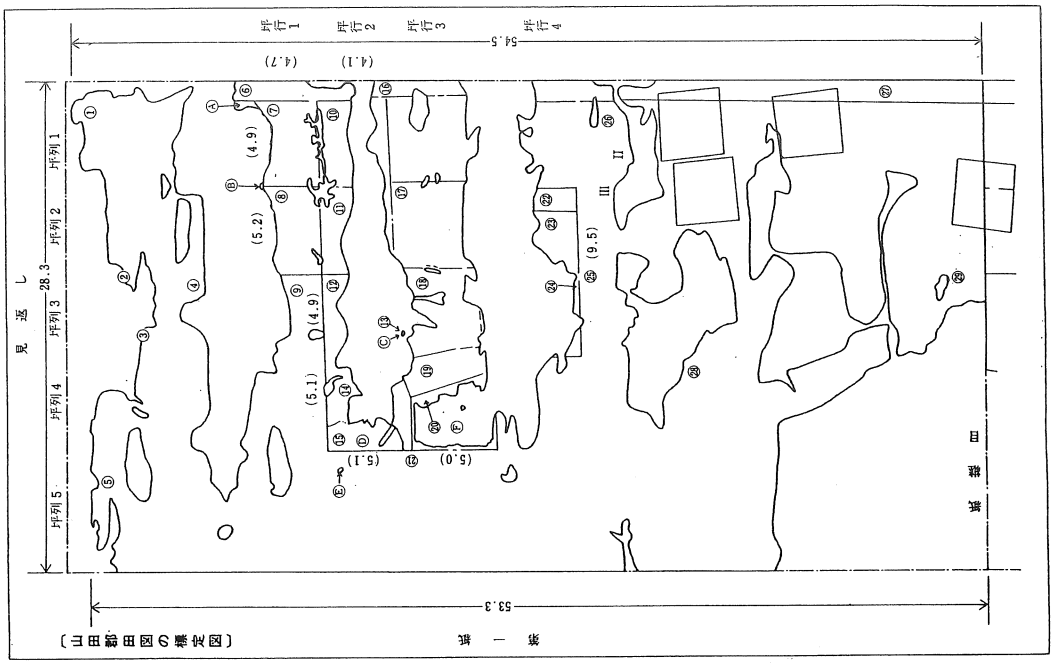

第一紙
〔山田都田図の標定図〕
見返し
28.3
53.3
54.5
紙継目

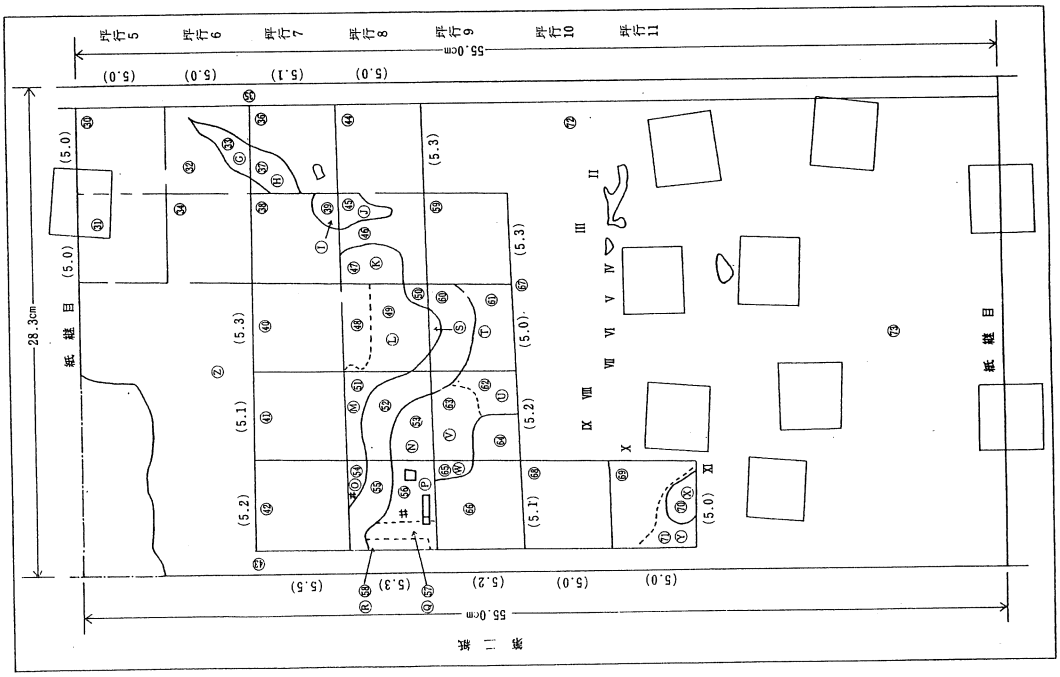

第二紙
28.3cm
55.0cm
紙継目

山田郡田図の釈文と彩色

凡　例

1　「山田郡田図の標定図」の①～㉔の文字（墨書）・墨痕の釈文及び、Ⓐ～Ⓩの彩色等の状態を記す。

2　左傍に附した「・」は従来の釈文と異なる箇所（但し、欠損部には附していない）、□は残画が存在する文字で右傍の〔　〕内は残画からの推定釈文、×は欠損部に存在したことが推定される文字、□・×の右傍の（　）内の文字は内容等から推定される釈文、〈　〉は注釈。二行以上の文は行毎に改行し、行頭にローマ数字で行数を示す。

3　釈読、欠損文字数・同文字の推定、彩色の判定等については石上「山田郡田図の調査」を参照されたい（①㉖㉗は誤記を訂正した）。

①山田香河二〔郡〕君境
②③⑥〈②は表の、③⑥は裏の墨痕。②⑥は墨汚れ状、③は「〻」状の残画様の墨痕〉
④〔南〕□
⑤〔山〕田郡〔林〕郷舩椅〔里〕□
⑦Ⅰ津田西口
Ⅱ百卌束代
Ⅲ上
Ⅳ直米二石
Ⅴ二斗
⑧Ⅰ津田百卌
Ⅱ七束代上
Ⅲ直米二
Ⅳ石
⑨〈線状の不鮮明な墨痕〉
⑩Ⅰ津田□×束
Ⅱ代中
Ⅲ直米□×〔石〕×〔斗〕□
Ⅳ今墾××代
Ⅴ直米
⑪Ⅰ〔津〕田四××束
Ⅱ〔代〕□
Ⅲ直米××
Ⅳ今〔墾〕×××〔東〕
Ⅴ代　直×〔米〕
⑫Ⅰ津田×××
Ⅱ代×
Ⅲ直米××
Ⅳ今〔墾〕×××
Ⅴ直×〔米〕
⑭Ⅰ津田×××××〔四百束代〕×
Ⅱ直米〔四〕×〔石〕×〔斗〕□
⑮墾百代〈彩色Ⓓの上に墨書〉
⑯西〈天地方向〉
⑰Ⅰ津田一町中
Ⅱ直米五石
⑱Ⅰ〔津〕田一町上
Ⅱ〔直米〕□五石
⑲Ⅰ〔津〕田百五十束代
Ⅱ上
Ⅲ直米三石
⑳今〔墾〕四××〔東代〕□〈彩色Ⓕの上に墨書。二字目残画は⑬にもあり〉
㉑東〈天地方向〉
㉒Ⅰ×××時除百五十
Ⅱ×××未給
㉓×××〔三百〕五十束代
㉔〔東〕□
㉕北
㉖Ⅰ右田〔政〕八町九十八束代　直米卌一石六斗
Ⅱ　田〔租〕稲百廿二束九把四分不咸
Ⅲ〔合〕〔今〕〔墾〕□田八十九束代　〔直米〕××并租者丙子年〔不〕×取
㉗山田香河二郡境
㉘〔人〕×夫田十町□□在
㉙南
㉚Ⅰ樋蒔田一町上
Ⅱ直米五石五斗
㉛Ⅰ茅田一町中
Ⅱ直米四石五斗
㉜Ⅰ造田四百
Ⅱ五十束代上
Ⅲ直米五石
㉝Ⅰ畠五十束代
Ⅱ直米二斗〈彩色Ⓖの上に墨書〉
㉞Ⅰ樋蒔田一町上
Ⅱ直米五石
㉟西〈天地方向〉
㊱Ⅰ屎田四百束代上
Ⅱ直米四石六斗
㊲Ⅰ畠百束代
Ⅱ直米三斗〈彩色Ⓗの上に墨書〉
㊳Ⅰ畠田四百五十
Ⅱ束代上
Ⅲ直米四石七斗
㊴Ⅰ畠五十
Ⅱ束代直
Ⅲ米一斗
Ⅳ五升〈彩色Ⓘの上に墨書〉
㊵人夫等田
㊶人夫等田
㊷人夫等田家
㊸東〈天地方向〉
㊹Ⅰ角道田一町上
Ⅱ直米五石一斗
㊺Ⅰ畠卌
Ⅱ束代
Ⅲ直米一斗悪〈彩色Ⓙの上に墨書〉
㊻Ⅰ佐布田三百五十束代
Ⅱ上　直〔米〕□三石五斗
㊼Ⅰ畠百十束代
Ⅱ直米五斗
㊽人夫田
㊾家〈彩色Ⓛの上に墨書〉
㊿Ⅰ佐布口田
Ⅱ十束代
Ⅲ直三斗
(51)Ⅰ人夫
Ⅱ等
Ⅲ家〈彩色Ⓜの上に墨書〉
(52)Ⅰ佐布田
Ⅱ七十束代上
Ⅲ直米
Ⅳ一石三
Ⅴ斗
(53)Ⅰ畠百
Ⅱ束代
Ⅲ直五斗〈彩色Ⓝの上に墨書〉
(54)Ⅰ畠十
Ⅱ束代〈別に同区画内に井戸の印の「井」がある。彩色Ⓞの上に墨書〉
(55)Ⅰ佐布田
Ⅱ八十七束
Ⅲ代上
Ⅳ直米一石五斗
(56)倉〈方七㎜の墨線の区画の中（無彩色）に墨書〉
屋〈四㎜×一二㎜の墨線の区画の中（無彩色）に墨書〉
〈同区画内に井戸の印の「井」を彩色Ⓟの上に墨書〉
(57)畠成田五十束代直五斗〈彩色Ⓠの上に墨書〉
(58)畠九十束代三宅〈彩色Ⓡの上に墨書〉
(59)Ⅰ畠田一町上
Ⅱ直米四石七斗
(60)Ⅰ佐布田
Ⅱ百五十束
Ⅲ代上
Ⅳ直米一石八斗
(61)Ⅰ人夫等
Ⅱ家畠〈彩色Ⓣの上に墨書〉
(62)Ⅰ今畠墾田百
Ⅱ五十束代
Ⅲ直米一石五
Ⅳ斗〈彩色Ⓤの上に墨書〉
(63)Ⅰ畠二百卌
Ⅱ束代
Ⅲ直米一石
Ⅳ七斗五升〈彩色Ⓥの上に墨書〉
(64)Ⅰ畠田百
Ⅱ十束代上
Ⅲ直米一石一斗
(65)畠十束代〈彩色Ⓦの上に墨書〉
(66)Ⅰ畠田四百九十束代
〈上〉〈上は抹消〉
Ⅱ上
Ⅲ直米六石
(67)北
(68)Ⅰ柿本田一町上
Ⅱ直米五石五斗
(69)Ⅰ柿本田二百五十束代
Ⅱ上直米三石五斗
(70)Ⅰ畠十
Ⅱ束代〈彩色Ⓧの上に墨書〉
(71)Ⅰ今畠墾田
Ⅱ百卌束代
Ⅲ直米一石四斗〈彩色Ⓨの上に墨書〉
(72)Ⅰ右田数十一町四百十二束代　直米六十〔三〕□石四斗
Ⅱ　田租稲百七十七束三把六分不咸
Ⅲ畠数一千四百十三束代之中
Ⅳ　三百卌束代田墾得　直米三石四斗
Ⅴ　六百九十束代見畠直米〔三〕□石五斗
Ⅵ　三百六十三束代三宅之内直不取
Ⅶ　廿〔東〕□代悪不沽
Ⅷ上下田都合廿町十束代　直米百五石
Ⅸ畠墾田直米三石四斗　見畠直米三石五斗
Ⅹ　右米合百十一石九斗
Ⅺ　租稲合三百束三把
(73)〈裏に墨汚れ状墨痕〉
(74)Ⅰ天平七年歳次乙亥十二月十五日田図定縁勝
Ⅱ　三綱　都唯那
Ⅲ　〔知〕□
Ⅳ　上座〈天地方向〉
②〈南北方向の三本の線状墨痕〉

〔凡例〕1．①～㉔は文字の書かれている位置及び墨痕の位置，Ⓐ～Ⓣは彩色のある位置，㉒は墨線のある位置を，それぞれ示す。2．料紙の寸法は，単位cm。坪の辺長は（5.0）のように示す。単位cm。3．太線は紙縁辺・地種界線，実線は坪界線・郡界線，破線は墨線で区切られていない彩色の境目，一点鎖線は欠損部の推定復形を，それぞれ示す。料紙の形状は概略である。「小さな欠損部は描かなかった。4．「弘福乙寺」印の印影の位置は□で示す。5．文字・彩色の内容は，「山田郡田図の釈文と彩色」及び口絵写真を参照されたい。6．坪の行（1～11）と列（1～5）を記した。坪位置は1・1（行・列）の如く表わす。

Ⓐ Ⓑ〈坪1.1のⒶは庭田郡の径七㎞の歪形。坪1.1・1.2の西半に連なる黄土で彩色された井水田地で，薄い黄土の上に白線（薄緑色）を重ね塗り。坪1.2のⒷは坪1.1・1.2に連続する地種界線である波状墨線と坪1.1西界線の交点の方二㎞の歪形部で，黄土（茶褐色）で彩色。Ⓐ Ⓑは坪1.1・1.2の西半に連なる黄土で彩色された井水田地で，墾開地（庭田か）であるⒶのあたりに白線が重ね塗りされている〉

Ⓓ〈坪2.4の東三分の一で，地種界線の波状墨線で区切られた疊（小丘）。黄土で彩色〉

Ⓔ〈坪3.4の東三分の二を地種界線の墨線で区切り，黄土の上に白線を重ね塗り，坪2.3・3.3間の欠損部に貼られた径五㎞のⒸと坪2.4東外側に貼られた径二～三㎞のⒷはⒺの一部。Ⓔは黄土で彩色された井水田地で，墾開地（庭田か）が生じたので白線が重ね塗りされている〉

㊀㊁㊂㊃㊄〈㊅㊆㊇㊈㊉㊊㊋㊌㊍㊎㊏㊐㊑㊒㊓㊔は連続する地形。黄土で彩色〉

㊀㊁㊂㊃㊄㊅㊆㊇㊈㊉㊊㊋㊌㊍㊎㊏㊐㊑㊒㊓㊔は㊀・㊁と連続する地形。人夫家㊀㊁。竹藪（赤褐色）で彩色。㊀の南界に墨界線なし〉

㊕㊖㊗㊘㊙㊚㊛㊜㊝㊞㊟は連続する地形。坪8.5の㊞は倉・屋・井戸を構えた住所（三宅）。㊕㊖㊗㊘㊙は島地。黄土で彩色〉

㊠〈㊡㊢と連続して黄土を塗った上に，今島墾田の㊠部分にのみ白線を重ね塗り。㊤㊥の間に墨界線なし。島地の庭田化を表現する〉

㊧〈坪8.5の東界線より二三㎞から黄土で彩色された㊞と，同東界線から一〇㎞の幅で北界線から大㎞のところまで黄土で彩色された㊨の間の，南北方向に幅三㎞で北界線から大㎞の幅で東方向に曲った工字形の区画が島成田の㊧で，白線で彩色。白線は㊞㊨の黄土の上にそれぞれ幅三㎞はみ出している。島地が庭田あるいは水田となった土地〉

㊩㊪〈㊫㊬を連ねて黄土が彩色された上に，㊩は地種界線の墨線で区切られて今島墾田とされ，白線を重ね塗り。㊪は島地の庭田化を表現する。㊪の南界に墨界線なし〉

〔山田郡田図の釈文と彩色〕及び

〔山田郡田図の標定図〕は

『高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報』

第２節　弘福寺領讃岐国山田郡田図と条里プラン

金　田　章　裕

１　はじめに

弘福寺領讃岐国山田郡田図が、東寺文書の中から藤貞幹によって発見されたのは、18世紀末のことであり、その紹介によって学界に知られ始め、すでに19世紀には模本が流布していた。[1)]

現在香川県大川郡志度町の多和文庫に所蔵されている山田郡田図の伝来経過やその研究史については、石上英一によって詳細な検討が加えられている。[2)]　ここでは、高重進[3)]によって現地比定の本格的試みが開始されたこと、福尾猛市郎[4)]と米倉二郎[5)]によって分析と現地比定が進められ、現在定説となっている成果を生んだこと、岸俊男[6)]が同図の段階では条里呼称法がまだ完備していなかったと推定したこと、などに注意しておきたい。これらの研究はいずれも、1950年代に発表されたものであり、近年の研究の出発点となるものであった。

小稿では、これ以後の研究に立脚しつつ、山田郡田図そのものと、同図が比定される現地の状況との対比を中心として、条里プランをめぐるさまざまな知見の整理を試みることにしたい。

なお、ここで使用する条里プランとは、１町（約109㎝）方格の径溝網となっている条里地割と、１町四方の区画に機械的に番号を付して土地を表示する条里呼称法との両者からなるシステムを意味するものである。[7)]

２　山田郡田図に描かれた方格プラン

山田郡田図の性格やその記載内容についても、石上の一連の研究によって詳細が明らかになりつつある。[8)]　その成果によれば、「現存本田図自体は写本であるが、その内容は原本に忠実で信頼できる」ものであること、「官印としての寺印である『弘福寺印』ではなく、私印である『弘福之寺』の寺印が捺されて」おり、「東寺長者政所による弘福寺所領の復興が試みられた時期」である「延久二年以後の十一世紀後半」に現存写本が作成されたと推定されること、従って、「延暦十三年弘福寺文書目録所掲の山田郡田図は弘福寺文書であるが、現存本田図は弘福寺関係東寺文書ということになる」こと、などが判明した。

すなわち、写本ではあるが、天平7年（735）12月15日という山田郡田図の年紀および同図に描かれた内容については、ほぼそのままに原図に近いものとして使用することが可能であることになる。[9)]

石上はまた極めて詳細な釈文を作成し、一部の欠損部の復原をも行っている。それによれば、山田郡田図に描かれた方格プランにかかわる記載の概要は第17図の如くである。[10)]

山田郡田図は三枚の紙を継ぎ合わせて作成されており、幅28.3㎝、長さ約125㎝であるが、全面に二重の裏打ちと表装が施されている。第1紙と第2紙には、第1図に概要を示したような方格線と小字地名的な名称および地目・面積等が記入されている。

図は南を上にして描かれており、方格線が描かれた部分は、南北2ヵ所に分れている。第17図から知られるように、南部すなわち上半部の損滅が著しく、北部すなわち下半部の方は保存状態がはるかに良好である。

方格線はすべて墨の直線で引かれており、まず押線を施した上でその上を墨でなぞっている。押線と墨線には若干のずれが見られる場合があるが、全体としては極めて正確に描かれている。

方格のサイズは、第17図に示したように4.9～5.5㎝であり、ほぼ5㎝ないし5㎝強の方格として描かれたものとみなし得る。上半部の方格線には、4.1㎝ないし2区画分が9.5㎝間隔といった例がみられるが、これをもって小規模なサイズとして描かれたものと見ることはできない。第17図にも示したように、上半部は特に破損が著しいため、かなり無理をして裏打ち、表装されている。丁寧に行なわれてはいるが、この際に方格の間隔がせまくなったものと見られる。また、この上半部では方格線が相互に直線的に連続しないように見えるが、これも同様の理由であり、本来は直線として描かれたものと見なし得る。

さらに、この上半部左側の「東」の文字右下の区画については、上の右半分と右側の方格線が斜めに見えることにも言及しておきたい。これもまた裏打ち・表装の際にゆがんだものであり、他と同様に本来は規則的に描かれた方格線であった。ただし、この区画内の「今」の文字右側の斜線は、方格線ではなく土地利用ないし地目の界線であり、もともと方格線とは斜交する線であったとみられる。

以上のように、山田郡田図の方格線はすべて直線であり、ほぼ同一の規格で描かれたものとみられ、上半部が計11区画[11)]、下半部が20区画から成っていたことになる。

さて、上半部11区画、下半部20区画の方格群は相互に離れて描かれており、中間に南地区の田積の集計が記載されている。上半部の最下の方格線と下半部の最上の方

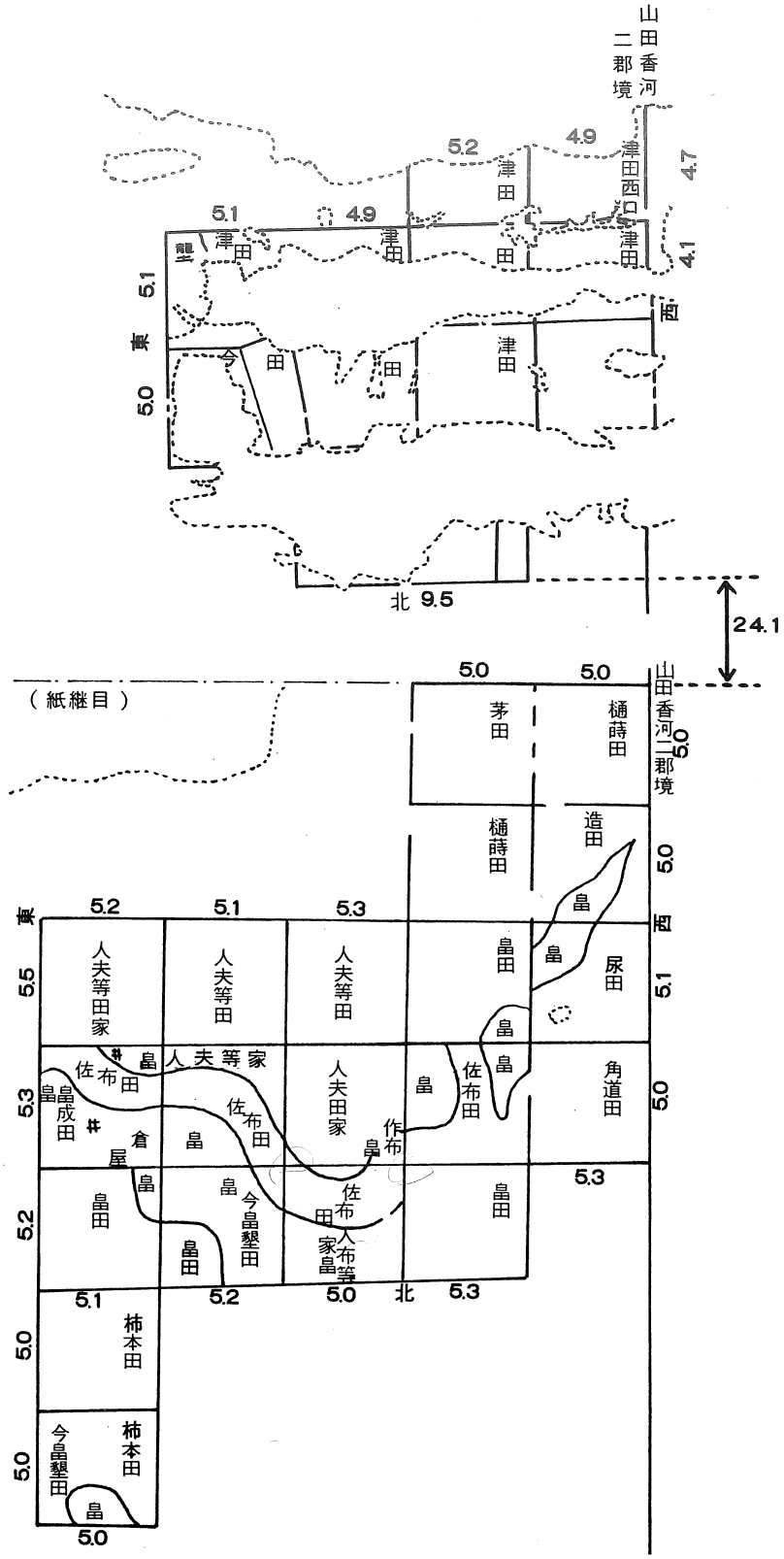

第17図　山田郡田図の方格線と小字地名的名称等

格線との間隔は24.1㎝である。上半部と下半部との間の紙の縫目に捺された「弘福之寺」印は、ほぼ原型を保っており、裏打ち・表装の際などにおけるこの部分の紙幅の損減は、あったとしても極くわずかであったとみられる。また、前述のように上半部の損滅部分はかなり多いが、上半部の集計部分の記載が「右田〔数〕八町九十八束代、直米卅一石六斗」と、特に無理なく判読・復原されていることから[12]、この部分も原型と大きく異ならない位置に固定されているとみられる。つまり、上半部の最下と下半部の最上の方格線の24.1㎝という間隔は、少なくとも後に原図より縮まった結果とは考えにくい。方格のサイズが前述のように5㎝ないし5㎝強であることからすれば、この数値は、方格の何倍かといったような、上半部の方格群と下半部の方格群の相互の距離の表現を意図したものではない可能性が高いといえよう。

一方、上半部と下半部の方格群の右端の直線は、上半部の方格群の右端から下半部を描いた紙の最下端まで一直線に描かれている。この直線には上半部の右上と下半部の右上の2ヵ所に「山田香河二郡境」と記入されており、弘福寺領の位置した讃岐国山田郡とその西側の香川郡との郡境線であったことを示している。山田郡田図の上・下2群の方格群は、この直線を基準として描かれたものとみられる。しかも、この直線が郡境線であること、上・下2群の方格群の相互の距離の表現が意図されていないこと、方位を除けば四至や目標物の記載がないこと、などを考え合わせれば、弘福寺領の現実の位置そのものも、この郡境線を基準として設定されていた可能性がある。

山田郡田図にはまた、第17図に示したような名称が各区画に記入されている。これらの名称には、例えば「佐布田・畠田」といった微地形条件や土地利用状況を反映した田の性格に由来するとみなされるもの、「柿本田・角道田」といったおそらくはその位置や目標物等に由来する可能性が高いもの、「津田・樋蒔田・茅田・造田・尿田」などの田にかかわるさまざまな契機に由来する可能性が高いものなど、いろいろな性格のものがある。これらは一見、後世の小字地名に酷似しているが、普通名詞としての性格が強かったり、地名としては未成熟なものが含まれていたりするので、「小字地名的名称」とでも呼んで小字地名とは区別して把握すべきである。[13]

これらの小字地名的名称で表現された方格の各区画のうち、2ヵ所の樋蒔田、茅田角道田、畠田、柿本田、2ヵ所の津田の計8ヵ所が1町と記載されており、寺田1町が存在したこと、すなわち、これらの方形の区画一つ一つが面積1町であったことを示している。すなわち、山田郡田図に描かれた正方形の区画は、通常の条里地割と同様の区画を表現していることになる。しかし、条里地割と同様の区画を表現しているにもかかわらず、すでに岸によって注目されたように、[14] 条里呼称法の記入が全くみ

られない。つまり、天平７年（735）の段階では、条里プランは未完成であった可能性が高く、天平勝宝９年（757）の法隆寺文書においても、讃岐国鵜足郡では小字地名的名称を列挙する形で土地表示が行なわれている。[15] 讃岐国で条里呼称法による土地表示が行なわれた初見史料は、後に詳述する天平宝字７年（763）の山田郡弘福寺田内校出田注文[16]であり、天平勝宝９年以後、天平宝字７年以前に条里呼称法が整備され、条里プランが完成したことになる。[17] このようにして、８世紀の中ごろに条里呼称法が導入・整備されて条里プランが完成するプロセスは、讃岐国のみならず、各地で広く確認される事実であり、逆に讃岐国における前述の推定の傍証ともなる。[18]

３　山田郡田図記載の土地利用

石上の解読・復原によれば、[19]上半部すなわち南地区の集計は田８町98束代、直米41石６斗、下半部すなわち北地区の集計は田11町412束代、直米63石４斗、計20町10束代、直米105石と記載されている。このほか、南地区には「今墾田」89束代が、北地区には「畠・畠成田・今畠墾田」など２町413束代が存在した。計20町10束代の田には田租の数値が記されているが、今墾田・畠・畠成田・今畠墾田などには記されていない。また、南地区の今墾田には「（直米）并租者、丙子年不取」と注記され、丙子の年すなわち山田郡田図の年紀に記された天平７年（735）の翌年には直米及び田租を徴収しないことを記している。すなわち、田租はすべての田から徴収するのが原則であるが、特例として天平８年には今墾田の分を免除するというのである。[20]

この山田郡の弘福寺田は、和銅２年（709）の弘福寺水陸田目録に「讃岐国山田郡田弐拾町」[21]と記すものに由来すると考えられる。[22] 山田郡田図の総田数はほぼそのままであり、26年間のうちに上述のような墾田等が加わったものである可能性が高い。これらの田租は国府へ納入されるから、弘福寺は直米すなわち賃租料を得るのが寺領経営の目的であった。

直米の量は、山田郡田図の各区画ごとに記入されている。田の場合、１町当りに換算すると４石５斗～15石と様々である。畠の場合も１石２斗５升～３石６斗である。すでに指摘したように、畠は田に比べて相当低く評価されていたことになる。[23] 同一区画内における田と畠の直米を対比してみると、第４表のようにその差は歴然となる。畠は、同一区画内の田の25～72％の評価となっており、これが当時の田と畠の生産力の評価を反映したものである可能性が高い。第４表に見られるように畠成田・今畠墾田などは１町当りの直米が５石という相対的に高い値となっているが、これは前述のように、本来田租が課せられるべき部分でありながら、それが免除されている事実と

も関連する可能性がある。畠成田・今畠墾田の両者ともに，もともと田として開墾されたか、あるいは田であったり、田となし得る耕地であったために直米が他の畠より高額であったという可能性と、本来田租を負担すべき土地であるのに、それが免除された代わりに直米が高額となっていたという可能性の二つが想定される。いずれにしても、田租と直米の双方を負担すべき田の直米額以下の額である。以上のように少なくとも、田の評価が畠に比べて相当高かったことが確認し得る。

さて、畠の分布状況は、第17図にみられるようにかなり偏在している。南地区には畠の記載がないが、北地区では、北東隅の柿本田の一部を除けば、佐布田と記された旧河道を思わせる帯状の部分に沿って分布している。すでに高重進[24]や米倉二部[25]によって想定されているように、これが旧河道に相当するとすれば、畠が分布する部分は「倉・屋・家」等が立地する部分と共に自然堤防性の微高地であったと考えてよいことになろう。換言すれば、高燥な微地形条件のために水田になし得ない部分が畠として利用されていたことになる。このように、田・畠の分布が微地形条件に強く規制されている状況は、他の場所においても、また後世においても、程度の差こそあれ、普遍的な事実であった。[26]

ところで、すでに述べたように田の直米の額そのものが、山田郡田図内の各所で大きく異なっていた事実に注目したい。その検討のために、各区画ごとに記入された田の面積とそれぞれの直米を1町当りに換算した値との相関関係を示したのが第18図である。このグラフによって、すでに石上が指摘しているように、「小面積の田の坪の方が1町当り平均直米が高額である」[27]という傾向を読みとることが可能である。

しかしここでは、むしろ次のような事実に目を向けるべきであろう。350束代（7段）～1町の13例の田の1町当り直米が4石5斗～6石1斗と相対的に差の少ない値であるのに対し、10束代（72歩）～250束代（5段）の9例のそれが5石～15石と極めて大きなばらつきを示している事実である。つまり、1町の区画の全域ないし大半を占める田の場合には、直米額は1町当り5～6石程度であるのに対し、2段前後の田の場合には5石～15石と実に様々な額となっているのである。

この理由を検討するために、前述の田と畠の分布状況を規制したと推定される微地形条件を整理しておきたい。山田郡田図の表現によれば、第17図に概要を示したように、「佐布田」となっている旧河道の幅は30～50m程度であるように描かれており、畠などとなっている自然堤防は30～100m程度の幅でかなり連続的な分布を示すように表現されている。このような自然堤防の分布状況は典型的な自然堤防帯の状況に近いものである。従って田の方は、佐布田を除けば、比較的広い後背湿地に展開していたとみて

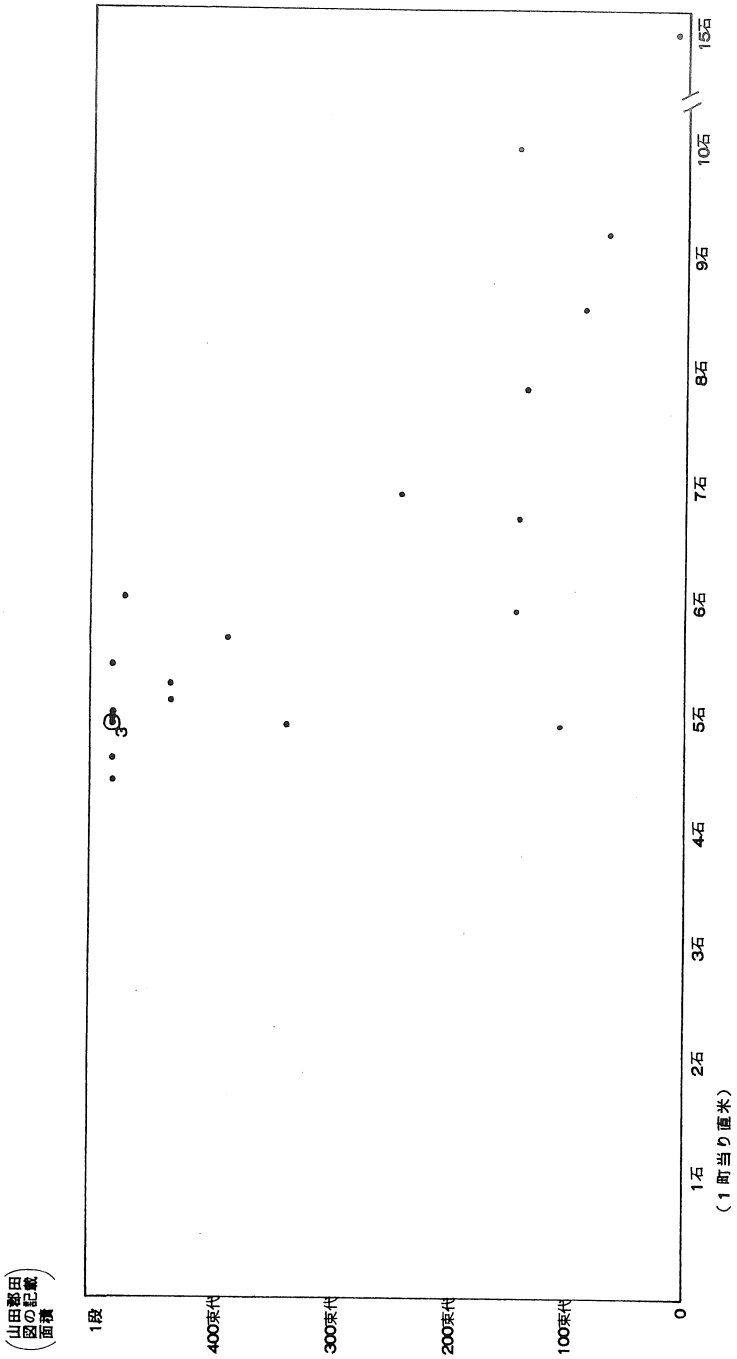

第18図　山田郡田図に記載された田の面積と1町当りの直米
（二重丸の数値は同一値の事例数）

よい。

自然堤防帯とは、扇状地・三角州などと並ぶ沖積平野の地形の一つである。実際にはこのような田・畠の分布を規制する自然堤防・後背湿地・旧河道といった微地形で構成されており、むしろ微地形群として把握しておく方が、土地利用との対応関係を検討する上で都合がよい。一方、自然堤防・後背湿地・旧河道など、微地形群を構成する主要な微地形を基本微地形と表現するとすれば、各基本微地形はさらに微細な起伏で構成されており、それを微細微地形とでも表現することができる。[28]

土地利用の規制要因としての平野の微地形をこのように分類すると、山田郡田図に表現された田・畠等の分布は、まさしく基本微地形のレベルの微地形条件に規制されていることになる。田は前述のように、旧河道・後背湿地といった基本微地形に対応して分布していたことになる。現実には、旧河道・後背湿地の両者とも、それぞれの内部には微細微地形レベルの微起状があり、一続きの田とはいっても微高で水がかりの良くないところや、低平で比較的良い条件の部分など、様々な条件の部分が含まれているのが普通である。従って、1町の区画の全域ないし大半を占めるような一群の田の場合には、このような微細微地形に規制された様々な条件の田を含んでいる可能性が高く、それら全体の平均値として課されたであろう直米額がほぼ5～6石程度となっていたと考え得る。一方、2段前後の小面積の田の場合には、基本微地形レベルの条件に対応していることはもとより、微細微地形レベルの条件においても極めて恵まれた地点のみである場合があり得るであろう。そのような好条件の小面積の田の場合には、直米の額も極めて高額になったであろうことも容易に想定し得ることになろう。

以上のように、旧河道・後背湿地といった基本微地形が田の分布と対応し、それぞれの内部の微細微地形による田の良否が直米の額の高低に結びついていたと考えられることになる。山田郡田図の記載によって知られるこのような土地利用の状況は、同時期の東大寺領荘園の例などとも基本的に類似したものであったとみられる。[29]

ここでは、佐布田と称されている旧河道部分の直米額が相対的に高額となっていることから、その部分が当時としては評価の高い田であったことを再確認しておきたい。

4　山田郡田図と山田郡条里プラン

山田郡田図左上には「□田郡□郷船椅□」と記され、残画から「山田郡林郷船椅里」と判読されている。[30] 林郷は『和名抄』にもみえる山田郡の郷名であり、高松市東南部の林町・上林町がその遺跡地名と考えられている。林町・上林町の西側の境界線が山田郡と香川郡の旧郡境でもあったから、この付近は山田郡田図が「山田香河二郡境」

を基準として示す位置と合致することになる。

福尾猛市郎は、①天平宝字７年（763）の山田郡弘福寺田内校出田注文の坪付が、山田郡田図の同寺領と同一の範囲内にあるべきことを推定し、②そのためには東南隅から始まり西へ数え進む千鳥式の坪並でなければならないとして、③山田郡田図に描かれた南地区が山田郡８条9･10里と９条4･5里に、北地区が８条12･13里と９条７里に位置すると考えた。これは基本的に正しいと考えられ[31]、石上もまた福尾の次のような思考過程を追認している[32]。

㋑山田郡田図の「山田香河二郡境」を旧山田・香川郡境に一致させる。㋺山田郡の条を東側の三木・山田郡境から一条を始め、西へ９条まで数える。㋩天平宝字７年山田郡弘福寺田内校出田注文に記された11カ坪を山田郡条里プランの中に位置付ける。㋥この校出田注文に記された小字地名的名称の比定の可能性を検討する。

福尾の㋑・㋺の推定は、すでにこれより先に高重によって行われた[33]推定と同様であり、福尾と共に分析作業を行った米倉も高重の結果を継承している[34]。ただし、高重は山田郡田図の北地区を高松市林町・多肥町に位置する長池付近に比定したのに対し、米倉は北地区を林町・木太町の大池（木太新池）付近に、南地区を高松空港の北西隅付近に比定した。米倉はさらに、高松空港の敷地にとり込まれて消滅しているが、かつて東光寺山と称する比高５m位の山があって、それが山田郡田図南地区東南隅の「壟」の位置に相当するとした。

さて、福尾による山田郡田図と天平宝字７年（763）の校出田注文に記された田との対応関係の推定が正しいことは前述の如くであるが、両者をめぐってさらに次の点を加えることができる。これによって、この推定はさらに補強されることになる。

まず、天平宝字７年の校出田注文に記された計１町４段350歩の田は条里プランの11カ坪に分散していたが、これらが山田郡田図に「〜田一町」と記された８区画以外の部分に所在したことに注目したい[35]。前述のように、和銅２年（709）以来の弘福寺田20町は山田郡田図に記載された田に相当するから、国府側としては、この８区画については全域を弘福寺田としていたが、それ以外については各区画の全域を寺田として認定していなかったことになろう。北地区の尿田・畠田および畠田の北隣の区画では、畠を加えると１町となる。しかし前述のように、畠は本来田租を徴収しない耕地であり、換言すれば国府が田として把握していない土地である。従って国府側からみれば、弘福寺による全域の寺田化を確認していないことには変りがないことになる。

このような区画内に、天平宝字７年（763）の校出田が所在したこになるが、天平宝字年間の山田郡司牒案[36]によれば、その理由は次の如くであった。つまり、天平宝字

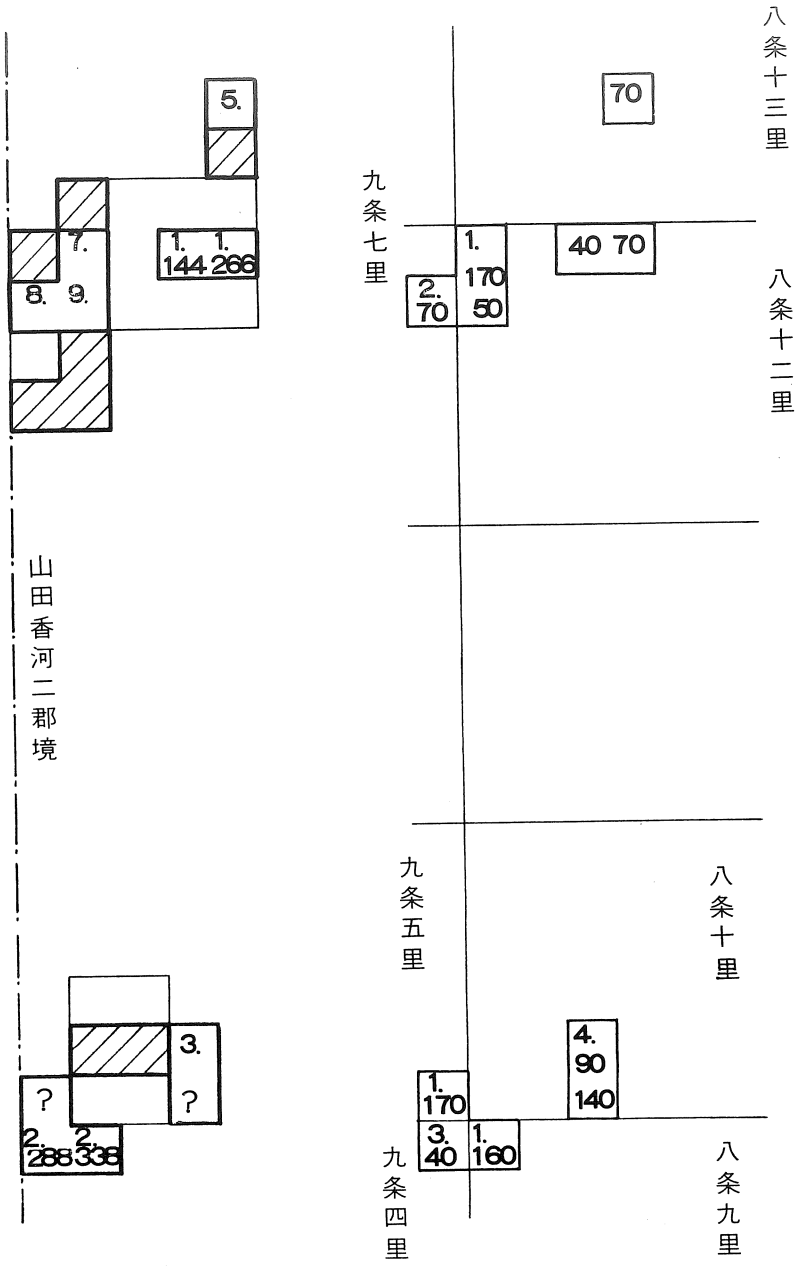

A　山田郡田図記載
弘福寺田面積
（斜線部は、1町、数値は
上段が段、下段が歩）

B　校出田注文記載校出目
面積
（上段が段、下段が歩）

第19図　弘福寺田と校出田注文記載田との関係

5年の班田の際、寺田内の田を誤って口分田として班給したが、それらを検出し直した目録が天平宝字7年の校出田注文であった。その結果、そこに記された合計1町4段350歩の口分田は停止されて、元の如くに寺田とされたのである。[37]

前述のように、面積1町の区画の全域を弘福寺田と認定していなかったとすれば、以上のような間違いはかなりの確率で起ったであろうことが推測される。また誤って班給された田、すなわち天平宝字7年(763)の校出田注文に記された田は、まさしく弘福寺田の一部であり、それ故に間もなく元に復したとみられる。[38]

一方、前述の③のように条里プランによる位置が明確となると、山田郡田図の北地区と南地区は相互に11カ坪分離れていたことが判明する。従って距離を正確に表現するとすれば、両者は55㎝程度離れて表現されるべきことになる。しかし先に述べたように、山田郡田図では24.1㎝となっているものの、これが実距離を表現したものでないことが判明するから問題とはならない。

また、山田郡田図に記された小字地名的名称と、校出田注文に記された条里プランの各坪の小字地名的名称とが大きく異なっていることにも注意しておきたい。両者の対比が可能なのは11カ所であるが、ほぼ同一なのは1カ所のみであり、他の10カ所は全く別のものになっているか又はその可能性が極めて高い。その理由は、前述のように普通名詞としての性格が強かったり、地名としては未成熟なものが含まれていたりすること、もしくは、山田郡田図と校出田注文が全く主体・性格の異なる史料である上に、両者の間の時期に条里呼称法が導入されて条里プランが完成したという大きな転換期が存在したこと、などに求められよう。

山田郡条里プランの復原全体をめぐっても、福尾・米倉の推定にさらに次の点を加えることができる。これらによって、山田郡田図の現地比定についても米倉説の妥当性の高いことが判明する。

ⓐ 山田郡の条里プランの里の境界線が南海道と合致すること。

ⓑ 条が南の山麓から北へ数え始めることになること。

ⓒ すでに指摘されているように東の郡境から西へ条を数えること、ならびに前述ⓐ・ⓑがいずれも讃岐国の他の郡と同一の様式であること。[39]

さらに、条里プランの成立プロセスについても、次のような点を指摘することができる。

ⓓ 南海道が幅10ｍ程度の幅をもった直線道であり、里の区画がそれを一つの基準としているのみならず、条里地割そのものも道路幅を除いて施工されていることが判明した。[40]

ⓔ 山田郡田図に「山田香河二郡境」が直線で描かれていることからも判明するように、条里呼称法の導入以前に直線郡境が画定していたことが知られる。

ⓕ 山田郡西端の9条は、坪の区画1列分しか存在しない上に、その幅が北が標準より広く、南へ行くほど狭くなっていることが判明した。

ⓖ 以上の諸点から讃岐国では、郡境と南海道が設定されたあとで、それらを基準として条里プランが画定され、完成したものと考えられる。[41]

個々の場所における条里地割そのものは、この条里プランの完成プロセスにおいて、8世紀の段階で一斉に施工されたと考えるよりは、条里プランを維持する行政的ないし社会的要請の下に、次第に施行範囲が拡大・定着し、その一方で不規則な形態への変化も起ったものと考えるべきであろう。

5 山田郡田図比定地の微地形

高松平野の地形に関するデータは、高桑糺による一連の研究[42]以外極めて少なかった。そこで、高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査委員会およびそれを継承した弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会は、1986年以来まず地形条件および地形条件の変化に関するデータの蓄積に努め、その結果を報告してきた。[43] その成果によって全体的な地形発達のプロセスが推定し得るようになり、1988年度には山田郡田図比定地の一部における発掘調査を実施した。以上の調査結果によって、山田郡田図の時代の地形環境と土地利用の実態について、若干の分析が可能な段階となった。ただ同時に、大池の池底および大池の西南部一帯において、かなり広範に瓦製造用の粘土が採取されており、その部分では残念ながら地形学的・考古学的な情報をすでに失ってしまっていることも判明した。[44] 従って、山田郡田図との対比検討が可能な部分は、後述のように極めて限定されることになる。

さて、山田郡田図が比定される旧山田郡西部一帯から、その西側の旧香川郡にかけて、香東川谷口付近を扇頂とした広大な扇状地が広がっている。高橋学によれば、[45] この扇状地は、扇端の標高8m付近と、現香東川およびその旧河道である御坊川の乱流域との間の部分に、いずれも0.5～2mの比高をもつ崖が形成されて段丘化している。高橋が「完新世段丘」と呼ぶこの扇状地の段丘化は、瀬戸内海沿岸の他地域の事例からすれば、少なくとも、弥生時代のいわゆる弥生海退期、および古代末から中世初頭のいずれかの時期に発生した可能性が高いとされる。

この扇状地上には、扇頂部から野田池の方向、高松空港西端付近から大池の方向、高松空港中央部付近から高松中央団地の方向へと、いずれも曲流しながら流れる明瞭

で大規模な旧河道が確認されている。このうちの第2番目の旧河道が多肥上町から下池・長池・大池を経て北北西方向へと流下するものであり、山田郡田図の比定地付近のものである。1987年度調査の第Ⅲ地点は、この旧河道にあたる下池の南側に設定された。この地点のグリッドでは、地表から約60㎝までは5層に区分されるシルト質の細砂〜粗砂であり、その下に最大径43㎝の砂岩の亜円礫の礫層が発見された。このような礫層の堆積は香東川本流程度の規模の河川によらねばならず、旧河道の幅がこの付近で30〜50㎞に達することと共に、この旧河道がかつて香東川の本流であったことの証拠であると考えられている。この旧河道の下流側にあたる大池東南に設定された1986年第12地点の場合も類似の状況である。

香東川は、河道を遷しつつ堆積を繰り返してこの扇状地を形成したことになるが、その結果、扇状地上には新・旧の多くの旧河道とその間の中洲状の高まりが分布するに至った。高橋は一連の調査のデータと空中写真判読によって、地表面下に埋積している幅数10㎞〜200㎞の旧河道、広さ1〜4㏊の中洲等の分布図を作成している。前述の表現によれば、このような埋没旧河道・埋没旧中洲等は、扇状地を構成する基本微地形に相当することになる。

さて高橋は、この香東川の扇状地上において、気候環境などの変化によって、やがて自然堤防帯的な堆積パターンが展開するようになったと推定している。「扇状地帯の段階」から「自然堤防帯の段階」へと堆積環境が変化したというのである。しかも、その後前述のような段丘化が進むと、扇状地上においては、香東川クラスの大規模な河川の氾濫・堆積が起こり得なくなり、小河川による河床の下刻とその一方における凹地の埋積が進行したものとみられる。段丘化が進んだあとは、扇状地の基本微地形の配置に規制されつつも、扇状地の段階よりはるかに小規模な河道・旧河道と、それらに沿った自然堤防的な微高地が形成されることになる。[46)]

一方前述のように、山田郡田図に描かれた土地利用は、発達途上の扇状地の基本微地形に対応するパターンとはみられず、自然堤防帯の基本微地形のパターンに規制されたものとみなし得る。少なくとも山田郡田図が描く一帯では、自然堤防的な基本微地形の配置となっていた。しかも、旧河道が佐布田と呼ばれる生産性の高い田となっていたことが知られるから、8世紀の段階では極めて安定した地形環境となっていたことも明らかであろう。

まず、山田郡田図に描かれた北地区を現地と対照してみたい。北地区が比定される部分は第20図の如くである。記述を簡略化するために各評に相当する区画をA〜Tの記号で呼ぶことにしたい。同図から知られるようにJ・M・N・Rのほぼ全域と、E・

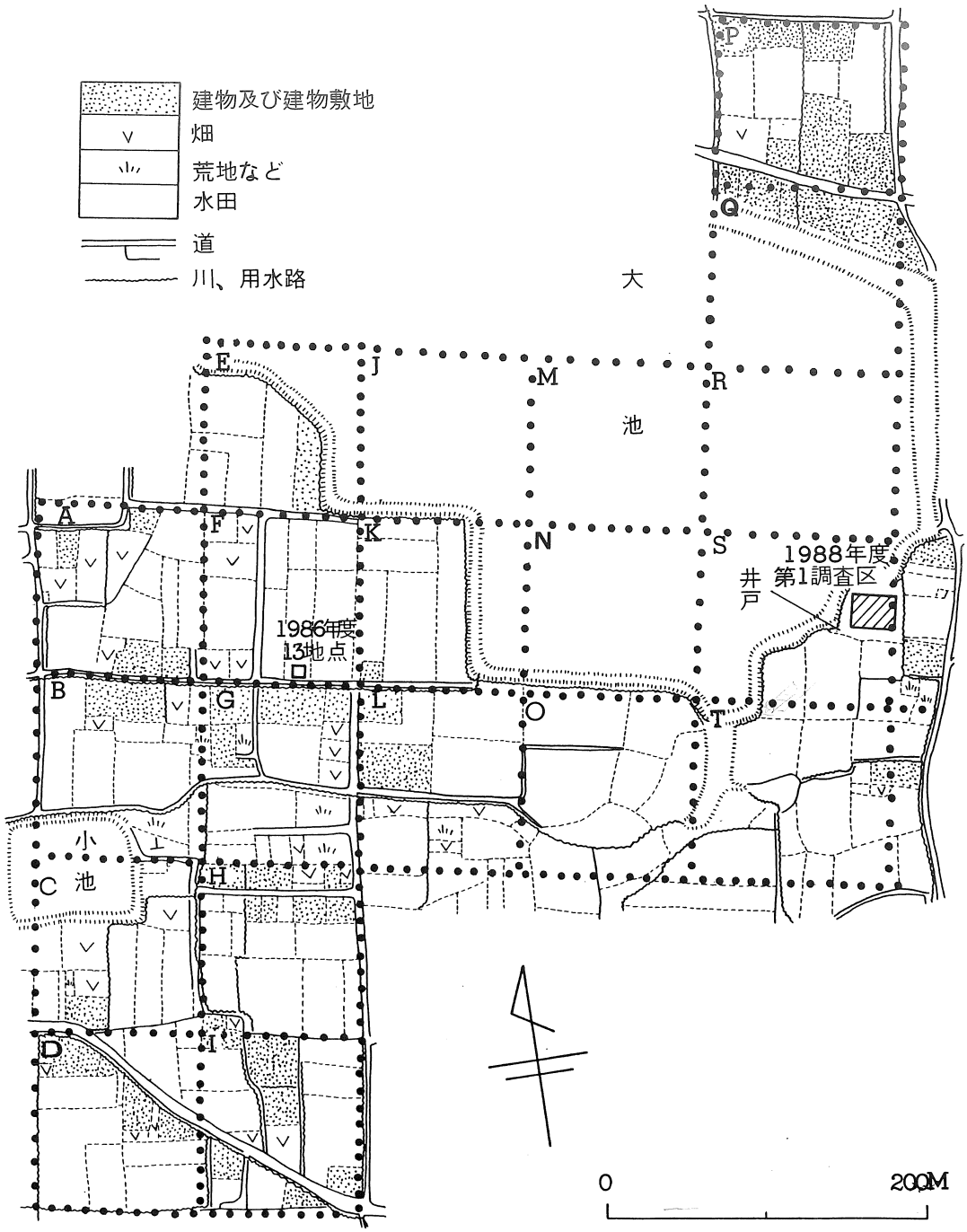

第20図　山田郡田図北地区比定地の土地利用

(1/500 高松市太田第二地区土地区画整理事業現況図（昭和59年）を簡略化）

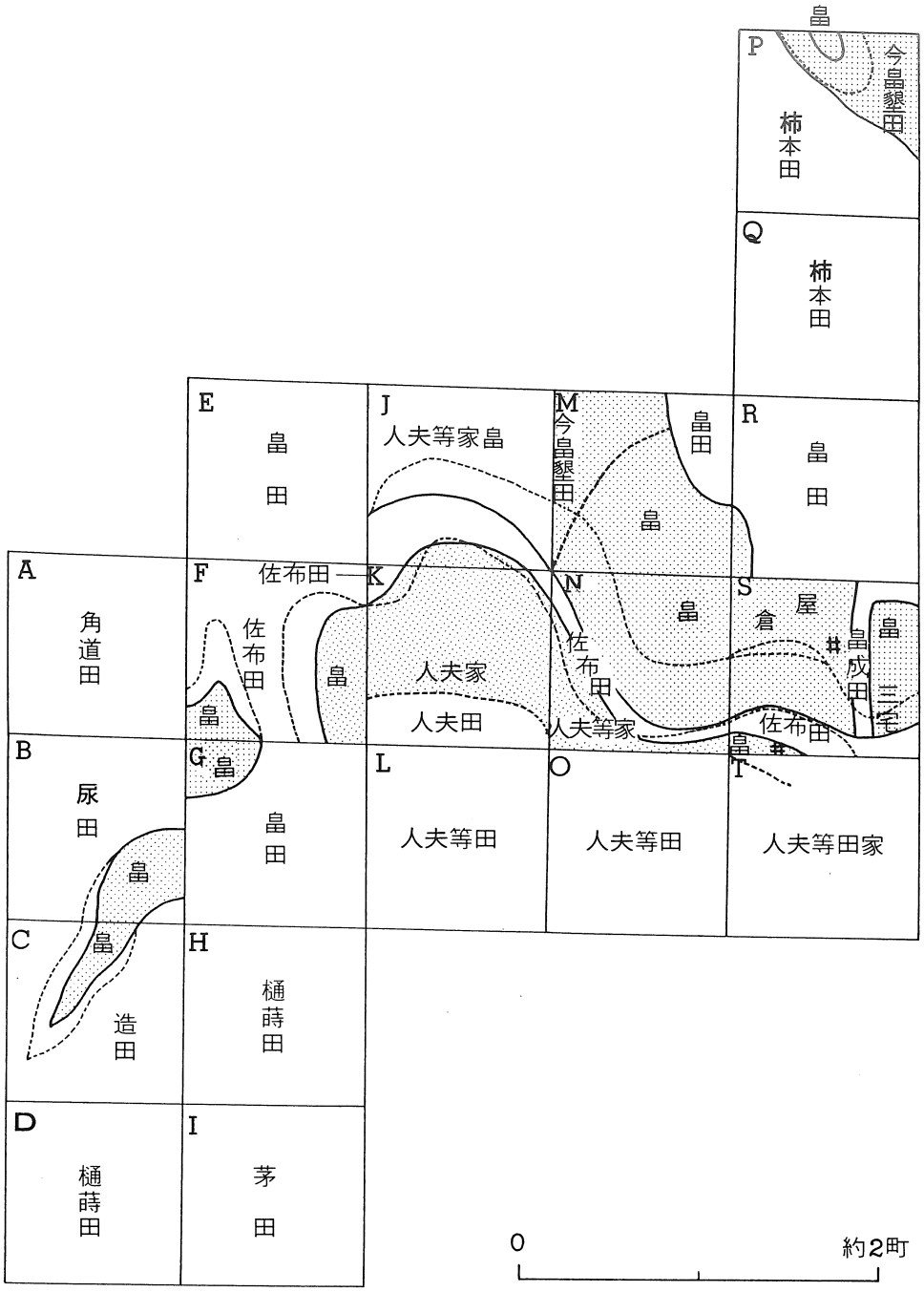

第21図　山田郡田図における畠・佐布田の表現と実面積

（点線は山田郡田図の表現の概要、実線は実面積に近似させたもの）

Q・Sのかなりの部分が大池の池底となっている。この大池の池底と共に、粘土採取の為に表土下の土の入れ換えが行なわれたことが判明しているのは、E・K・L・Oの大半とA・F・Gの一部である。従って、現地の微地形と山田郡田図とを対比検討する作業を、当面、A・B・C・D・F・G・H・I・P・S・Tの11カ坪に限定して行なわざるを得ない。[47]

この11カ坪のうち、A・D・H・Iの全域が弘福寺田であったから、基本的に後背湿地の部分に相当していたことになる。比較的平担な後背湿地とはいえ、内部には微細微地形レベルの起伏があったと考えられることは前述の如くであるが、山田郡田図からはそれ以上の情報を得ることができない。B・C・F・G・P・Sの5カ坪には寺田と寺領の畠などが分布し、自然堤防性の微高地が分布していたことが知られる。Tには「人夫等田家」と記されているだけだから、面積比率は不明であるが、北側のSと同様に旧河道ないし後背湿地と自然堤防が分布していたものであろう。

さて、B・Cの両坪にわたって、計150束代(3段)の紡錘形の畠が描かれている。山田郡田図の表現は第21図に示したように実際の面積よりはかなり大きいが、第20図においてB・C両坪の相当部分をみると、小池という溜池とその南と東に畑・墓地等があって、若干の微高地の存在が知られる。小池は四方に築堤して湛水したいわゆる皿池の構造を有しており、これも一般に舌状に張り出した微高地の先端に築造されるのが一般的であり、B・C両坪にわたる微高地の存在は明らかである。[48]

また、F坪の西南隅からG坪の西北隅にかけて計90束代(1段288歩)の畠が、F坪の東南に110束代(2段72歩)の畠が存在したことが描かれているが、第21図のように、この場合も山田郡田図にはやや大きめに描かれている。第20図のようにF・G坪にわたる畠に相当する部分には屋敷や畑が分布しており、微高地が存在していた可能性がある。しかしF坪の大半において粘土が採取されており、東南部の畠に相当する微高地は確認できない。

ところで、1986年に第13地点としてグリッドを設定して調査をした部分は、F坪の中央部付近南端であり、山田郡田図の表現に従うと「佐布田」に相当する可能性の高い地点である。この第13地点では、地表下約2mまでシルトないし極細砂の堆積がみられ、上部約85cm程は水平な層序がその下部では約60cm程度の複雑な層序が確認された。[49] 同時に採取された標本の分析では、地表下180cm以下に様々な種類の花粉が検出されるが、地表下40～180cmの間に検出される花粉は極めて少なかった。この地表下40～180cmの部分では、ヨシ属のプラント・オパールが若干検出された。一方、地表下10～40cmシルト層からはイネ科を含む多くの花粉と、やはりイネを含む多く

のプラントオパールが検出された。[50)]

このような層序や花粉、プラント・オパールの検出状況が意味するところは、現在のところ正確には判明しない点が多い。しかし前述のように、ここが山田郡田図の両側を畠にはさまれた「佐布田」に比定することが可能であれば、次のように考え得る可能性がある。つまり、ここには開析谷ないし旧河道が存在し、花粉がほとんど残らない程急速に埋積が進んだあと、8世紀初めまでには水田化され、それ以来安定した水田として耕作が続けられて現在に至っている、とする可能性である。この間、比較的重量の重いヨシ属のプラント・オパールだけが残存し得たとすれば、旧河道付近の植生としても矛盾がない。そのヨシ属も、埋積のスピードが遅くなって安定した段階では急速に増加しているとみれば、プラント・オパールの検出状況とも合致する。

P坪の場合も、山田郡田図には、畠10束代（72歩）と今畠墾田140束代（2段288歩）が描かれている。第21図のように、この場合も畠が実際の面積以上に大きく描かれている。第20図のようにP坪相当部分には北側に宅地・畑等があるから、山田郡田図の表現とは矛盾しない。

一方山田郡田図には、J・K・M・N・Sの5カ坪にわたって前述のように旧河道と自然堤防的微高地が描かれている。これらの大部分において粘土採取のために現地との比較検討が困難であるが、少なくともS坪の半分においては、山田郡田図に描かれたような規模と形状の旧河道がみられない。先に指摘したように、旧河道は幅30〜50m程度で1本の曲がりくねったものとして描かれているのである。ところが、記入された面積からすれば、J・K・N・S各坪ではそれぞれ、150束代（3段）・10束代（72歩）・70束代（1段144歩）・87束代（1段266歩）であった。M坪は全域が畠田・畠・今畠墾田であったことになり旧河道は存在しなかったとみられる。K坪の10束代は坪の角の部分のみであるからこれを除き、各坪の旧河道が各坪を一定幅の直線で横切っていたと仮定すると、J・N・S各坪の旧河道はそれぞれ、幅32.7m、15.3m、19.0mであったことになる。まがりくねっているとすれば、実際には幅10〜20m程度であったことになる。第21図はこの状況を示したものである。この程度の幅の旧河道は、第20図にみられるような、小池の北から東へ流れて大池に注ぐ小さな流れ沿いの旧河道とほぼ同規模であることになろう。つまり、現存するこの旧河道と類似の規模のものが、その100〜200m北側にかつて存在したとみられることになる。

山田郡田図はそれを強調して、その幅の中に田積等の記述ができるように幅広く描いていることになる。

たとえばS坪の場合前述のように、現地表の観察からは、山田郡田図に描かれたよ

うな幅 40～50mもの大規模な旧河道の存在を想定することが困難である。しかし、佐布田の面積から算出される幅 15 m前後の旧河道であれば、前述の第 13 地点のように埋積した場合を想定し得る余地がある。

以上のように、小池から大池の東南隅へと続く、現存の小流とその両側の旧河道と同じ規模のものが、かつて 100 ～ 200 m北側に存在したと考える想定には、それほど無理がないであろう。

6　1988 年度の発掘調査と山田郡田図

1988 年度の発掘調査地点は、第20図に示す大池の東南のＳ坪内に設定した。この発掘調査地点は、高橋によれば、前述の香東川の旧河道に沿った埋没中洲ないし埋没自然堤防の西端にあたる位置に相当する。[51] その詳細な結果は、本書の当該箇所に報告されているが、山田郡田図との関係からすれば、次のような旧耕地面と微地形の変化の状況が知られたことに注目したい。

現在の水田面の下約 50 ～ 60 cm付近に直線状の溝を伴った水田面が発見された。溝は地表の条里地割と同一の方向であり、東西・南北に各 2 本ずつ、約10 mほどの間隔で存在した。この水田面には多くのスキ跡があり、また偶蹄目の足跡も発見された。この水田面に関連して 13 世紀頃のものと考えられる須恵質土器椀底部片などが発見されており、その頃までは耕地面として使用されていたものと判断し得る。

この 20 ～ 30 cm下には、 2 ～ 4 m^2の小規模で不定形な形状の水田跡が発見された。この水田面は弥生後期頃と考えられる甕の口縁部の破片が出土する層の下にあたり、弥生時代後期以前の時期に比定し得る。

以上の弥生時代の水田面からも、13世紀ごろまで続いた水田面からも本書に外山が報告しているようにイネのプラント・オパールが検出されており、水田耕作が行なわれていたと考えてよいことが知られる。

さて、弥生時代の小区画水田面からは多くのヨシ属のプラント・オパールも検出されており、発掘調査地点の西側部分は当時比較的低湿な微地形環境であった可能性がある。この層がシルト質細砂の堆積を受けた後、前述の方格状の溝を伴う水田面が形成され、それが長い間安定した地表として存在した後、若干の堆積を受けつつも耕作はほぼ継続していたものとみられる。しかし、発掘調査地点の東部では、方格状の溝を伴う水田面の上に砂礫の堆積が見られ、洪水による自然堤防的な堆積を受けたことが知られる。つまり、中世後半以後において東側から自然堤防が拡大してきたことが知られ、空中写真で判読される前述のような埋没微高地は、それ以前においてはもう

少し東側に後退した状態であったことが知られる。

この発掘調査地点すなわち、S坪に相当する部分の北東付近は従って、自然堤防的微高地の西側に位置し、後背湿地的な微地形条件であったが、次第に拡大した自然堤防の西端にとり込まれていった過程が知られることになる。

このS坪には、山田郡田図によれば、「佐布田」87束代（1段266歩）のほか、その南側に「畠」10束代（72歩）と井戸、北側に「畠」90束代（1段288歩）と「畠成田」50束代（1段）および井戸と「倉」・「屋」、さらに「三宅」という記載などがある。山田郡田図の佐布田が実際の面積より広く描かれていることは前述の如くであるが、その北側の畠と畠成田もまた面積を正確には表現していない。しかし、山田郡田図が田・畠の位置関係をほぼ正確に示しているとすれば、S坪の北東部に設定した1988年度の発掘調査地点は、まさしく畠から畠成田にかけての部分であることになる。

畠が自然堤防的微高地上に位置することは再言の必要がないが、畠成田が「畠に成った田」と解されるものとすれば、[52]前述のように、弥生時代以来低湿な微地形条件であった自然堤防の西端という発掘調査の結果と合致することになる。山田郡田図では、「畠」と「壟」および「家」の所在地などを黄土で彩色し、田は彩色していないが、このほかに白緑を使用しており、2カ所の「今畠墾田」と南地区の「今墾口」の部分は、黄土の上に白緑を重ねている。つまり、これらの墾田は前述のように、本来田とは認定されていなかった部分を後に墾田としたものであるから黄土の上に白緑を重ねたものと理解することが可能であろう。ただ墾田も現実の土地利用としては水田であるとは限らず、陸田であった可能性もある。

これに対し、畠成田の方は黄土で採色された畠と倉・屋の立地点に東西をはさまれていながら、意識的に黄土をほどこさなかった部分を白緑で彩色したものである。従って、山田郡田図の表現によっても、前述の墾田とは異なり、本来田であったものが畠になったという先の推定が成立する可能性が高いことになろう。

以上のように考えられるとすれば、前述のような発掘調査の結果と合わせて、次のような土地利用の変化を想定し得ることになる。畠成田の部分は、8世紀に佐布田となっていた旧河道に続く旧支流部分であったか、または自然堤防的な堆積のとぎれた後背湿地部分であったことになるが、恐らくは灌漑条件が悪くなって[53]田としては維持できず、正式に田から外された部分であり、田租を負担しない畠となったと考えられる。[54]このような灌漑条件のよくない部分であったから、再び水田として耕作するには新たな導水が必要であり、それが発掘で確認された直交状の溝である可能も存在す

る。とすれば、8世紀ごろの耕地面はこの直交状の溝が発見された部分ではあるが、溝は少し遅れて掘られていることになる。

以上の推定が成立するとすれば、逆に山田郡田図の記載が極めて正確であることにもなる。しかも少なくとも発掘調査地点の西半では、8世紀以後にそれ程大規模な洪水堆積を受けてはいないことになる。発掘調査地点の西南の大池の堤の裾に、現在小さな井戸が存在するが、これについても山田郡田図のちょうどこの部分に描かれた井戸の場所に相当する可能性もある。

これらの点はいずれ、次年度以降の調査によって確認が必要となろう。

7　おわりに

以上、まず山田郡田図に描かれた方格プランと小字地名的名称、ならびにその8世紀の条里プランの完成プロセスの中における位置付けについて再確認した。ついで、山田郡田図の田と畠の基本的な分布が、基本微地形レベルの微地形条件に規制されており、また、直米額からすれば畠は田の25～72％の評価であったことも確認し得た。さらに、田の直米がさまざまであるが、これは小規模な微細微地形のレベルの微地形条件に規制されたものであることも判明した。

福尾・米倉による山田郡田図の条里プランへの位置付けと現地比定は、讃岐国全体の条里プランの状況からみても正しいことが判明した。弘福寺田の一部が間違えて口分田として班給され、それが判明して元に戻されたプロセスが石上によって明らかにされたが、これは寺田が坪の全域を占めていない部分で発生したことが知られ、これらによって福尾・米倉の推定がより補強された。

調査の進展によって地形環境の変化に関する推定が可能となったが、一方山田郡田図の旧河道と考えられる部分は実際の面積以上に大きく描かれており、実際には幅10～20m程度の旧河道であって、ほぼ山田郡田図の位置に自然堤防や旧河道の存在が推定し得ることも判明した。

発掘調査によっても、山田郡田図北地区東端の「畠成田」付近の記載と合致する土地利用と微地形の変遷が確認された。

山田郡田図は、畠や佐布田と記入された旧河道部分などを実際の面積よりは、しばしば大きく描いているが、全体として極めて正確に土地を表現している可能性が高いことも知られた。

これらのさまざまな推定の検証には、今後さらに調査が必要であるが、その可能性はかなり高まってきたとみられる。

また、小稿では南地区について十分に言及することができなかった。この点も次の課題としておきたい。

第4表

弘福寺領讃岐国山田郡田図の同一区画内における田と畠の1町当り直米

（数値は石上英一による）

	石斗升		石斗升
造　田	555	畠	200
屎　田	575	畠	150
畠　田	520	畠	150
佐布田	500	畠	125
		畠	225
佐布田	925	畠	250
佐布田	860	畠成田	500
畠　田	500	畠	360
		今畠墾田	500
柿本田	700	今畠墾田	500

（注、同一区画内において田と畠の1町当り直米を対比し得る例のみ）

注

1）石上英一「弘福寺領讃岐国山田郡田図の伝来と研究」、高松市教育委員会編『高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報』、1986年

2）前掲

3）高重進「弘福寺領山田郡田図の集落とその比定」、『史学研究』55、1954年、同『古代・中世の耕地と村落』大明堂、1975年、に再録。

4）福尾猛市郎「『讃岐国山田郡弘福寺領田図』考」、杉本直治郎・沖野舜二編『社会科教育・歴史・地理　第五回社会科教育歴史地理研究徳島大会記念』、1957年、同『日本史選集』福尾猛市郎先生古稀記念会、1979年、に再録。

5）米倉二郎「庄園図の歴史地理的考察」、『広島大学文学部紀要』12、1957年

6）岸俊男「班田図と条里制」、魚澄先生古稀記念会編『魚澄先生古稀記念国史学論叢』1959年、同『日本古代籍帳の研究』塙書房、1973年、に再録。

7）金田章裕『条里と村落の歴史地理学研究』大明堂、1985年、10～14頁

8）主要なものは次の4論文である。

石上英一「山田郡田図の調査」、『東京大学史料編纂所報』20、1986年

同、前掲1）

同「弘福寺文書の基礎的考察――日本古代寺院文書の一事例――」、『東洋文化研究所紀要』103、1987年

同「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析(1)」、高松市教育委員会編『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報Ⅰ』、1988年

9）写本であることの限界の一つは、同図における記入・着色の順番等が判断材料として使用できない点にある。

10）主として石上（前掲8））によるが、一部は石上氏および栄原永遠男氏と共に1987年8月23日に実見・熟覧した際の知見を加えた。閲覧を許された松岡弘泰氏に御礼申しあげる。

11）金田、前掲7）、57頁図1－4、などでは、上半部の方格を12区画に表現していたが、本稿の如く改める。

12）石上、前掲8）、1988年

13）金田、前掲7）、44～46、56～59頁

14）岸、前掲6）

15）岸俊男「奈良時代の賃租に関する一史料」、『ヒストリア』12、1955年、同『日本古代籍帳の研究』塙書房、1973年、に再録。

16）『大日本古文書』（編年）五、460～461頁

17）金田、前掲12）

18）金田、前掲7）、43～77頁

19）石上、前掲8）、1988年、以下、特に注記しない限り、山田郡田図の解読・復原は同論文による。

20）石上、前掲8）、1988年

21）『大日本古文書』（編年）七、1～3頁

22）石上、前掲8）、1988年

23）金田、前掲7）、315～318、334頁。石上の研究によって同書の数値には若干の誤りが含まれていることが判明した。本稿によって訂正をしておきたい。

24）高重、前掲3）

25）米倉、前掲5）

26）金田、前掲7）、241～281頁

27）石上、前掲8）、1988年

28）金田章裕「古代・中世における水田景観の形成」、渡部忠世編『稲のアジア史　3　アジ

アの中の日本稲作文化』、小学館、1987年

29）前掲

30）石上、前掲8）、1988年

31）金田章裕「讃岐国山田郡・香川郡の条里プラン　第1報」、高松市教育委員会編『高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報』、1987年

同「条里と村落生活」、香川県編『香川県史　1　原始・古代』、四国新聞社、1988年

32）石上、前掲8）、1988年

33）高重、前掲3）および

同「讃岐の条里」、『広島大学文学部紀要』25、1965年

34）米倉、前掲5）

35）「～田一町」と判読できるのは8区画のみであるが、記載パターンからみて、山田郡田図の中では、この8区画のみが一町全域を弘福寺田が占めていたとみられる。

36）京都府立総合資料館蔵、東寺百合文書ル1、『図録東寺百合文書』に写真掲載。釈文は、石上、前掲1）

37）石上、前掲8）、1988年

38）山田郡田図の畠が水田化されたとする考え（福尾、米倉、いずれも前掲）があるが、山田郡司牒によって、その推定が成立しないことが判明することになった。なお、校出田注文にみえる11カ所の田は、いずれも1町から本来の弘福寺田を差し引いた残りの面積以下であるべきことになり、事実10カ所はそうである（石上、前掲8）1988年、表Ⅰ）。唯一の例外は校出田注文9条7里25原田の2段70歩であり、この坪に相当する山田郡田図の屎田は田400束代、畠100束代であるから、上の論理からすれば2段以下であるべきである。しかし、このような70歩の差が生じた理由として、次の2通りの可能性が想定し得る。

① 和銅2年（709）以来の弘福寺田は20町であるのに、山田郡田図の田は20町10束代であり、10束代増加している。この10束代は和銅2年以後に増加したものであり、それがこの区画内にあったとすれば、その分もまた誤って口分田とされた可能性がある。ちなみに10束代は72歩に相当するから、計算上は全く矛盾しない。

② すでに指摘したように（金田、前掲31））、山田郡条里の最も西側の区画、すなわち郡境のすぐ東側の区画は、北側が少し広く、南へ行くほど狭くなっている。従って、正確に測量し直すとすれば、9条7里北端付近では70歩分すなわち約2*m*程度は幅が広かった可能性がある。

以上のうち、①であるとすれば、口分田として誤って班給された原因が、和銅2年の弘福寺田を定め記した国府側の記録にあることはより明確となる。また①の推定には、後述のよ

うな「畠成田」の問題も関連する。

39）金田、前掲 31)、三野郡・刈田郡では、地割の方位が異なるために条・里の数え進む方向がこれとは異なる。しかし南海道を基準とすれば、全く同一の様式であることになる。

40）日野尚志「南海道の駅路 ── 阿波・讃岐・伊予・土佐四国の場合 ── 」、『歴史地理学紀要』20 、1978年

および、金田、前掲 31)

41）金田・前掲 31)

42）高桑糺、『2万5千分の1土地条件図、高松平野』、国土地理院、1986年

43）高松市教育委員会編『高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報』 1987年(以下 1987年報告書と略記)

同『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報 Ⅰ』 1988年(以下 1988年報告書と略記)

44） 1987年報告書、第 19図

45）高橋学「高松平野の地形環境分析Ⅰ」、1987年報告書

同「高松平野の地形環境分析Ⅱ」、1988年報告書

以下、地形については主として上記高橋の論文および、1987 ・ 1988年報告書、1988年度調査による。

46）自然堤防帯の微高地には、ポイントバーのような成因の異なるものもあるが(金田、前掲 28))、便宜上自然堤防的微高地ないし自然堤防類として一括しておきたい。

47）粘土を採取した部分においては、代わりの土を入れて旧に復すのが近年の通常の方法であるが、かつて微高な土地の場合に地下げの効果を伴ったりしたことも想定される。ただし、全面的にすべての情報が失われているとは限らないであろう。

48）高橋(前掲 45)、1988年、第 23図)もこの付近に、埋没旧中洲ないし埋没自然堤防の存在を予測している。埋没微地形と地表の微地形とが必ずしも合致するとは限らないが、この部分の微高地が埋没旧中洲に規制されて形成されたものである可能性は高い。扇状地の流路の基本的な方向と合致する西南 ── 北東方向の紡錘形の微高地として山田郡田図に描かれていることとも矛盾しない。

49） 1987年報告書、21 ～ 22頁

50）外山秀一「高松平野における花粉分析ならびにプラント・オパール分析 その1」1988年報告書

51）高橋、前掲 45） 1988年

52）石上(前掲 1))はこれを「畠地が陸田あるいは水田となった土地」と推定している。

53）灌漑条件の悪化の原因としては、洪水による堆積、河川の水位低下、その部分に導水していた用水路の破損等が想定され、これらが複合していた可能性もある。

54）前述のように畠成田は田数の合計には含められていない。

第3節　下多肥地区の水利概況と明治17年地籍図

権　藤　典　明

本年は、土地区画整理事業の対象地区を含む高松市多肥下町の水利系統について調査を行った。その水利の概況と、調査の過程で得られた「明治17年香川郡下多肥村改正地引絵図」の概略について報告しよう。

(1)　水利の概況

下多肥地区の水利系統は、第22図に示すとおりである。当地区は横井・馬渕・淀・西の沢・鈴木・栗の木・肥間の各出水（人工の湧水）によって灌漑され、各出水ごとに水利組合が結成されている。なお、各出水の水掛り区域については、昨年度の報告書を参照されたい①。

このうち鈴木・栗の木・肥間の3出水は水源が上多肥地区にあり、その水掛りは上・下両多肥地区にまたがっている。しかし、両地区の間の水利権の差異は比較的小さい。例えば栗の木出水掛りでは、既報のごとく田植前の水路掃除に上流上多肥地区の農家は参加しないという差異がある程度である②。隣接する鹿の井出水掛りでは、上流太田下町の農家は水利費を負担せず、下流伏石町内で番水が実施されている時期にも隋意に取水する慣行があるなど、その水利権に大きな差異が認められるのとは対照的である③。

こうした事実は、「寛永17年生駒氏惣高覚帳」に両地区合わせて多肥村とあるように、古代・中世の他肥郷以来の一体性があったこと、近世初期の分村後も両村で多肥上村桜木神社の氏子圏を構成していたこと、近世を通じて多肥上村庄屋が多肥下村庄屋を兼帯することが多かったことにもとづくと考えられる④。

香東川右岸の出水利用区域に位置する下多肥地区内には溜池が存在しない。しかも丸亀平野土器川・金倉川沿岸の出水の多くのように、親池である満濃池の補助水源としての役割を担うのではなくして⑤、それぞれの出水が主水源としての機能をはたし、単独の水掛り区域をもっている。換言すれば、昭和28年に内場池が完成するまで、当地区を含む香東川右岸地区には広域的な水利系統が整備されなかったのであり、それだけに干ばつ年には深刻な被害をまぬがれなかったといえる。

(2)　明治17年作成の地籍図

「明治17年香川郡下多肥村改正地引絵図」（谷本喜茂氏蔵、以下「地引絵図」と略

称する）には、村内 1,286 筆の土地区画について地番・地目・面積が記載されている(うち地目か、面積が不明な22筆については考察から除外する）。

第23図および第 5表は、「地引絵図」にもとづくものである。地目・面積が判明する 1,264 筆 82 町 4 反 6 畝余のうち、水田が 1,141 筆 76 町 7 反 8 畝余（ 93.1 ％）を占め、のこりは宅地 92 筆 4 町 7 反 8 畝余（ 5.8 ％）、畑 15 筆 4 反 3 畝余（ 0.5 ％）、その他 16 筆 4 反 7 畝余（ 0.6 ％）である。「その他」の内訳は出水 4 畝余、墓地 1 反 5 畝余、社 1 反 1 畝余および木生地・草生地 1 反 5 畝余である。

「地引絵図」によれば高松平野に位置し、ほぼ全域に条里地割が認められて開発が古い下多肥地区では、この時期までに開発が完了していたといえる。しかも耕地の大半が水田である。ただ、農業用水に乏しい讃岐では、近世後期から綿花・甘蔗など節水型の商品作物が導入され、一部は水田においても栽培された。当地区でも明治初年に字瓦礫を中心に甘蔗が栽培されていたというが、その実態は不明である。

つぎに、1 筆当たりの面積は平均 6 畝16歩であり、5 畝未満の土地区画が 543 筆（43.0 ％）を占めており比較的小さい。字別にみると、宅地が多い字本村の 1 筆当たり 5 畝 8 歩や、香東川旧河道に沿う低地を含む瓦礫 6 畝 14 歩、二反地 5 畝 22 歩、凹原 5 畝 23 歩の土地区画が小さく、反対に条里地割にもとづく方格線が整然とのこる字津以口の 8 畝 13 歩や、山道 7 畝 14 歩などの土地区画が大きい。

また、「地引絵図」にはその記載時期は不明であるが、旧高松藩主松平家の所有地が図示されている。秩禄処分後松平家では土地買収をすすめ、県下最大の不在地主になった。その小作地は高松城内の所蔵まで往復 1 日の行程で小作米が搬送できる香川郡に多く、一部は木田郡・綾歌郡にも存在したという。松平家では小作地の存在する村には差配人をおいて管理させたが、本図も下多肥村差配人家に伝えられたものである⑥。

下多肥地区において松平家は、水田 236 筆 14 町 9 反 2 畝余、宅地 20 筆 8 反 7 畝余、畑 2 筆 4 畝余、計 15 町 8 反 4 畝余を所有していたが、これは当地区の 19.2 ％を占めている。字別では字高口の 3 町 1 反 7 畝余 55.9 ％をはじめ、下所 3 町 1 反 9 畝余24.9 ％、上井戸 2 町 3 反 2 畝余が多く、これらの字での所有地は連続した団地状をなしている。下多肥地区では、他町村からの入作地主の所有地を松平家が購入したというが、その所有地が当地区の縁辺部に多いのはそのことを示すものであろう。

注

① 「弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域　発掘調査概報Ⅰ」（1988）所載の、大西隆雄作成

の第 11 図を参照のこと。

② 拙稿「水利の概況」(1987)、「高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報」所収

③ 拙稿「鹿ノ井出水掛りの水利慣行」(1988)、前掲①所収

④ 「多肥郷土史 前編」(1981) P 188

⑤ 位野木寿一「丸亀平野に於ける灌漑の地理学的研究」(1935)、「大塚地理学論文集 5」所収

⑥ 前掲④ P 409 ～ 413

鹿ノ井出水
淀出水
馬洲出水
西ノ沢出水

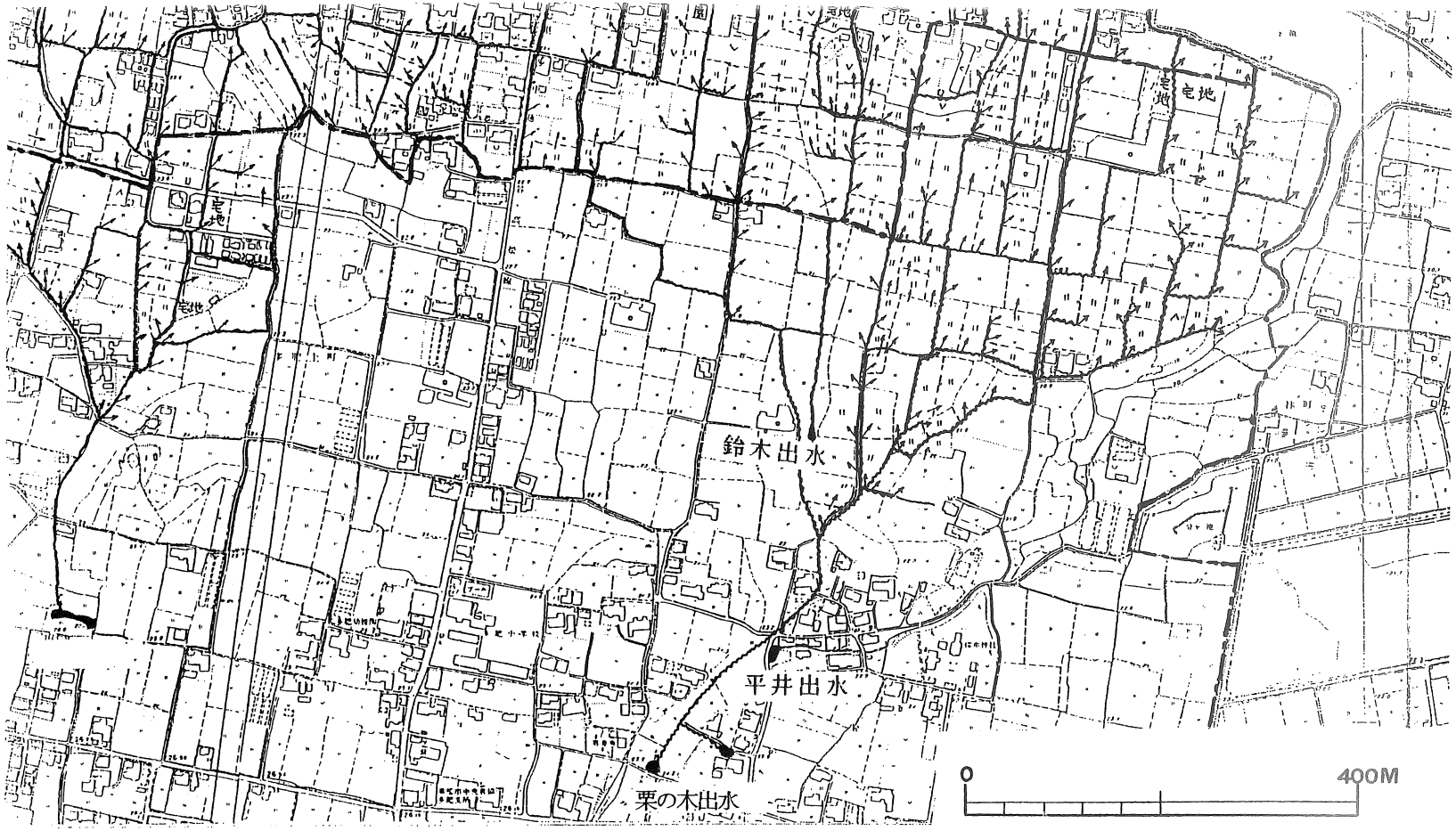

第22図　下多肥地区の水利系統

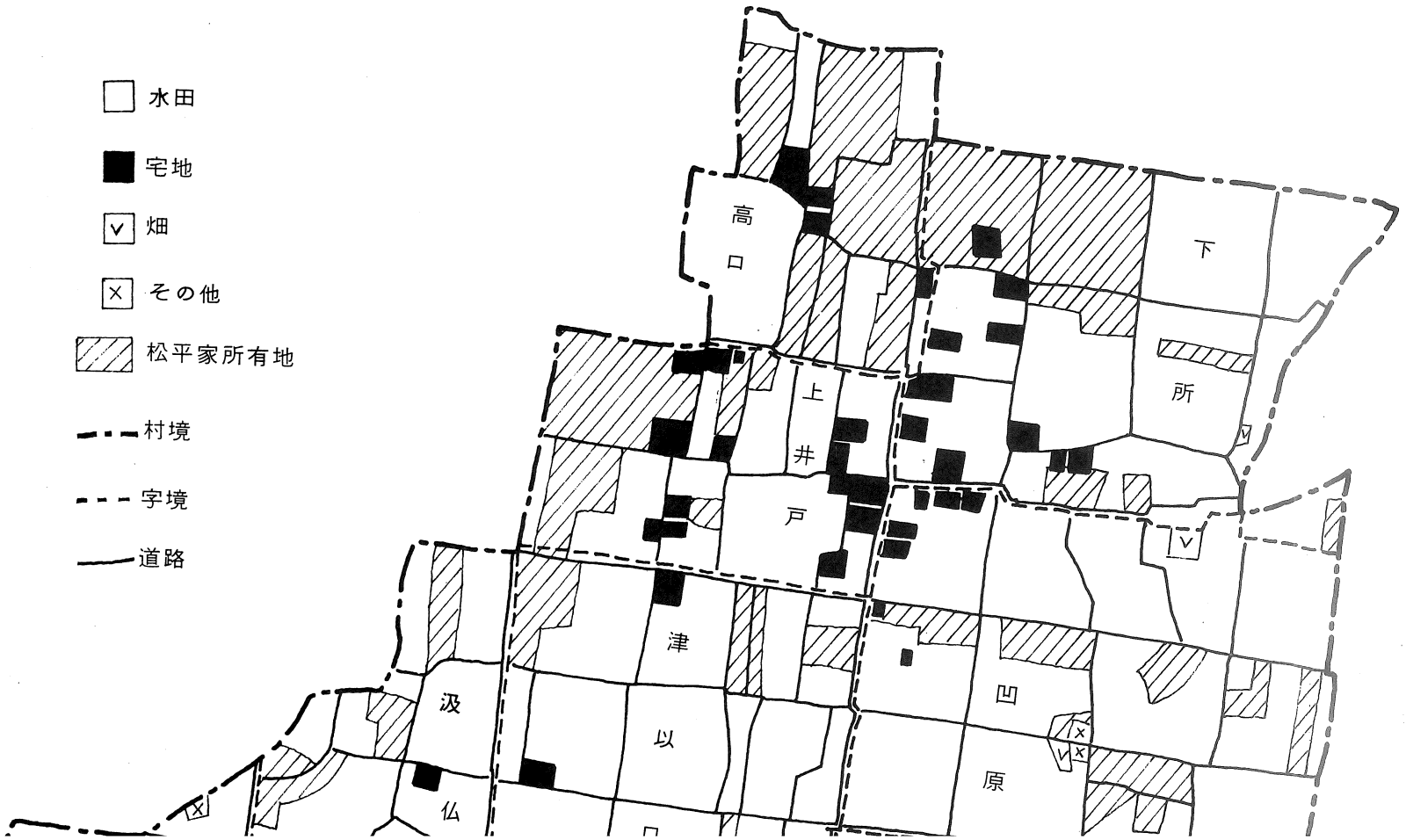
水田
宅地
畑
その他
松平家所有地
村境
字境
道路
高口
上井戸
下所
津以口
汲仏
凹原

第 23 図　明治17年下多肥村の土地利用

第5表　明治17年下多肥村の土地利用

字	水田	宅地	畑	その他	計	松平家所有地
瓦礫	(132) 90.3.06	(4) 2.0.23	(3) 0.5.02	(7) 1.6.15	(146) 94.5.16	(12) 4.7.11
本村	(114) 63.9.11	(37) 18.4.27	(8) 2.3.19	(5) 2.0.08	(164) 86.8.05	(7) 2.8.00
山道	(105) 79.0.01	(7) 4.5.28	——	——	(112) 83.5.29	(27) 17.2.22
二反地	(120) 69.0.03	——	(1) 0.1.21	——	(121) 69.1.24	(30) 12.5.12
凹原	(208) 121.8.01	(7) 2.4.08	(2) 1.2.02	(2) 6.24	(219) 126.1.05	(26) 17.9.09
下所	(142) 102.0.00	(13) 6.5.01	(1) 0.0.17	(1) 2.16	(157) 108.8.04	(50) 31.9.11
高口	(80) 55.0.23	(4) 1.6.07	——	——	(84) 56.7.00	(50) 31.7.07
上井戸	(76) 54.2.06	(14) 7.9.28	——	——	(90) 62.2.04	(33) 23.2.18
津以口	(104) 88.4.05	(4) 3.3.20	——	(1) 1.02	(109) 91.8.27	(12) 8.0.23
汲仏	(60) 44.0.08	(2) 7.22			(62) 44.8.00	(11) 8.2.01
計	(1141) 767.8.04	(92) 47.8.14	(15) 4.3.01	(16) 4.7.05	(1264) 824.6.24	(258) 158.4.24

(注) 単位は(　)内が筆数、面積は「反・畝・歩」である。

第4節　村落社会へのアプローチ

内　田　忠　賢

1　はじめに

筆者は前報告において区画整理対象地区での民間信仰の現状に予察を加えた。[1] しかし、この地区は行政面・社会生活面でひとつに纏っている訳ではない。現在、高松市の出張所は、市への合併以前の旧4村に対応し、林・多肥・太田・木太の4地区に配置されている。藩政村や明治行政村の段階では、さらに上林・下林・六条や上多肥・下多肥・出作といった地区単位に上述の4地区は分かれていた。したがって民間信仰の様な伝統的な村落生活を扱う場合、旧村単位で検討するほうが望ましい。そのため筆者は1983年度より多肥地区で民間信仰を始めとする村落社会の調査を行いつつある。[2] 多肥地区に注目した理由は、その一部が区画整理対象地区に含まれること以外に2つある。ひとつは太田・木太地区に比べ都市化が進行していないので、伝統的な村落生活が残っていると思われるからである。ふたつには林地区とは異なり、大規模な村落改変を多肥地区は受けていないからである。林地区は多肥地区と同様、区画整理対象地区周辺では南部に位置し、市街地から離れているものの、大戦中の空港建設に伴い、村落の姿が大きく変化している。

さて本報告では多肥地区の村落社会や民間信仰を探る基礎作業として、国内における先行研究を整理・検討しながら、村落研究の課題を提出してみたい。

2　村落社会へのアプローチ

村落社会へのアプローチとしては、社会学・民俗学・地理学・歴史学など諸学の立場がある。一方、筆者の関心は民間信仰とそれに関わる社会集団、及び両者の空間的構成にある。したがって、本報告で言及する諸研究は社会地理学や民俗空間論に分類されると考えられる。これら諸研究において視点の中心は、村落景観又は人間集団に据えられている。[3]

まず景観から村落にアプローチする立場は、伝統的な集落地理学の中から生まれた。集落の形態や耕地の分布などから村落社会に迫る方法であり、石原潤の研究などがひとつの水準を示している。[4] この方法から村落共同体の姿を明らかにしてきた訳だが、経済的側面の解明に偏りがちで、住民の世界観に関わる社会生活の側面を軽視する傾向がある。その点、民俗学者の坪井洋文は卓抜な村落研究を行なった。坪井は村落空間を住民にとっての小宇宙と位置付け、一漁村の姿を生き生きと描いた。坪井は「視

覚に訴えられた風景を記号化し、それぞれの記号がどのような機能を果たしているか、記号と記号との関連をみることにより、それらの記号を統合する特定の原理を抽き出すことができる」と述べている。[5] この坪井の問題提起は福田アジオの村落領域論と影響し合い、前者の流れから村武精一をはじめ宮家準・倉石忠彦・鈴木正崇・宮下健司らが、後者の流れから松崎憲三・小林経廣らが、それぞれ村落空間モデルを提出してきた。[6] しかし、福田が指摘するように「事物の空間的配置から世界観を析出しようとするが、その得られたものが世界観だとしても、その結果としてなにが新しく見えてきたのであろうか」という批判も当然出てくるだろう。[7] 研究者が析出した世界観が住民のそれに近似するかを再検証しなければならない。

次に人間集団を中心に村落に接近する先行研究を眺めてみたい。ところで村落における人間集団は様々な規模のものがあるが、筆者の関心は小地域集団(地縁的小集団)にある。小地域集団とは、村落の社会生活の基本的機能を果たし、一定の空間的領域を占める集団である。この集団の呼称は地方により異なるが、垣(カイト)、条(ジョ、庄・荘)などが広く分布し、讃岐では免場がこれに当たると言われる。[8] この小地域集団に対し、社会学や人類学などが研究を蓄積してきたが、[9] ここでは社会地理学の成果のみに言及する。その理由は社会学・人類学の分野に筆者が疎いこと、筆者の関心が小地域集団と村落空間の関係にあることによる。社会地理学は、小地域集団の分布・配列など空間的構成を考察する立場である。

たとえば、平井松午の一連の研究が典型例であろう。平井は丹波地方を例に小地域集団(カブ=同族集団)の存在形態が集落形態に対して一定の空間形式を与えることや、イエ・小地域集団・ムラの三者による村落構造を明らかにしている。[10] そして、村落の最小かつ基本的な集団であるイエの空間的配置が同族集団の配置、ひいてはムラ全体の村落構造に影響を与えることを実証した。[11] ただ同族集団が小地域集団の中でも特に有力である地域ではイエが研究の出発点となるが、一般には小地域集団を中心に据え、ムラを、さらにはイエを見るのが適切であろう。[12] いずれにせよ小地域集団の性格が空間的に反映して村落空間が成立しているとする。これは前述の景観から村落社会を見る場合とちょうど逆になる。前述の場合は空間構成→社会構造という手順になるが、ここでは社会構造→空間構成という手順となる。前者の場合に空間構成は明らかにし得ても、社会構造や住民の世界観と結びつけるのが困難であるのと同様、インテンシブな調査により社会構造を表面的に探り得ても果たして空間構成との対応を簡単に論じられるのであろうか。むろん社会構造や空間構成を提示することも大きな課題であり、容易ではあるまい。ただ両者の結合を安易に行なっているように思われる。

松本博之はこの結合を制度的な社会システムに求めた。[13] 村落は行政サイドから歴史的に大きな影響を受けたとする立場である。しかし、村落が生命体として存在するためには、住民の世界観に基づく村落の自生的機能が働くものと思われる。

3　村落空間の構成原理

村落の自生的機能とは言うものの、少なくとも現在の村落は様々な制度的規制によって成り立っている。たとえ近世段階に遡り得ても、程度の差こそあれ、状況は同じであろう。ただし歴史を遡れば遡るほど、人々の生活は自然に対する依存度が高かったので、村落は自生的機能を現在より持っていたはずである。したがって耕地や水路や集落などが、ある程度、自生的秩序に従って村落を形造っていたと思われる。だから村落の伝統的な姿を把握しようとすれば、歴史学的（ないしは歴史地理学的）なアプローチを試みることになる。その一方、現状においてその姿の一端を残す対象に注目しなければならない。これが民間信仰という経済性と無関係で、宗教として組織化されない対象に着目する理由である。よそ者から見れば訳の判らない小祠や石像が、村落の成員には独自の意味を感じさせる。また村落空間の中では、祭祀対象が存在する地点やたとえ祭祀対象が無くとも儀礼が行なわれる地点などが、彼らにとって意味に満ちた場所を形成する。[14] また、その地点は住民にとっての小宇宙である村落空間を構成する要素となると思われる。

類似の関心を持つ研究として山野正彦の一連の労作が挙げられる。山野の主張は「あるムラが帯びている空間形態は、当然その内部構造と相互関係にある」ので「集落形態を人間集団の空間形態として把える」ことであり、目に見えない「隠れた空間構造を把える」ことである。[15] すなわち空間的配列の原理を村落社会の中に求める立場である。[16] そのため山野は同族集団や民間信仰（カミ信仰）のような伝統的村落の姿を残す断片から、何らかの体系を求めている。[17]

山野の提起した問題に、八木康幸はひとつの解答を試みた。八木は宮座を持つ村落を対象に（Ⅰ）儀礼的空間秩序－祭祀組織・集団、（Ⅱ）日常的空間秩序－社会組織・集団の２組の関係から（Ⅳ）儀礼的空間秩序－日常的空間秩序の関係を抽き出した。[18] すなわち村落空間の構成原理の提出を試みたのである。

また、島津俊之は山野の問題意識を射程に置きながら、村落内部における人間集団の空間的配列形態の歴史的変容を明らかにした。[19] この変容過程においても、宮座や祭祀対象が重要な役割を果たしている。

いずれにせよ村落の空間構成と社会構造を結ぶ原理を求める試みがなされており、

住民の世界観の理解へ一歩近付いたと評価できよう。八木の試みた空間秩序の検出は、単なる思い付きではなく、空間の分類原理を解読した結果である。

4　おわりに

村落社会を解明するための課題のひとつとして、空間構成と社会構造の結合原理を探ることが挙げられる。しかし、この課題に解答例を示すことは容易ではない。まず空間構成と社会構造両者を明らかにせねばならない。

さて、多肥地区の村落社会を解明するためには、以上の議論は若干の注意を要する。まず第一に、諸研究の対象村落は山間小盆地に位置し、地形的に小宇宙を形成している村落が中心である。一方、多肥地区は平野に位置するので地形的閉鎖性に乏しい。第二に諸研究の対象村落（調査当時）に比べ、多肥地区は都市化が進行しすぎている。交通網の発達も雲泥の差である。第三に多肥地区は歴史的に先進地域であったため、空間的・社会的に制度的な改変を受けすぎている。これらの点から本報告の議論の文脈から、多肥地区を研究対象にするには若干、問題があるかも知れない。しかし現実に村落社会は歴史的に成立してきたし、現在も住民の生活の舞台である。したがって多肥地区は本報告の議論で把えられる部分を持つと同時に把えきれない部分を持つに違いない。筆者は典型的な山間盆地や離島の村落と、多肥地区のような都市化が進行する村落の比較を試みたいと考えている。

注

① 拙稿「大田地区周辺の民間信仰的ランドマーク」弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報Ⅰ、高松市教育委員会、1988年

② 参考となる先行報告として『多肥郷土史（前・後編）』多肥郷土史編集委員会、1981年がある。

③ 浜谷正人『日本村落の社会地理』古今書院 1988年

④ 石原潤「集落形態と村落共同体――特に讃岐の事例を中心に――」人文地理 17－1、1965年

⑤ 坪井洋文「日本民俗社会における世界観の一考察」人文社会科学研究 15、1977年
この手法は民俗誌のひとつのタイプとして注目される。

⑥ 福田アジオ「村落領域論」武蔵大学人文学会雑誌 12－2、1980年
村武精一「集落の社会的・祭祀的構成――千葉県印旛地方――」（米山俊直・田村善次郎・宮田登編『民衆の生活と文化』未来社）1978年
宮家準「共同体の伝承とコスモロジー」（宮家編『仏教と日本人 9・民俗と儀礼』）春秋

社、1986年

倉石忠彦「集落社会における世界観── 長野県南佐久郡八千穂村佐口 ── 」信濃 33 －12、1981年

鈴木正崇「対馬・木坂の祭祀と村落空間」「対馬・仁位の祭祀と村落空間」日本民俗学 144・151、1982・1984年

宮下健司「村落の空間構造と世界観── 長野県東筑摩郡麻績村梶浦を対象として ── 」信濃 36 － 1、1984年

松崎憲三「村落の空間論的把握に関する事例的研究── 千葉県海上町倉橋を試例として ─」「景観の民俗学── 山麓農村の景観 ─」国立歴史民俗博物館研究報告 2・4、1983・1984年、「環濠集落・稗田の民俗誌的研究── 平地農村の景観 ─」信濃 36－7、1984年、「山麓農村の空間構成── 長野県麻績村宮本を事例として ── 」西郊民俗 104、1983年

小林経廣「ムラの社会的構成の変容と氏神の祭祀── 長野県塩尻市広丘吉田を対象に ──」信濃 36－9、1984年

⑦ 福田アジオ「村落空間論における領域と境界」民俗フォーラム創刊号、1985年

⑧ 石原潤「ムラの中の小地域集団」人文地理 16－2、1964年

⑨ 講組に対する福武直・桜井徳太郎の研究、村組に対する竹内利美の研究などが有名。

福武『日本農村の社会的性格』東大出版会、1954年

桜井『講集団成立過程の研究』吉川弘文館、1962年

竹内「近隣組織の諸型」東北大学研究年報 15、1967年

⑩ 平井松午「丹波地方におけるムラの規模・形態と同族集団」「丹波高地東部における宮座と村落構造── 京都府京北町矢代地区を例として ── 」人文地理 30－6・32－5、1978・1980年

⑪ イエから見た村落社会の解明を橋本征治は行なっている。

橋本征治「家制度と村落社会── 四国山地における隠居制山村の場合 ── 」歴史地理学紀要 20、1978年

⑫ 八木康幸「五島農村のムラ構成とその変化── 福江島大川原の場合 ── 」人文論究 30－4、1981

岡島正幸「同族集団のマケからみた村落の空間構成── 長野県小布施町山王島の場合 ──」新地理 30－3、1982年

後藤文昭「壱岐島における小地域集団の変容── 初山西触・本村触を事例として ── 」地理科学 39－2、1984年

⑬ 松本博之「小豆島における小地域集団の発生とその性格」人文地理 27－5、1975年

⑭ この種の議論は地理学においては人文主義地理学Humanistic Geography の立場から行なわれている。次の拙稿などを参照。

「場所の意味論 ── 民俗学と地理学の接点 ── 」京都民俗 5 、 1987 年、「場所の理解 ── Yi－Fu Tuan の著作に関する覚書 ── 」（現代風俗研究会編『ノスタルジック・タウン』リブロポート、 1987 年

⑮ 山野正彦「丹波山地における村落の空間形態とその内部構造」人文研究 28－2 、 1976 年

⑯ 山野正彦「分類体系としてみた村落の空間構成 ── 丹波・吉備高原地域を事例として ──」人文研究 29－6、1977 年、「中国山地地域における名の景観 ──宮座・神田・農耕儀礼──」人文研究 33－4、1981 年

⑰ 前掲註⑮及び山野「ムラのなかの小地域集団とカミ信仰 ── 兵庫県三田市母子を事例として ── 」大阪女子学園短大紀要 18 、 1974年

⑱ 八木康幸「近江湖南村落における宮座と象徴空間」人文地理 38－2 、 1986 、八木が求めなかった関係は（ Ⅲ ）祭祀組織・集団 ── 社会組織・集団である。

また八木の理論的関心は以上を参照のこと。

八木「村境の象徴論的意味」人文論究 34 － 3、 1984年「村落空間論の諸相」関西学院史学 22、 1988年

⑲ 島津俊之「村落の空間的社会構造 ── 京都府宇治田原町禅定寺地区の事例 ── 」人文地理 38－6 、 1986 年

本報告の印刷段階で島津の最新作が公にされた。住民にとっての村落空間を「記述」「解釈」した力作である。参考となる点が大きい。

島津「村落空間の社会地理学的考察 ──大和高原北部　下狭川を例に ──」人文地理 41 － 3、 1989年

第５節　高松平野の地形環境分析　Ⅲ

高　橋　　学

はじめに

既に筆者は、第二回の報告書において、高松平野の地形分析、地形帯分析の概略を述べた。そして、弘福寺領山田郡田図の比定候補地周辺については微地形分類予察図を作成し公にした。

今回は、微地形分析の第二報として、空中写真判読によって高松空港付近における旧地割を検出した。また、旧山田郡・旧香川郡境付近の溜池築造以前における微地形の復原を試みた。さらに極微地形分析[1)]により、大池南東の発掘調査地点（第１調査区）における地形環境の変化と土地利用の変遷について検討した。

高松空港付近における旧地割

Ｎ10°Ｅ方向の条里型地割が整然と広がる高松平野において、高松空港およびその周辺部では、それと明瞭に区別される地割が展開している。ここは1944年（昭和19年）に旧日本陸軍によって建設された陸軍飛行場の跡地である。敗戦後は連合軍により一時接収されたが、1952年（昭和27年）に返還され、1955年（昭和30年）に一般空港となり現在に至っている。

地形環境分析Ⅱにおいて明らかにしたように、1962年に撮影された空中写真（原版モノクロ・1／1万を1／5000に拡大して利用）の判読によれば、高松空港周辺は大規模人工改変地Ⅰ・Ⅱ・Ⅲとして分類された。かつて、ここに存在していた条里型地割は下林から上林へと向う南北道路、下池から東へ延びる道路に痕跡を残しているにすぎない。仮に、弘福寺領山田郡田図の南地区が空港西端付近に比定された場合には、大規模人工改変によって遺構が破壊されてしまった可能が憂慮されていた。

ところが、詳細に空中写真を判読していくと、現在は区画整理され水田として利用されている大規模人工改変地Ⅰはもとより、空港敷地となって芝が植えられている大規模人工改変地Ⅱにも、人工改変前の条里型土地割と考えられる線状構造が検出できた。[2)]そこで、より明確にその線状構造を把握するために、同じ空中写真を1／2500まで拡大し、判読を行なった。その結果を第24図に示す。

一般に、空中写真には現在の地表面に存在するものだけでなく、現地表面下に埋没してしまっているものも写し出されている。それは、空中写真のスケール、撮影状態、判読能力等によって異なるものの、現地表面－２ｍ以浅に埋没している微地形や遺構

第24図　高松空港および周辺の旧地割

については極めて多くの情報を提供してくれる。埋没した水路や水田畦畔などの比較的規模の小さいものの判読にあたっては、特にソイルマーク（Soil mark）とプラントマーク（Plant mark）に注目する必要がある。ソイルマークとは主に土地の乾湿によって表われる色あるいはトーンの違いであり、たとえば水路が下に埋没している場合、空中写真には濃い色（モノクロの場合には暗いトーン）の筋（線状構造）として判読できるのである。他方、プラントマークとは地下の状態が植物の生長の差として顕われている状態である。

さて、第24図には判読できた線状構造のうち明瞭なものを抽出して示したが、これらの線状構造の多くは、大規模人工改変地の周囲に残存する条里型地割と整合しており、埋没条里型地割と判断できよう。全体としては、滑走路より北側の地域において検出が容易であり、特に、現在芝生となっている大規模人工改変地Ⅱでは坪内の耕地区画まで判読できる。他方、西端部において、飛行場造成以前に存在していた分ケ池（池代池）の堤防と水域を復原することができた。

以上の様に、大規模人工改変地と分類された高松空港およびその周辺地域は、比較的人工改変の程度が軽いものと思われる。したがって、この地区内に弘福寺領山田郡田図に描かれている範囲が比定された場合、現地表面下に遺構としてそれらが残存している可能性があると判断できる。このため、高松空港移転後の跡地利用にあたっても、埋蔵文化財の詳細な調査が必要である。[3)]

旧山田郡・旧香川郡境付近の微地形復原

弘福寺領山田郡田図の研究史については石上（1987）が詳細に論じており、その中で田図の現地比定に2説あることが紹介されている。そのひとつは、高重進（1965）に代表されるもので田図の北地区を下林の長池付近とする説である（以下高重説と呼ぶ）。そして、もうひとつは米倉二郎（1957）による南地区を上林の分ケ池（池代池）付近、北地区を下林の大池（新池、木太大池）付近とする説（以下米倉説と呼ぶ）である。高重説と米倉説とを比較すると南北に一里（六町）の違いがある。いずれの場合にも、山田郡田図の西端に記されている「山田香河二郡境」を旧山田郡・旧香川郡境にあたるとされているため、南北方向の位置に見解の差が表われているわけである。また、高重説・米倉説ともに地形的特徴に注目している。山田郡田図に「佐布田」として表現されている所を浅い谷（旧河道）に、「畠」あるいは「人夫等家」に利用されている赤褐色（岱赭）で彩色された部分を微高地と考えて現地比定しているのである。しかし、両者とも、その根拠となった現地の地形を明確に示してはいない。そこで、今

回の報告では、山田郡田図の北地区比定地である長池、大池付近の微地形復原を試みた。

第25図は空中写真（1962年撮影、モノクロ原版 1/1万を1/5000に拡大）判読して作成した微地分類予察図を基にし、現地調査等[4]によって補正した微地形分類図である。

当地域は、すでに報告したように完新世段丘面上にあたっており、古代末には香東川本流の洪水を受けることはなくなっていたと考えられることから、現在の微地形分類図は、古代における地形環境と大きく隔たるものではないと考えられる。別称が新池である大池をはじめ、長池、下池等の溜池の築造時期については検討の必要があるものの、前述したような「佐布田」、「畠」「人夫等家」として利用されていた微地形の検討を行なう目的から、溜池築造以前の状態を復原してみた。

香東川の旧河道が3筋南西から北東へ向け曲流している。それに対し、後背湿地(埋没旧河道）と分類される微地形は、埋没旧中州や埋没自然堤防の間を網状に流下していた。これは、当地域の地形帯レベルの環境が、扇状地帯から自然堤防帯へと変化してきていることを示すものであり、現地表面を構成する砂、シルト層の薄層下に厚い砂礫層が存在するとしたボーリングデータの解析結果と一致する。すなわち、扇状地帯から自然堤防帯への環境変化は、河道の減少および安定化をまねき、洪水の状況に変化をもたらしたものと思われる。高松平野において、このような変化が何時生じたかについては明らかになっていないが、瀬戸内海沿岸の各地では、縄文時代後期頃という年代を示すことが多い。仮にその年代が高松平野にあてはまるとするならば、第25図で旧河道として示したものは、縄文時代後期〜古代末の一時期に香東川の流路であったことになる。

さて、溜池について見ると、長方形の平面形をした小池を除きすべて旧河道を堰止めるように築造されているのが判る。そのため平面形は不定形となりいわゆる谷池状になっている。しかし、それらは本格的な谷を堰止めるもの（たとえば三谷三郎池）と異なり、当地域で最も広い面積を占める大池でも水深3m以下にすぎない。したがって面積の比して貯水量は少なく、機能的には皿池とさほど異らない。また、空中写真判読によって池底の状態を知ることが可能である。もちろん、溜池築造時やその後の改修等により池底の浚渫されることはあるし、築造後に流入してきた土砂による堆積もある。しかしながら、それらによって池底の形状が一変してしまうようなことはなさそうである。[5] したがって、空中写真判読の結果判明した池底の状態は、溜池築造以前の旧河道の状況と掛け離れたものではなかったと考えてよいであろう。

次に、旧河道の形状に注目し、山田郡田図の「佐布田」と比較検討してみる（遺跡

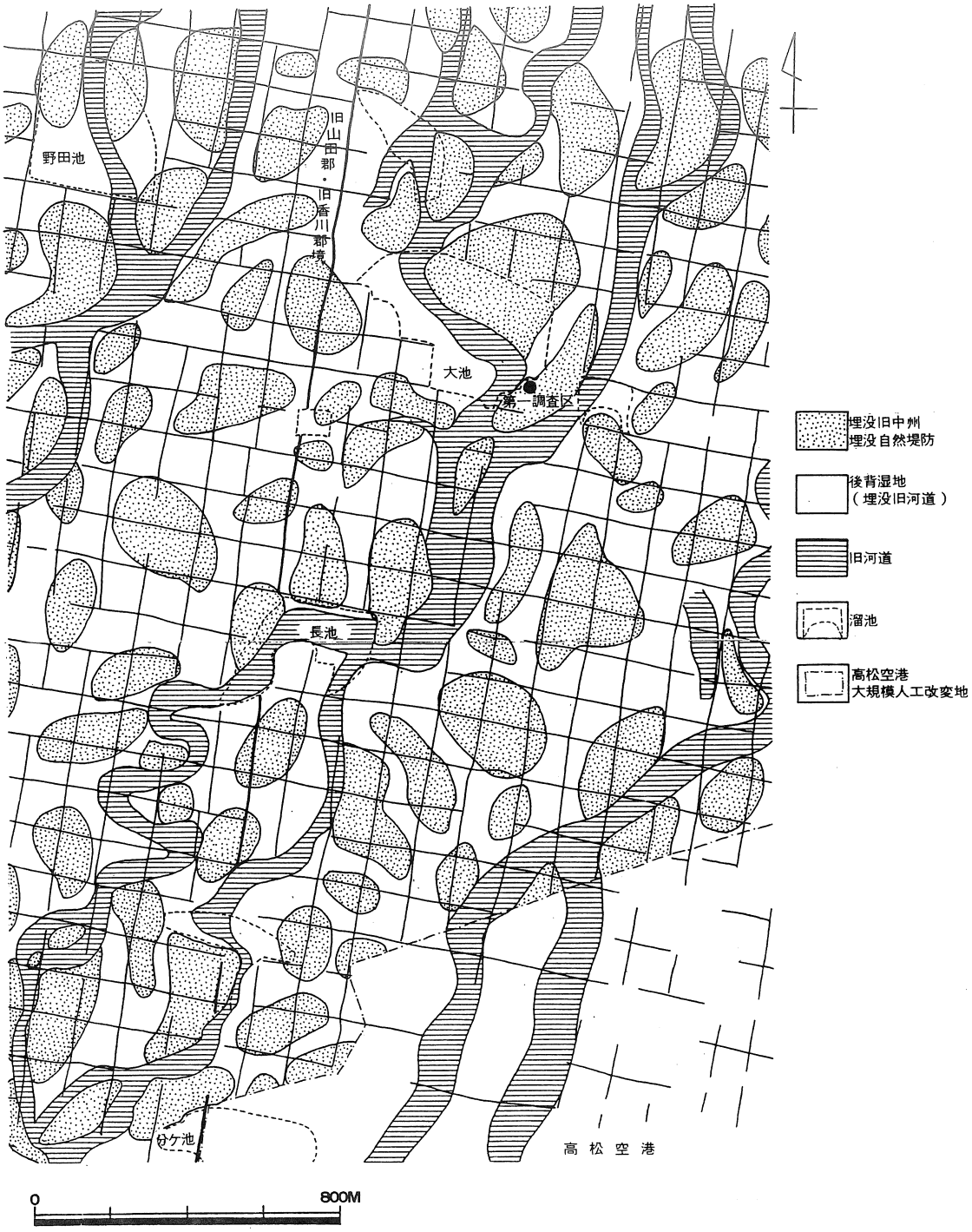

第25図　条里型地割と微地形

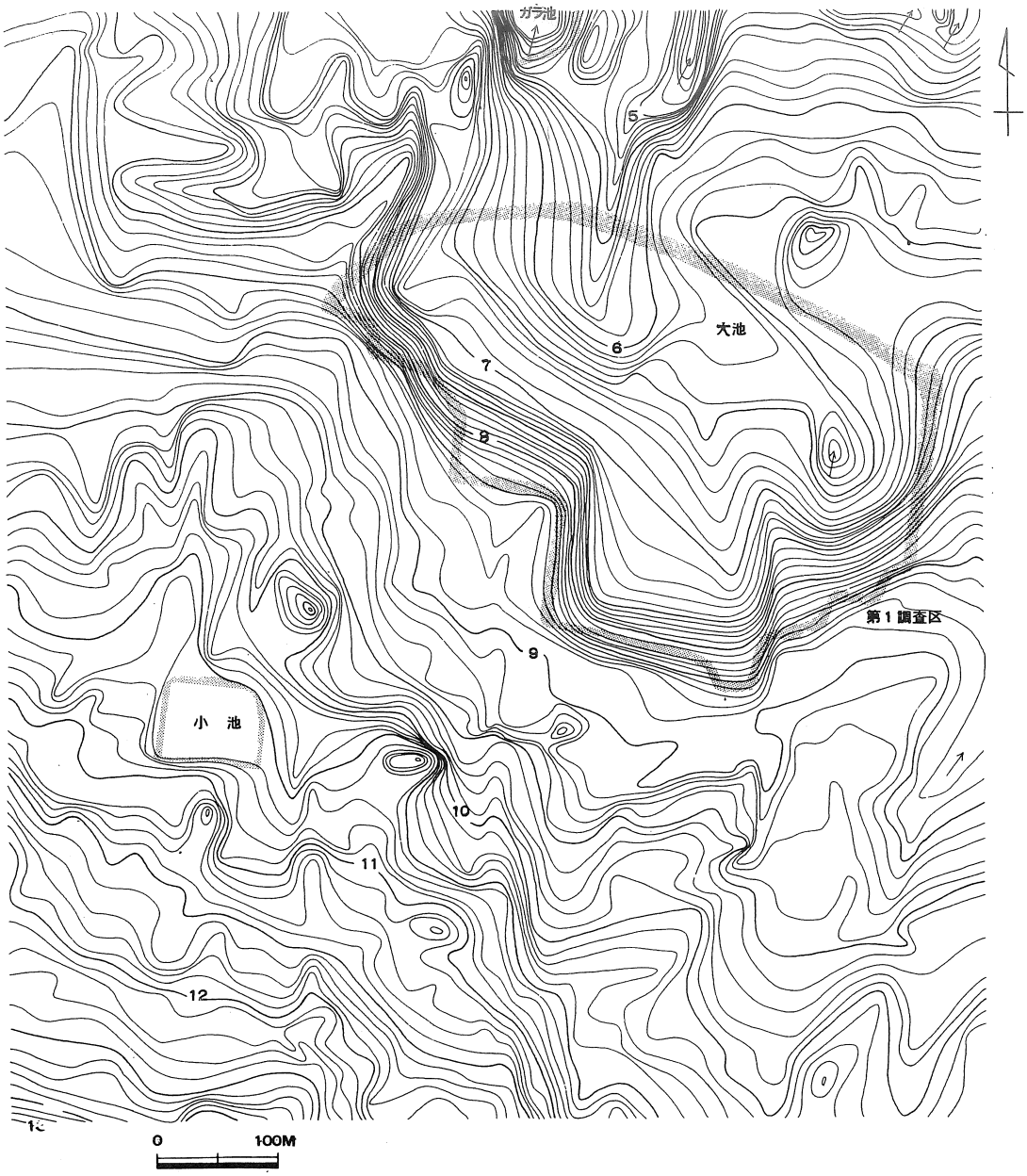

第26図　大池付近微地形図

（T. P. m. 10 cm間隔）

詳細分布調査概報　口絵参照）。山田郡田図北地区に描かれている方格を石上（1988第12図）の行列で表示した場合、南西端の坪が5行1列、北東端のそれは11行5列となる。その表示法にしたがえば、佐布田として利用されているのは、8行2列、8行3列、9行3列、9行4列、8行4列、8行5列の方格の一部にあたる。佐布田は8行2列では南北方向に、他では東西に細長く延びている。そこで第2図の微地形分類図で、それに最も類似した旧河道を捜すと、高重説の指摘する長池池底が有力な候補にあげられる。8行3列、9行4列に「家」と記されている微高地の形状や8行2列の「佐布田」など旧河道の状態はかなり類似している。しかしながら、山田郡田図の「山田香河郡境」を「旧山田郡旧香川郡境」に一致させるならば、現地と山田郡田図とでは東西に二町分のずれが生じてしまうことになる。郡境を一致させるとする条件を前提にしないのであれば、他の場所にも山田郡田図の佐布田に類似した旧河道の存在を指摘することが可能であるが、現地比定の有力な拠所であるこの条件をはずすわけにはいかないであろう。

次に、郡境も考慮に入れて検討すると、米倉説の大池池底と長池東端とその隣接地とが候補地にあげられる。前者の場合、旧河道の形状を重視するならば、山田郡田図の7行・8行境が山田郡条里プランの12里・13里境となる可能性が高くなる。その場合、山田郡田図8行1列の角道田は条里プランの9条13里1坪にあたり、石上(1988)の説より1坪分ずれることになる。また、旧河道は9行2列にあたるところで南へ向きを変え流下しているはずであるが、山田郡田図にはそこが「畠田」と表示されており「佐布田」になっていない点に問題がある。

さて、もうひとつの候補地である長池東端とその隣接地について検討してみたい。長池の東に流入している旧河道を山田郡田図8行1列に比定した場合、8行4列および8行5列の「佐布田」を旧河道ではなく後背湿地（埋没旧河道）にあたると考えねばならなくなる。また、石上(1988)の指摘するようにこの場所に山田郡田図の北地区を比定した場合、「条里の南開始線の一里が植田の山丘部に入ってしまう」といった問題がある。なお、地図上では東植田地区に条里様の地割がみとめられ、検討が必要である。

山田郡田図南地区は北地区に比較し地形環境を示すような情報に乏しいが、石上(1987)が小丘として指摘する黄土で彩色された「壟」などがあり、次回の報告で微地形との対応を検討してみたい。

大池南発掘地点の極微地形分析

1988年度に実施された発掘調査のうち、大池の南東部にあたる第一調査区の極微地形分析レベルの検討を行なった。

本調査区は、微地形分析のレベルでは埋没旧中州・埋没自然堤防の中心から少し西へ外れた部分にあたっている。1987年度に実施した試掘調査12地点は，この中心にあたり、現表土直下から埋没旧中州を構成する砂礫層が検出された。したがって、その中心から外れた今回の調査区は、埋没旧中州を被覆する埋没自然堤防の縁辺に位置することになる。この地点は、地形面レベルの分析では南に高く北に低い傾向を示すが、地形帯レベルでは南西が高く、北東が低いと認識される。ところが、微地形レベルでは東高西低の形状を示している。（第26図参照）このことは、発掘調査区における地層の堆積状態や、検出された水路の流下方向と深い関わりがある。なお、ここを自然堤防あるいは旧中州とせずにあえて埋没と冠したのは、土地利用、土地区画、地名等に影響をほとんどおよぼしていないためである。土地条件としては、後背湿地部分と異なるものの、現状ではいっけん区別がつかない。埋没自然堤防、埋没旧中州（両者をあわせ以下埋没微高地と呼ぶ）上でも、現在水田としての土地利用が卓越している。このような場所では充分な灌漑用水が確保できた場合、乾田として高い土地生産性があげられるが、それが困難な場合には水田として不向きな場所となる。事実、文化十五年（１８１８）の古地図に記されている土地評価は、下下田、下田が優占し芳しいものではない。むしろ水田としては、旧河道や後背湿地の方が望ましかったのである。

さて次に、　河川の洪水一回ごとにもたらされた堆積物による地形環境の変化と土地利用の状況について述べることにする。なお、第１調査区のトレンチ設定など基礎的な情報や考古学的知見については第Ⅰ章を参照されたい。 第27図、第28図そして、第６表は発掘調査の結果をまとめたものである。なお、地層の分層方法や記載の基本的考え方については、高橋（1989）を参照されたい。

今回の発掘調査では現地表下約２mの間に23面の地表面（現地表を含む、他に可能性のある面は他に９面存在する）が確認された。また、洪水堆積物は21層（後に土壌化あるいは侵食によって消滅したものが８層存在する）みとめることができた。すなわち、洪水が発生し土砂がもたらされると、その表面に植物が繁茂したり、人間によって耕作されるなどして表土層が形成され（土壌化）、洪水堆積物とは異なる性格の地層が形成される。ここでは、このような地層をａ層と呼び地表面の指標とした。その特徴としては、動植物に由来する有機物の含有量の増大、植物根や動物巣穴あるいは人間の耕作や居住等にともなう堆積構造の攪乱、そして団粒状構造の発達などがみとめられ

る。このような表土層形成のためには次に発生する洪水によって埋積されるまでに最低でも１シーズン程度の環境の安定した期間が必要である。長い期間にわたって地表面として安定した所では、表土層の形成が進展し、発掘調査によってかつての地表面（広義の遺構面）として認識しやすくなる。他方、洪水堆積物のうち土壌化が及ばなかったところでは当初の堆積構造がそのまま残されている。このような地層をｂ層と呼ぶ。そして、堆積構造は洪水時の状態を維持しているものの、ｂ層とは層相を異にする地層をｃ層、さらにそれと異なる地層をｄ、ｅ、ｆ層と呼ぶことにする。この場合、各地層の間には表土層が形成されるほどの時間がなかったか、あるいは形成された表土層が洪水時に削剥されてしまったかのどちらかである。また、ａ層とｂ層の両方の性格を持つ地層があり、これをａ′層と呼ぶ。ａ′層は地表であった期間が短かく充分に土壌化が進行しなかった場合（上層を洪水堆積物で覆われている）、あるいは埋積された後に上層で非常に長く安定した環境が継続し、下層まで土壌化が進行してきた場合（上層に極めて安定した表土層が覆っている）である。

さて、今回の発掘で知り得た環境の変化は、すでに形成されていた旧中州・自然堤防のうち相対的に低い部分が河川の氾濫によって徐々に埋積される過程と見ることができる。洪水堆積物は南西方向からもたらされ、相対的に低い部分に厚く堆積していることが地層断面の観察から明らかである。洪水堆積物のうち目だったものとして、20ｂ、18ｂ、16ｃ、16ｂ、6ｂがあげられる。なかでも特に16ｃ、16ｂの堆積は環境に与えた影響が大きかった。16ｃ、16ｂ堆積以前においては、発掘区域の狭い範囲の中でも規模の小さな起伏が存在した。ところが、16ｃ、16ｂの厚い堆積によって、そのような微起伏は多くが消滅してしまったのである。そして、6ｂは8ｂの堆積を経て、さらに平担化した地表面を覆った洪水堆積物であり、発域区域のほぼ全面にわたり層序や粒度に著しい変化のない点で、それ以前のものと大いに異なっているのである。また、6ｂの堆積以後大規模な洪水が生じた様子がないことも、完新世段丘崖の形成といった観点から重要である。すなわち、段丘化が進行していれば、香東川本流から旧河道へむけて洪水流がおしよせることがなくなるはずである。

さて、当発掘区域は洪水によって新しい地層が堆積するごとに、その表面は水田として開発されたようである。水田として土地利用するためには、水を満す必要上畦畔で囲まれた一区画内の起伏をおよそ6㎝以下にしなければならない。そのため微起伏に富む場所に水田を開発するには多大な労働力を投下して平担化をはかるか、微起伏にあわせ不定形で小さな区画の水田を造るほかない。16ｃ、16ｂ堆積以前において、ここでは後者の方法がとられていたことが判明した（第Ⅰ章参照）。このような区画

の水田は不定形小区画水田と呼ばれ、近年、全国各地で次々に発見されている。稲作が我が国に伝播して以来、条里型地割が営まれるようになるまでの間、不定形小区画水田は最も一般的なものであったといってよい。不定形小区画水田には水口や水路など水利施設がともなっており、水分管理がなされていたことは疑いない。今回の発掘で平面形が確認された不定形小区画水田（一区画の面積２～４m^2）は、18ａ、19ａ、21ａ、23ａであるが、いずれの地層からも遺物は出土せず、16ｃ上面から検出される溝中から弥生時代後期後半の土器が出土していることから、それ以前の可能性が高い。また、23ａは非常に特徴的な光沢のある黒色（10YR6/1）シルトであり、高松平野の他の地点や岡山平野など瀬戸内海沿岸の各地で縄文晩期～弥生時代前期に遡る遺物の出土する地層に極めて良く類似しており、注意を要する。

一般に水田遺構からは遺物の出土することが少ないため、時期の決定には極めて困難が伴う。また、試掘はもちろん本調査を実施している場合であっても、水田は遺物の出土が少ないため遺構と認識されず、湿地とされてしまうことが多かった。ちなみに、四国で水田が検出された発掘調査で、報告書の刊行されているものは、わずかに三例（下川津遺跡〈香川県〉、田村遺跡〈高知県〉、土佐泊大谷遺跡〈徳島県〉にすぎず、今回検出された水田遺跡は４例目ということになる。さらに、注目すべき点として、大規模地震（マグニチュード７程度）の際に生ずるとされているクラックと噴砂が発見されたことである。第４図に示したように19ａを耕土とする水田面は楔形の断面形をしたクラックが雁行状に東西に延び、その中には淘汰の良い灰白色（N 7/0）極細砂で充填されていた。地層の断面を詳細に観察すると、19ａを覆う16ｃの下半部にもクラックは連続しており、地震が発生したのは19ａ水田埋積後と考えられる。16ｃは断面図には一層としてあるが、以上のことから２時期の堆積物から構成されている可能性が高い。19ａ水田は、クラックによって小ブロックに細分されており、垂直変位もわずかながらあったため、地表面は凹凸に富み、一見水田らしくない。しかしながら、変位した地層を以前の状態に復原すると、不定形小区画水田であることが判明した。

さて、８ａは６ｃなどの堆積によって微起伏がほとんど消滅してから造成された水田であり、それ以前の不定形小区画と異なり、第10図のように約10m間隔の溝で整然と区画されている。水路の両側にはわずかではあるが、畦畔状の高まりが認められる。また、水田面には鋤跡が明瞭残されていたが、水路に沿った部分では、水路に平行した方向にそれが延びている点が注目される。水田面には偶蹄目の足痕が多く残されていた。足跡は大小２種類があり、それぞれの前足、後足が特定でき、その形状からおそらく親牛と子牛のものと考えることができる。また、足跡がつけられた後、まもな

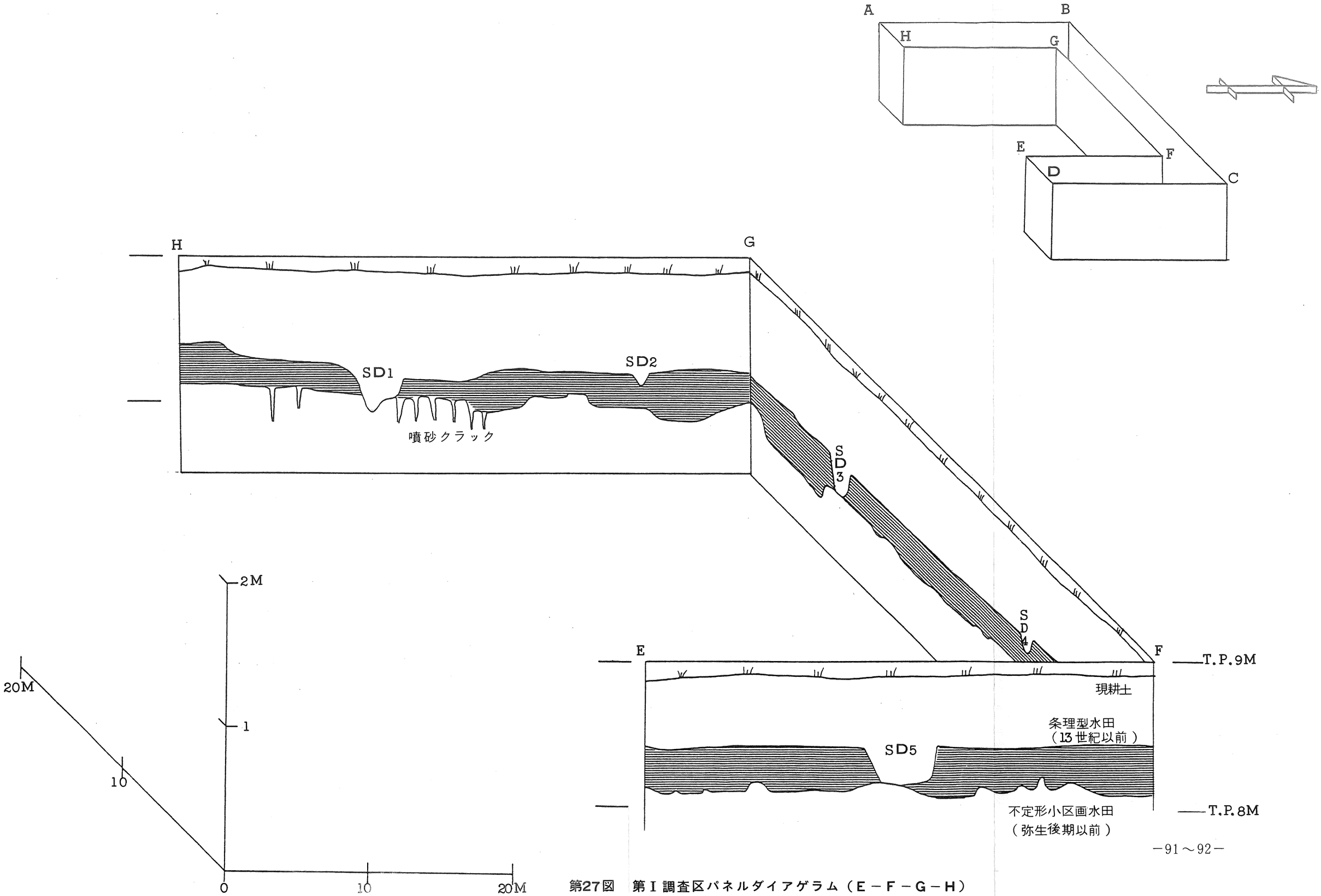

第27図　第Ⅰ調査区パネルダイアグラム（E－F－G－H）

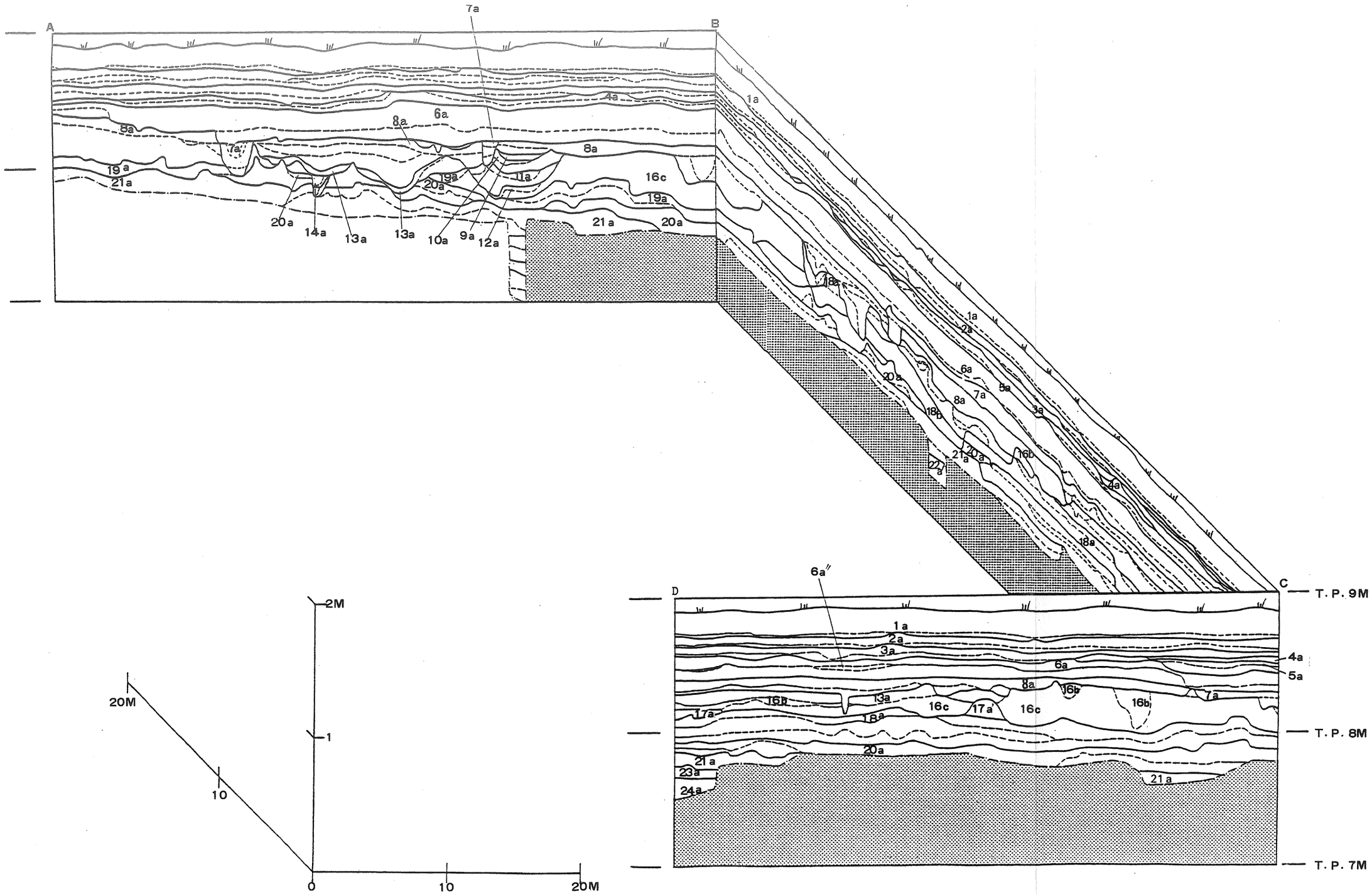

第28図　第Ⅰ調査区パネルダイアグラム（A－B－C－D）

第6表　第Ⅰ調査区の環境変遷と土地利用

地層No.	粒　度	色	調	土壌化	堆積環境	開　発	出土遺物	その他
1 a	極細砂質シルト	2.5Y 4／1	黄　灰	Soil		現水田耕土		条里型水田
1 b	極細砂質シルト	7.5YR 6／4	にぶい橙	酸化鉄	布状洪水			
2 a	シルト質極細砂	7.5Y 6／1	灰	Soil		水田耕土 現在より小区画		条里型水田
2 a′	シルト質極細砂	7.5Y 7／1	灰　白	Soil状				
2 b	シルト質極細砂	7.5Y 6／1 7.5YR 4／6	灰 褐	酸化鉄	布状洪水			
3 a	シルト質極細砂	7.5Y 6／1	灰	Soil		水田耕土 現在より小区画		条里型水田
3 b	細砂	2.5Y 7／2	灰　黄		布状洪水			
4 a	シルト質細砂	7.5Y 6／1	灰	Soil 酸化鉄		水田耕土 現在より小区画		条里型水田
5 a	シルト質細砂	7.5Y 6／1	灰	Soil		水田耕土 現在より小区画		条里型水田
5 b	シルト質細砂	2.5Y 7／2	灰　黄		布状洪水			
6 a	細砂	2.5Y 7／2	灰　黄	Soil		水田耕土 現在より小区画		条里型水田
6 a′	シルト質細砂	5Y 8／2	灰　白	Soil状				
6 b	細砂	2.5YR 3／7 2.5Y 7／6	浅　黄 明黄褐	酸化鉄	布状洪水		近世の染付	
7 a	シルト質細砂	10YR 5／2	灰黄褐	Soil		水田耕土		溝埋積後
7 a′	細砂～中砂	10YR 3／7	にぶい黄橙	Soil状		水田耕土		溝埋積最終段階
7 b	シルト質細砂	10YR 7／1	灰　白		溝充填			
7 c	シルト質細砂	2.5Y 6／1	黄　灰		溝充填			
8 a	シルト質細砂	10YR 6／1	褐　灰	Soil	非常に安定した地表	水田耕土	13世紀～古墳時代中期の須恵質土器等	条里型水田
8 a′	極細砂質シルト	10YR 5／2	灰黄褐	Soil状	低い部分　充填			
8 b	細砂～中砂	10YR 6／2	灰黄褐		低い部分　充填			
9 a	シルト質細砂	7.5YR 4／2	灰　褐	Soil	溝充填	水田耕土　？		溝埋積中断
9 b	シルト質細砂	2.5YR 7／2	灰　黄		溝充填			
10 a	シルト質細砂	7.5YR 3／1	黒　褐	Soil	溝充填	水田耕土　？		溝埋積中断
10 a′	シルト質細砂	7.5YR 5／1	褐　灰	Soil状	溝充填			
11 a	シルト質細砂	7.5YR1.7／1	黒	Soil	溝充填	水田耕土　？	弥生時代後期後半	溝埋積中断
11 a′	シルト質細砂	7.5YR 5／1	褐　灰	Soil状	溝充填			
12 a	シルト質細砂	7.5YR1.7／1	黒	Soil	溝充填	水田耕土　？		溝埋積中断
13 a	シルト質極細砂	10Y 5／1	褐　灰	Soil	低い部分　充填	水田耕土		不定形小区画
14 a	シルト質細砂	10YR 4／2	灰黄褐	Soil	溝充填	水田耕土　？		溝埋積中断
14 b	細砂	2.5Y 8／1	灰　白		溝充填			
15 a	シルト質細砂	10YR 5／1	灰	Soil	溝充填	水田耕土　？		溝埋積中断
15 b	細砂	10YR 5／1	灰		溝充填			
16 b	中礫～細礫まじり細砂	N 7／0	灰　白		クレバススプレー			南西方向から
16 c	細砂	N 7／0	灰　白		溢流氾濫			北西端に中心
17 a	シルト質細砂	10YR 6／2	灰黄褐	Soil		水田耕土		
17 a′	シルト質細砂	10YR 6／2	灰黄褐	Soil		盛土畦畔		
18 a	シルト質細砂	10YR 6／1	褐　灰	Soil		水田耕土		不定形小区画
18 b	シルト質細砂	10YR 5／2	灰黄褐		溢流氾濫			グレーディング
18 c	細砂	10YR 5／2	灰黄褐		溢流氾濫			
19 a	シルト質細砂	10YR 6／1	褐　灰	Soil		水田耕土		不定形小区画
19 a′	シルト質細砂	10YR 6／1	褐　灰	Soil		盛土畔畦		
19 b	シルト質細砂	10YR 6／6	明黄褐	酸化鉄	溢流氾濫			西部に中心
20 a	シルト質細砂	10YR 6／1	褐　灰	Soil		水田耕土		不定形小区画
20 b	シルト質細砂	10YR 7／4	にぶい黄橙		溢流氾濫			西部に中心
21 a	シルト質極細砂	10Y 6／1	褐　灰	Soil		水田耕土		不定形小区画
21 b	細砂	2.5Y 7／2	灰　黄		溢流氾濫			グレーディング
21 c	細砂	2.5Y 7／1	灰　白		溢流氾濫			
21 d	中砂	2.5Y 7／1	灰　白		溢流氾濫			
22 a′	シルト質極細砂	5Y 5／1	灰	Soil状				
23 a	シルト	10YR 2／1	黒	Soil		水田耕土		不定形小区画
24 a	シルト	10YR 6／1	褐　灰	Soil				
24 b	シルト	7.5Y 6／1	灰		溢流氾濫			

く洪水で埋没されている。水田を区画する４本の溝について注目すると、それらを充填している砂の堆積構造から、SD１、SD２は西へ流下し、SD３は北へ、SD４は南へ向かったあと西へ向きを変え、SD５は南流したのち西流したと考えられる。そして、おそらく、SD５はSD１へ向かって南流するものとSD３へ向かって北流するものに分れている可能性が高い。いっけん、このような水の流れは南高北低の高松平野で奇異に思えるものの、前述したような微地形レベルの起伏からすれば決しておかしなことではない。

８ａは極めて明瞭な旧表土であり、少なくとも数百年は地表として安定していたと考えられる地層である。そして、そこから出土する遺物は古墳時代後期から13世紀までの長期間にわたっている。同一地層から出土する最も新しい遺物の時期によって年代を推定するといった考古学の原則に立てば、８ａの水田は13世紀のものということになる。しかしながら、このような原則が成立するのは土壌化を受けていない地層から出土した遺物や、墓、住居址といった遺構にともなって検出された遺物の場合に限られる。安定した地表面として長期間にわたって土壌化を受けたａ層には、洪水によって埋積されるまでの間、新しい遺物が混入する。したがって、ａ層の場合、そこから出土した最も新しい遺物より後に埋積されたことしか推定できない。８ａ水田については、長時間にわたって耕作されてきた水田が13世紀以降に埋積されたとするのがより正確な年代観であろう。安定した地表面ほど年代の推定に幅が生じ、不安定な地表面ほど推定年代の幅が狭くなるといった特性のために、安定した条里型水田の形成時期を知ることは極めて困難になっているのが現状である。なお、今回のように不定形小区画水田から条里型水田への変形がとらえられた例は、火山灰に覆れた群馬県の遺跡を除いて極めて少ない。洪水で埋もれた水田址としては岡山県南方釜田遺跡など数例にすぎない。

おわりに

今回の報告では、三つのテーマについて論究したため、いずれも未完に終っている。そこで、次回は、山田郡田図南地区の検討をするため高松空港およびそれ以南の微地形環境分析を実施しなければならない。また、発掘調査についてもひとつの基準ができたので、今後より多くの成果が期待できるものと考えられる。

注

1) 今まで超微地形と呼んでいたものを極微地形と改める。それにともない超微地形分析も極微地形分析と改称する。

2) 高松空港と同様に1944年に旧陸軍飛行場として造成され、その後水田として区画整理された、兵庫県淡路島の三原飛行場跡地でも、条里型土地割が検出されており、大規模な人工改変を受けていないことが判明している。

3) 滑走路やターミナルビルとして利用されている大規模人工改変地Ⅲは、現地表面がコンクリート等で被覆されているために空中写真では判読できないが、その下に旧地割が埋没している可能性がある。

4) 1988年撮影　カラー　原版 1／2万を1／5000に拡大した単写真や1962年撮影モノクロ原版 1／1万を1／2500に拡大した単写真を判読の参考にした。

5) 仮に大池の底を全体にわたって1m浚渫しようとした場合、10万m³以上の土砂を掘削することになる。1日あたり1人で1m³の土砂を掘削できるとした場合、延べ10万人以上の人手が必要となる。

参考文献

石上英一（1987）「弘福寺領讃岐国山田郡田図の伝来と研究」高松市教育委員会編『高松市太田地区周辺遺跡分布調査概報』所収　57～68頁

高重進（1965）『古代・中世の耕地と村落』大明堂　321頁

米倉二郎（1957）「庄園図の歴史地理的考察」広島大学文学部紀要　12

石上英一（1988）「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析(1)」高松市教育委員会編『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報Ⅰ』　25～49頁

高橋学（1989）「野州川下流域平野の地形環境分析Ⅱ」　中主町教育委員会編『昭和63年度中主町内遺跡分布調査（Ⅱ）概要報告書』　20～29頁

高谷好一・工楽善通編（1988）「古代稲作農耕の学際的研究」東南アジア研究センター 251頁

第６節　高松平野におけるプラント・オパール分析 その２

―昭和63年度第Ⅰ調査区―

外　山　秀　一

１．はじめに

高松平野の弘福寺領讃岐国山田郡田図の比定地における発掘調査は、２年目を迎える。筆者は花粉化石やプラント・オパールの分析を通して、かかる比定地をはじめとする高松平野の環境の変化を明らかにしようと試みている[1)]。

本年度の発掘調査は、大池南東部の第１調査区（以下当遺跡）において進められた（第29図）。当遺跡は、扇状地帯Ⅰ[2)]の埋没中洲・埋没自然堤防と旧河道との境界部に位置する[3)]。また、遺跡の東西には高松市南部の出作町付近から下池、長池、大池に連続して発達する旧河道と長池から亀池に連なるそれとが分布する[4)]。このように、当遺跡は旧河川の影響を強く受けており、環境の変化が地層によく反映されていると考えられる。また発掘調査においては、条里地割に沿って分布する溝や南西～北東方向にのびる溝さらには不定形小区画水田などの遺構に加えて、河道跡や自然堤防状の微高地などの埋没地形が検出されている。当遺跡では、こうした地形を構成する地層や遺構内の堆積物を対象として、プラント・オパール分析をおこなった。

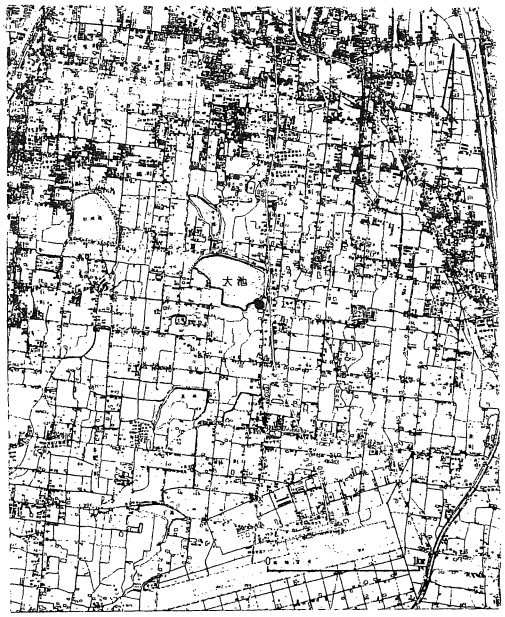

第29図　発掘調査地点（高松市都市計画図）

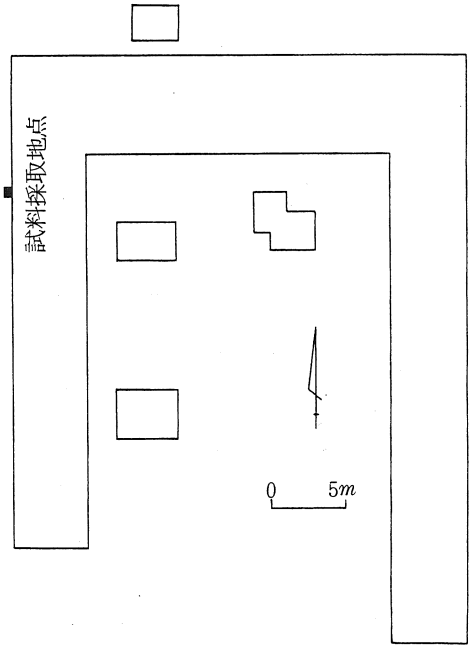

第30図　試料採取地点（第Ⅰ調査区）

本稿では、分析の結果に基づき、また発掘調査や地形・地質・土壌調査の成果を踏まえながら、当遺跡における土地の利用や地層の堆積環境すなわち土地条件の変化について検討することにしたい。

2　地層の特徴と試料の採取

プラント・オパール分析用の試料は、調査区の北西部において採取した（第30図）。

試料採取地点における地表面下約200㎝までの地層は、１ａ層～24ａ層までの計30層に細分される[5)]（第31図）。上位より１ａ層（黄灰色極細砂質シルト）、1b層(黄褐色極細砂質シルト）、２ａ層（灰色シルト質極細砂）、2ａ′層（灰白色シルト質極細砂)、２ｂ層（灰色ならびに褐色シルト質極細砂）、３ａ層（灰色シルト質極細砂）、３ｂ層（黄灰色細砂）、４ａ層（灰色シルト質細砂）、5ａ′層(灰色シルト質細砂）、６ａ層（黄灰色細砂）、６ｂ層（淡黄色ならびに明黄褐色細砂）、８ａ層（褐灰色シルト質細砂）、８ｂ層（黄褐灰色シルト質極細砂）、９ａ層（褐灰色シルト質細砂）、10ａ層（黒褐色シルト質細砂）、10ａ′層（褐灰色シルト質細砂）、11ａ層（黒色シルト質細砂、一部シルト）、11ａ′層（褐灰色シルト質細砂）、12ａ層(黒色シルト質細砂)、16ｃ層（灰白色細砂）、19ａ層（褐灰色シルト質細砂）、19ｂ層（明黄褐色シルト質細砂、雲母多量混入）、21ａ層（褐灰色シルト質極細砂、雲母多量混入）、21ｂ層(黄灰色細砂）、21ｃ層（灰白色細砂）、21ｄ層（灰白色中砂）、22ａ′層（灰色シルト質極細砂）、23ａ層（黒色シルト）、23ｂ層（褐灰色シルト）、24ａ層（褐灰色シルト）で構成される。

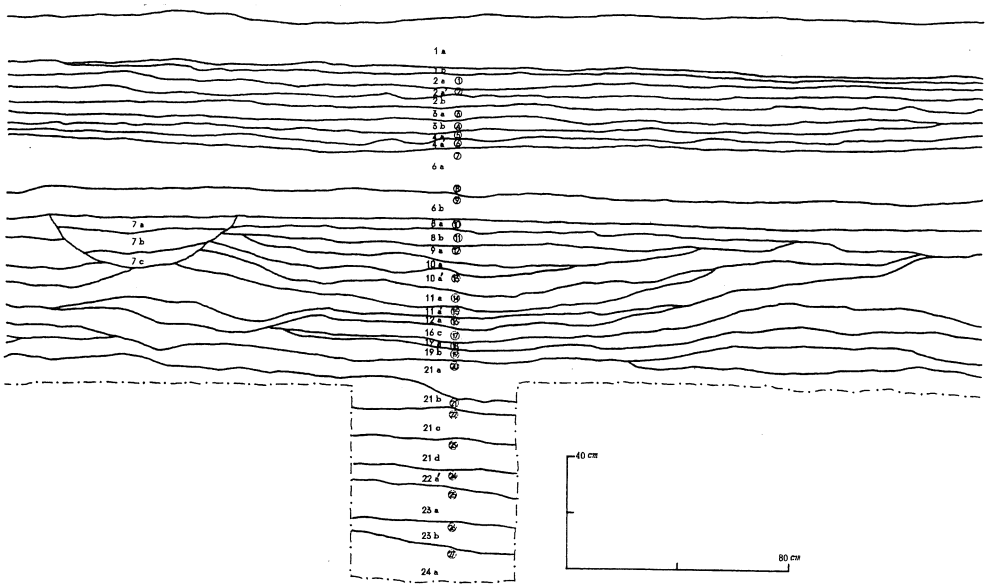

第31図　試料採取地点の基本土層（地層の区分は高橋 学氏による）

このうち、１ａ層と１ｂ層、２ａ層、10ａ層を除く各層から１試料、６ａ層から２試料の計27試料を採取した。その際、旧耕地面を確認するために、試料は細分された地層の上部（ただし６ａ層は上部と下部）において採取した。

ところで、発掘調査においては、６ａ層より上位の地層からは染付碗の破片や摺鉢の口縁部、甕形土器の破片などの近世以降とされる時期の遺物、８ａ層上面およびそれを掘り込む溝状遺構内からは13世紀代に比定される須恵質土器の碗の底部と瓦器碗部の破片、そして11ａ層からは弥生時代後期後半とみなされる甕形土器の口縁部と胴部、底部の破片がそれぞれ出土している[6]。

なお、プラント・オパールの分析方法は、前報[7]と同じである。

３　結　　果

機動細胞プラント・オパールの層位的な検出状況に基づき、また土地の利用状況や土地条件の変化を踏まえて、プラント・オパール群集帯（ＰＯ帯）をａ帯からｏ帯の15帯に区分した。さらにｃ帯、ｅ帯、ｉ帯、ｍ帯についてはそれぞれ２亜帯に細分した。なお、第32図には、イネ *(Oryza sativa)*、ヨシ属 *(Phragmites)*、タケ亜科 *(Bambusoideae)* ならびにウシクサ族 *(Andoropogoneae)* の各乾物重とイネの種実重を、層厚１㎝・面積10ａあたりの検出量で示した。

各帯の特徴は、以下のとおりである。

ａ帯（試料27）

ヨシ属とタケ亜科が優占し、ウシクサ族を僅かに伴う。

ｂ帯（試料25・26）

ａ帯に引き続き、ヨシ属とタケ亜科の高出現に特徴づけられ、とりわけ試料26でのタケ亜科の急増が著しい。また、ｂ帯下部（試料26）で僅かに検出されたイネは、上部（試料25）で増加する。その他、ウシクサ族やサヤヌカグサ属 *(Leersia)* を伴う。

ｃ帯（試料21〜24）

c_1帯（試料24）では、検出量が全般的に減少する。c_2帯（試料21〜23）になると、試料23で僅かに増加したタケ亜科が減少傾向を示す一方で、ヨシ属が徐々に増加する。また、試料21ではイネが僅少ながら検出される。

ｄ帯（試料17〜20）

ヨシ属が減少し、タケ亜科が比較的安定した出現傾向を示す。また、イネは試料17で僅かに検出される。

図　　版

(1)　8 *a* 層上面 溝状遺構検出状況（東半）

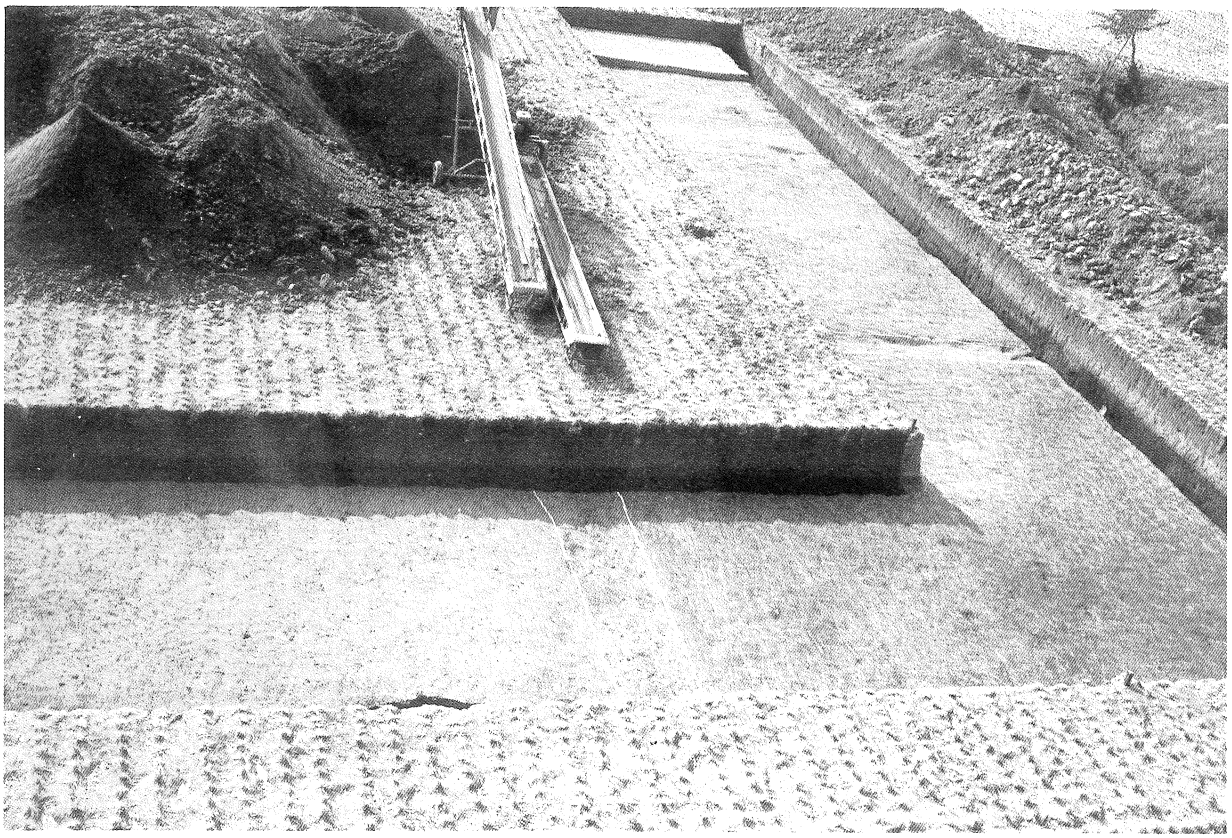

(2)　同　　上　　（西半）

図版 2

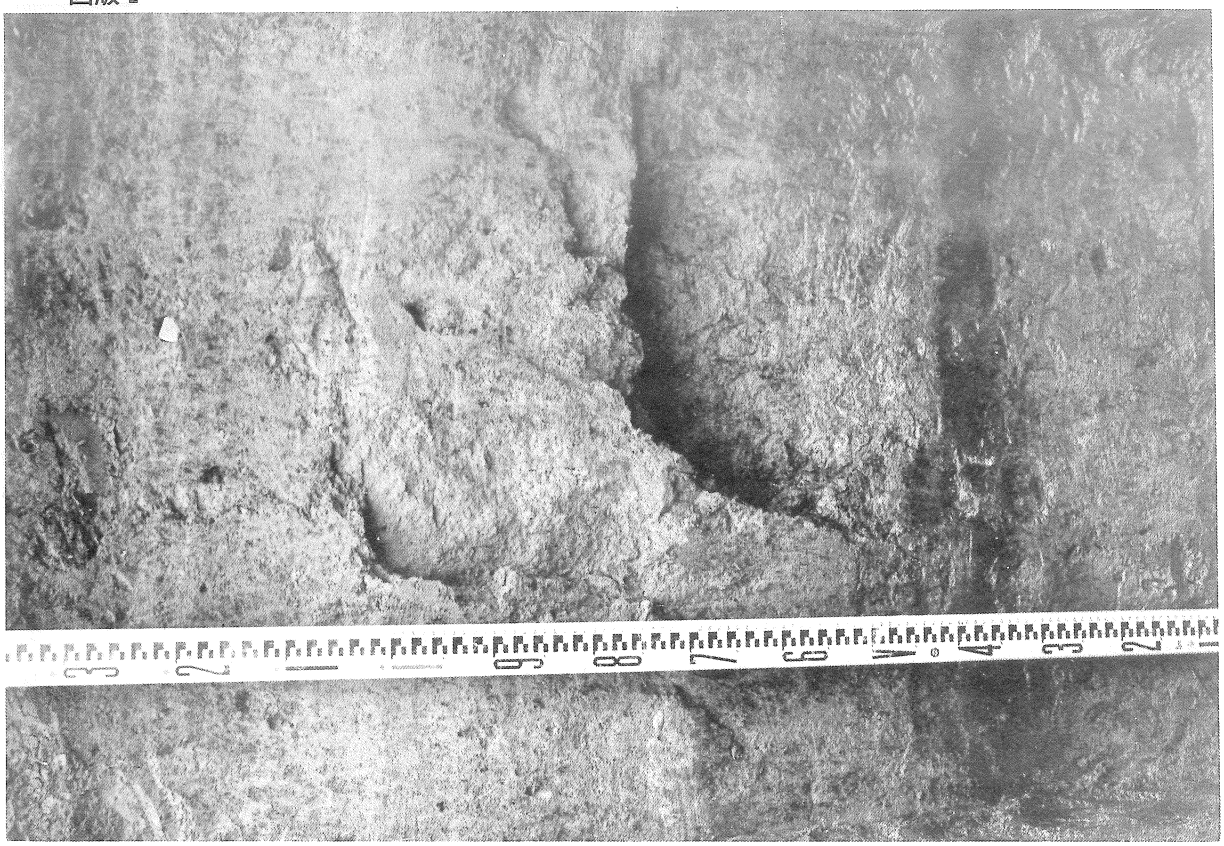

(1) 東トレンチ 東壁南端土層

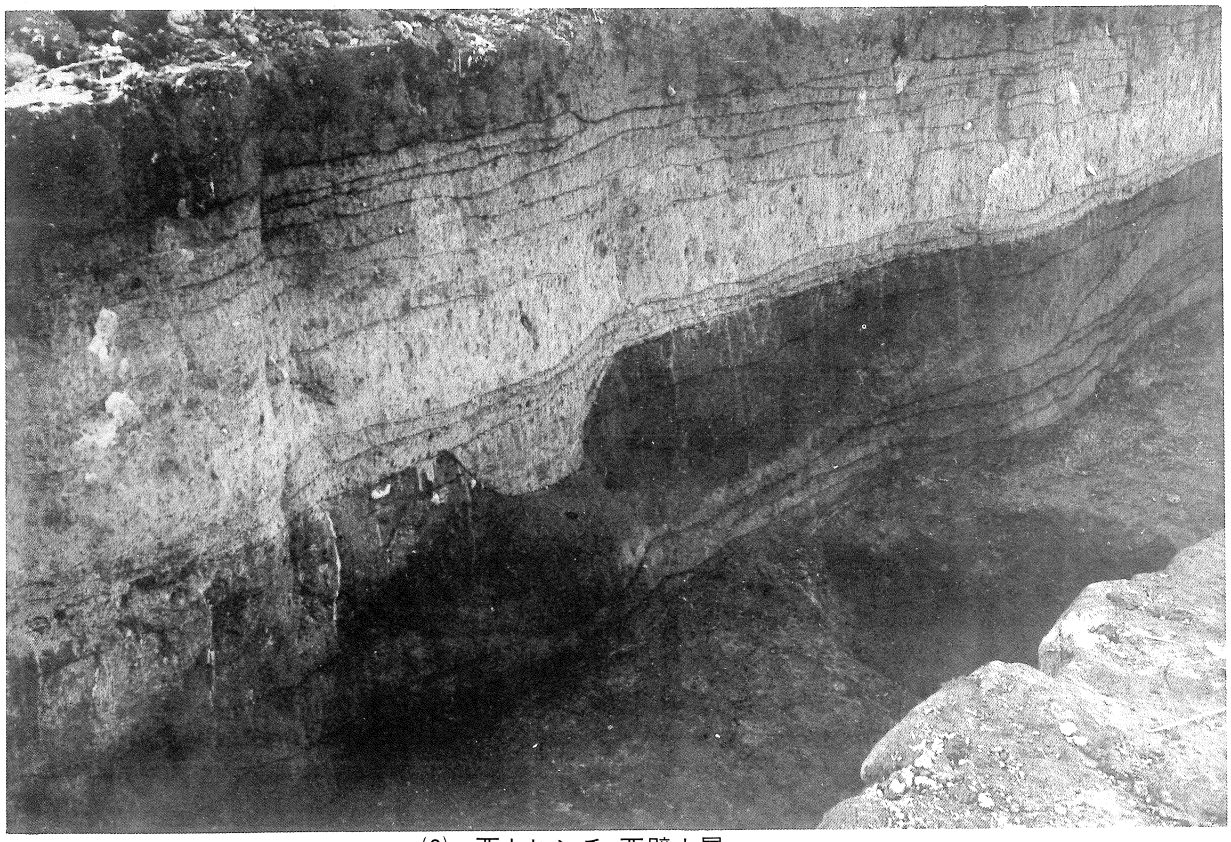

(2) 西トレンチ 西壁土層

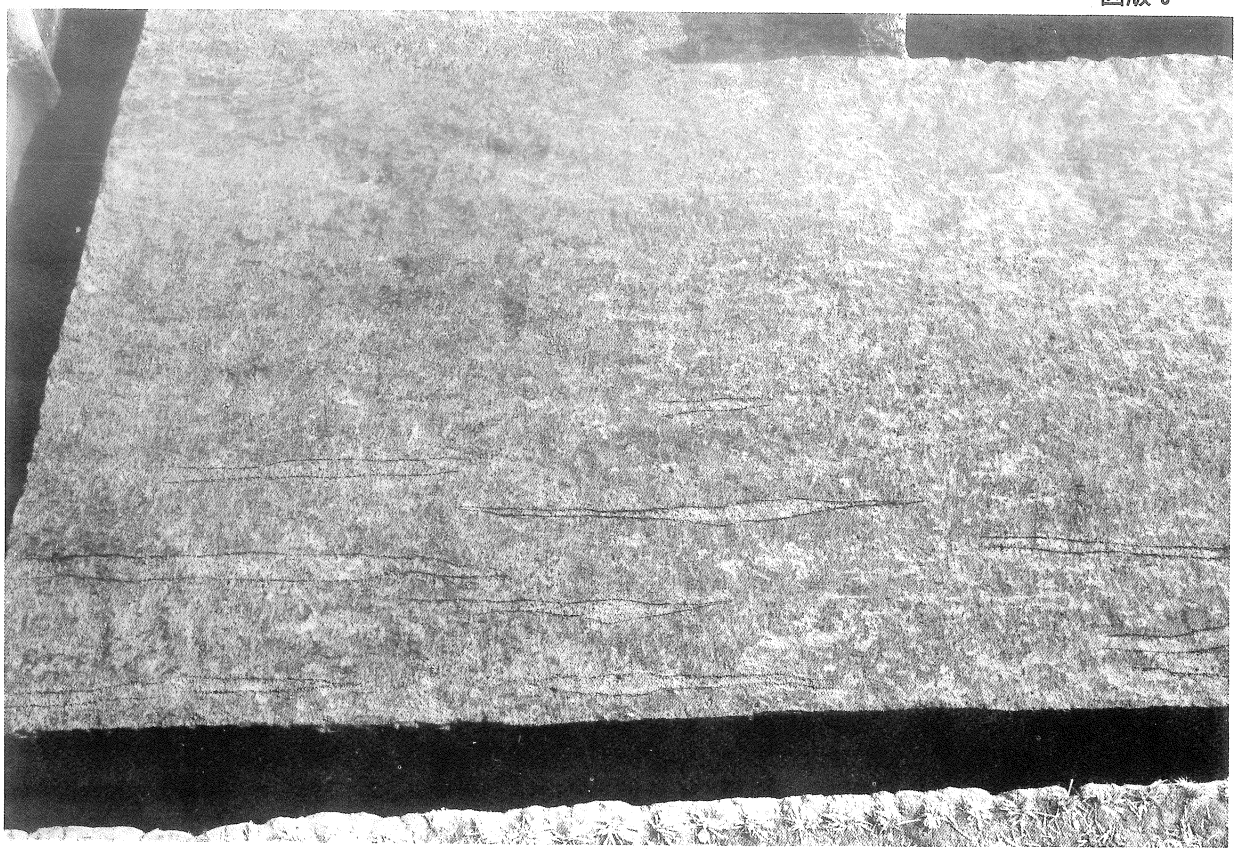

(1)　8 *a* 層上面 犂　痕（西トレンチ北端）

(2)　同　　上　　（西トレンチ南端）

図版 4

(1) SD01 完掘状況

(2) SD01 横断土層

(1) SD01 縦断土層

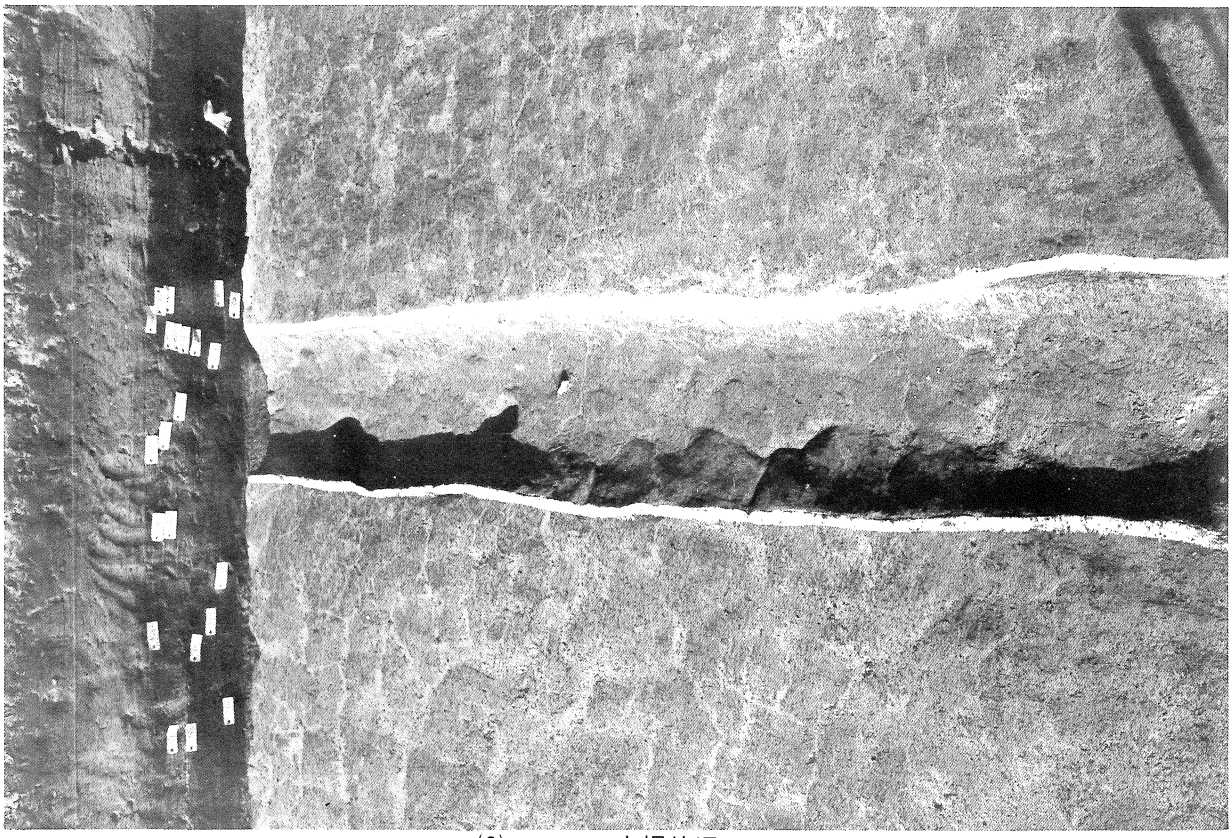

(2) SD02 完掘状況

図版 6

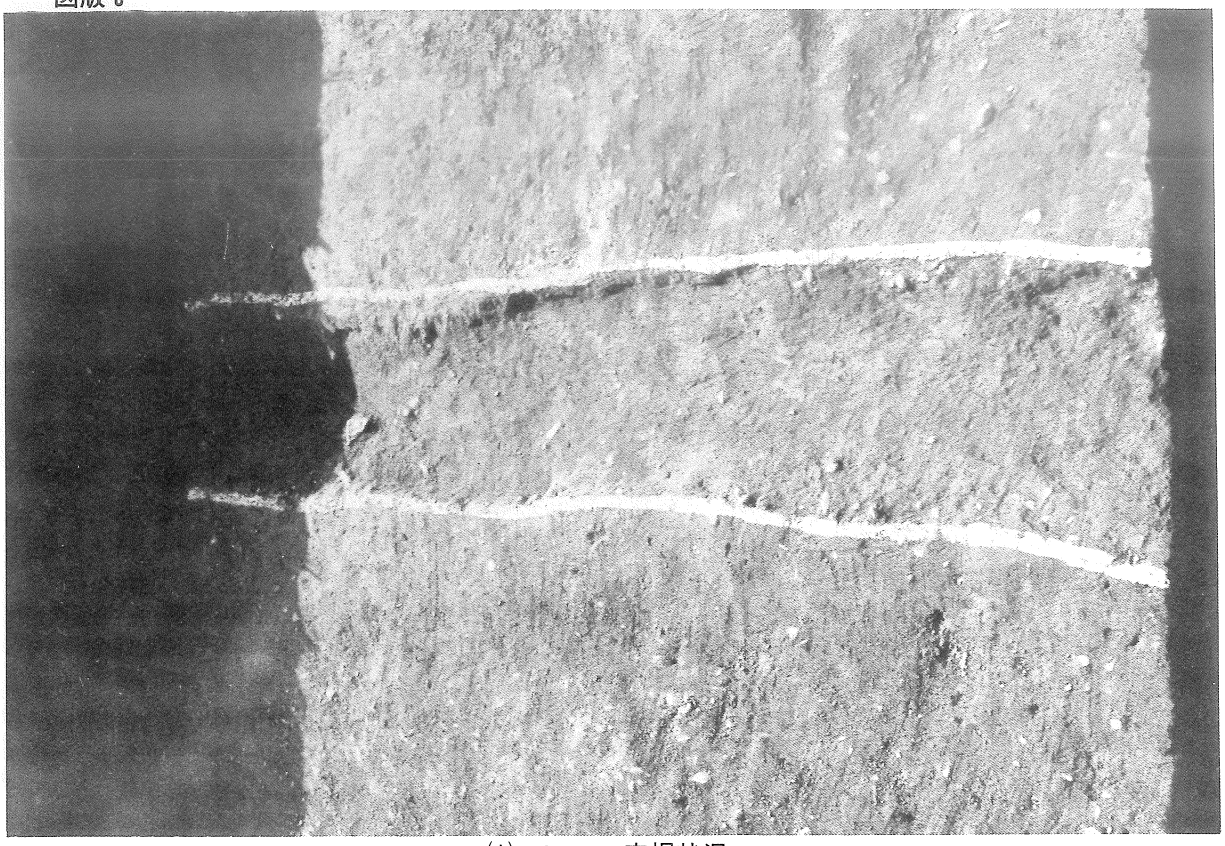

(1) SD04　完掘状況

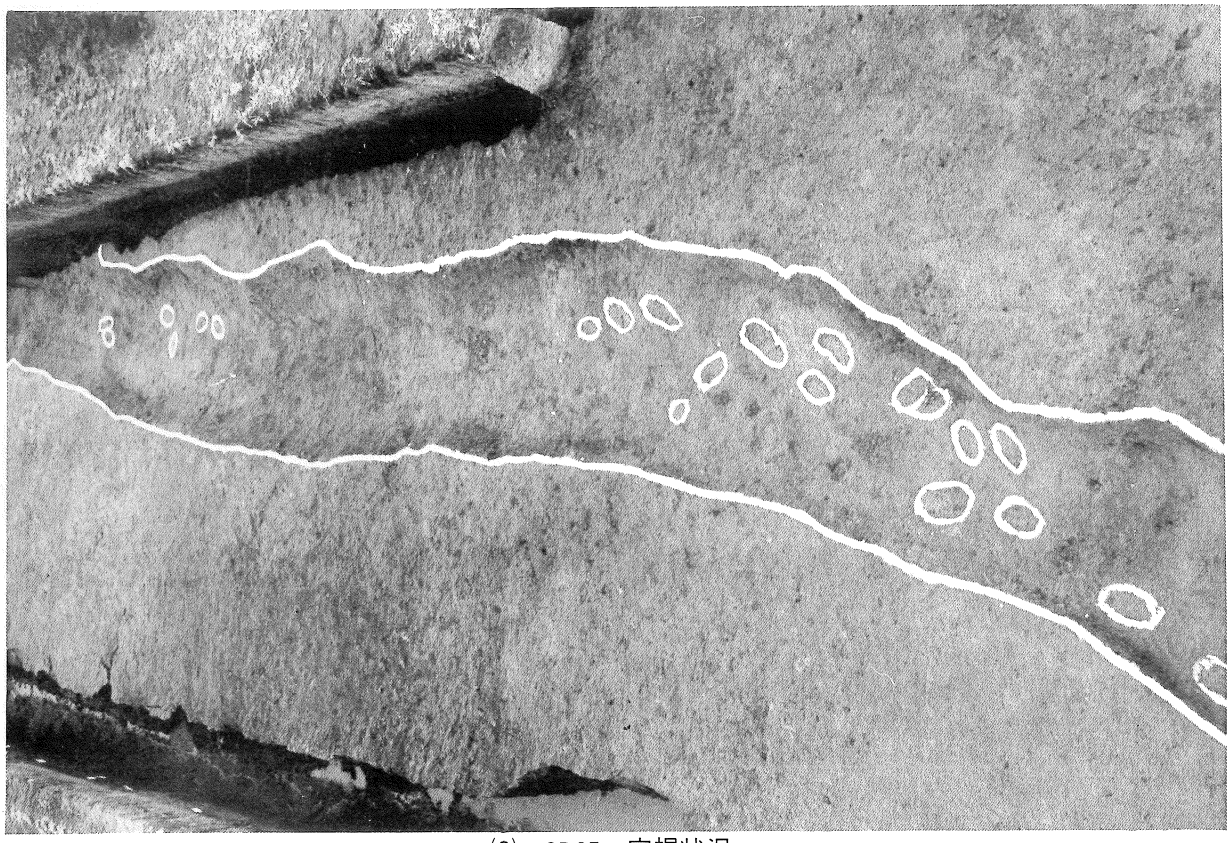

(2) SD05　完掘状況

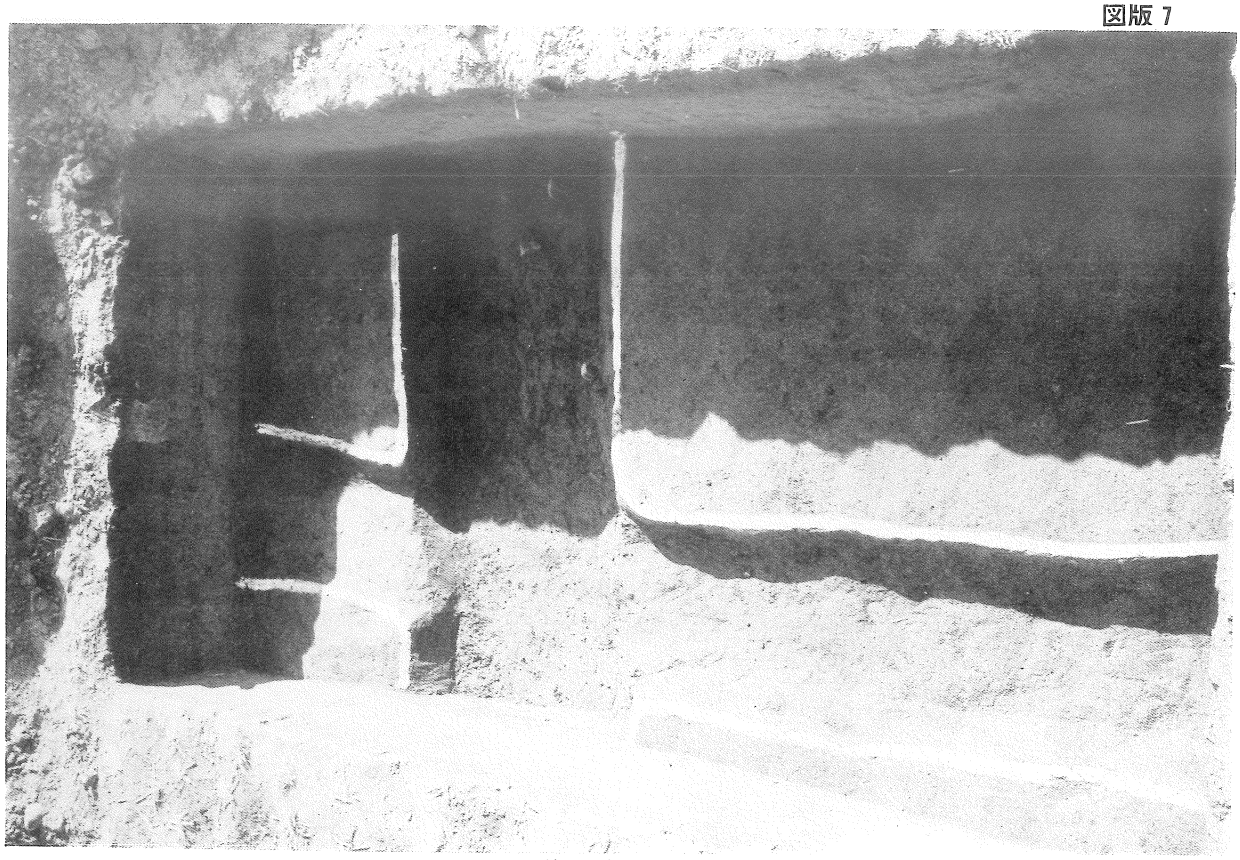

(1) 第 1 拡張区完掘状況

(2) 第 2 拡張区完掘状況

図版 8

(1) 西トレンチ 8 *a* 層上面遺物出土状況

(2) 第 5 拡張区 遺物出土状況

(1) 第 4 拡張区 遺構確認状況

(2) 溝状自然流路完掘状況

図版10

(1)　18 *a* 層上面不定形小区画水田（東トレンチ）

(2)　18 *a* 層上面不定形小区画水田の畦畔断面

(1) 18a層上面不定形小区画水田（西トレンチ）

(2) 同　上　畦　畔

図版12

(1)　18 *a* 層上面噴砂（西トレンチ）

(2)　噴　　砂　　断　　面

(1) 23 a 層上面不定形小区画水田（東トレンチ）

(2) 調査終了状況（東半）

図版14

(1)　調査終了状況（西半）

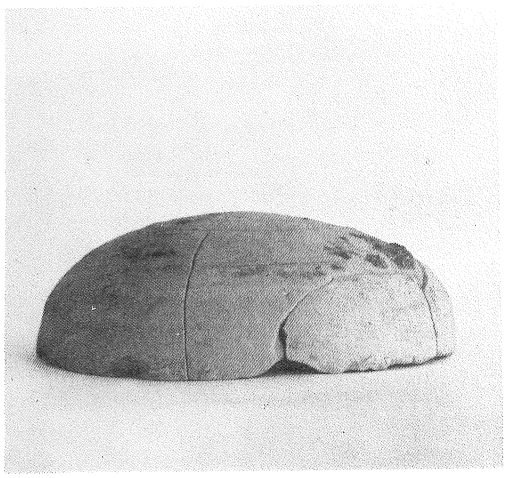

(2)　出土土器(1)

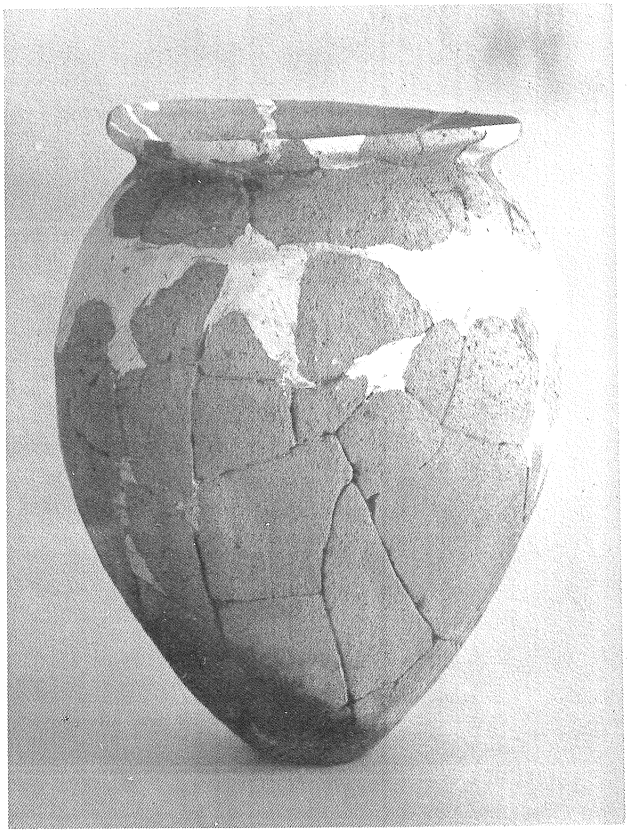

(3)　同　左(2)

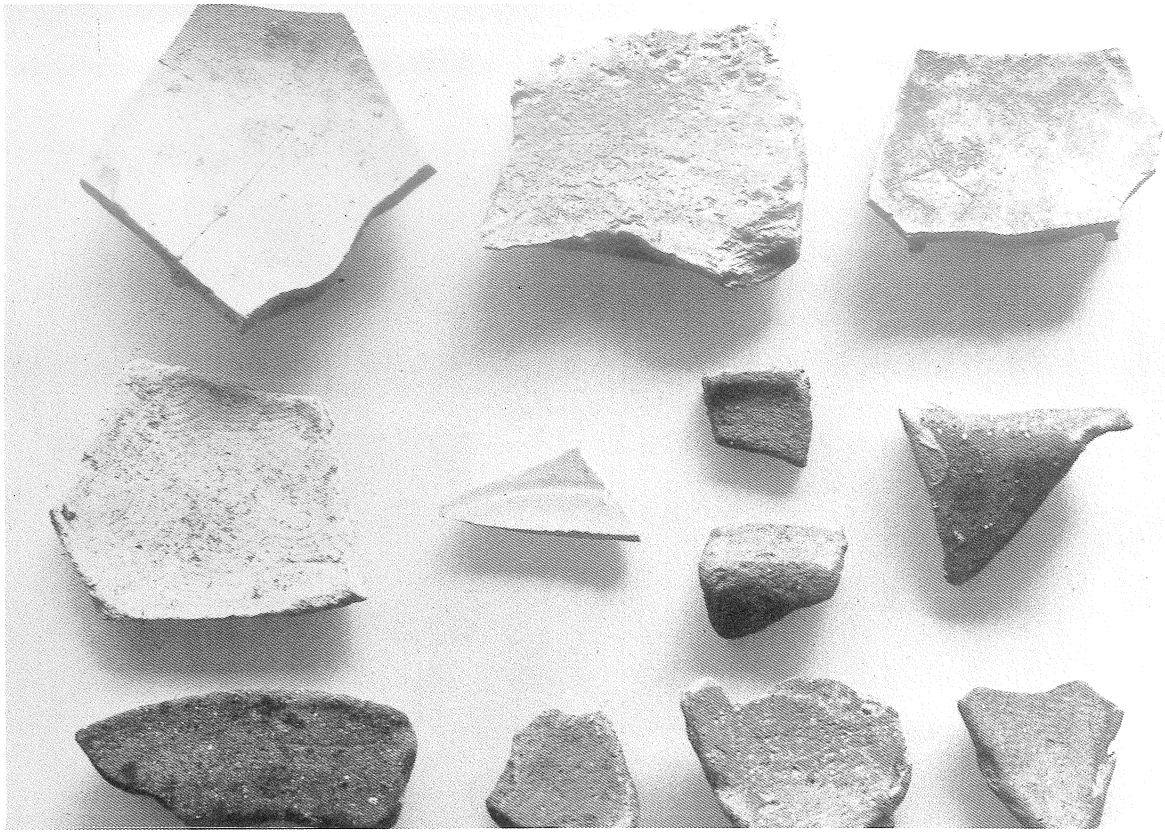

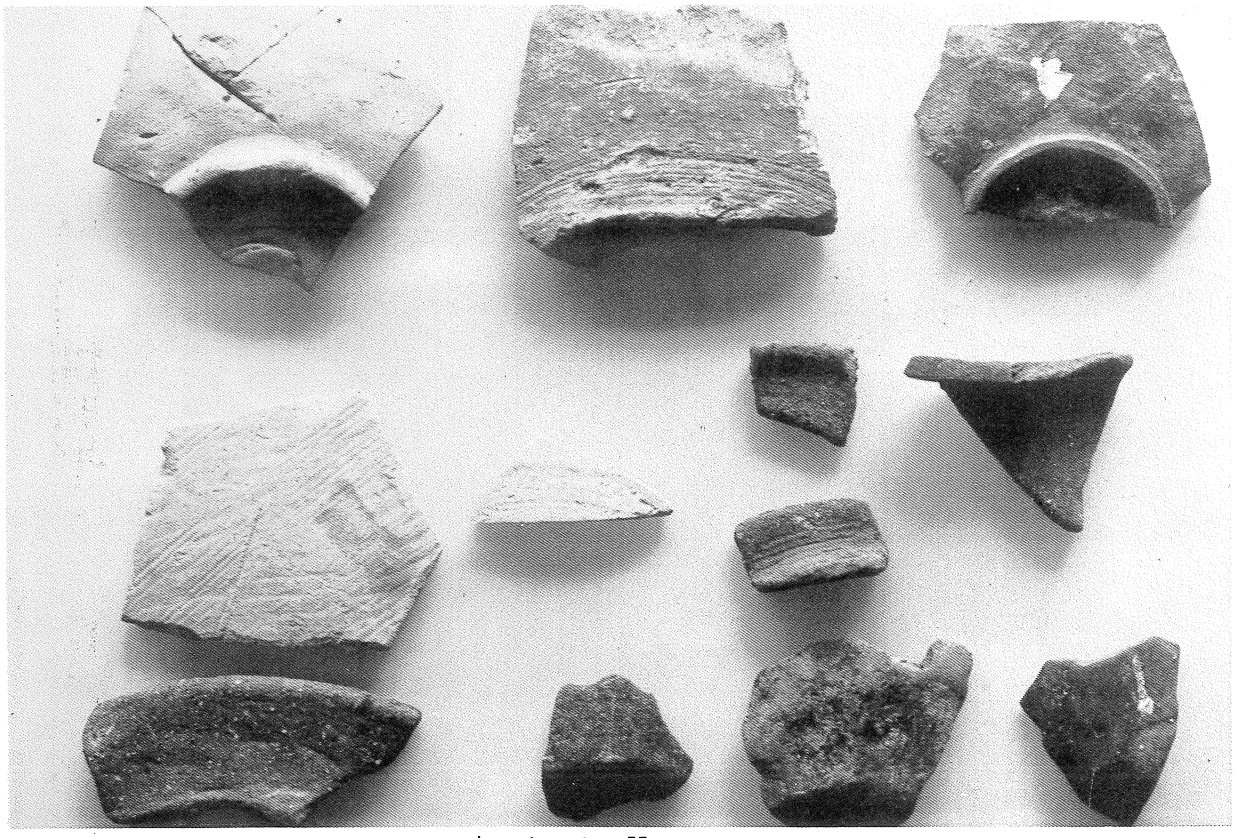

出　土　土　器(3)

図版16

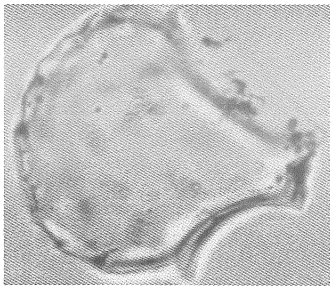

1.

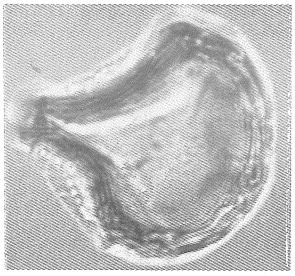

2.

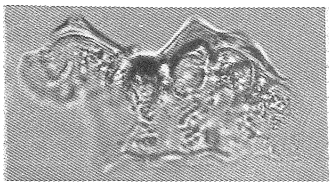

3.

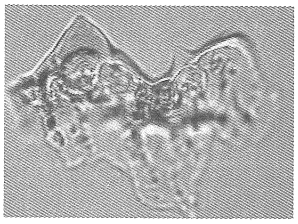

4.

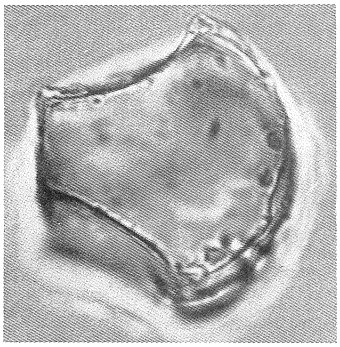

5.

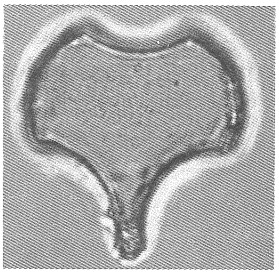

6.

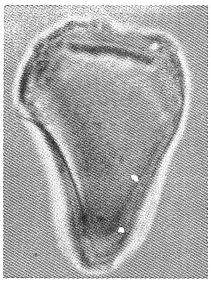

7.

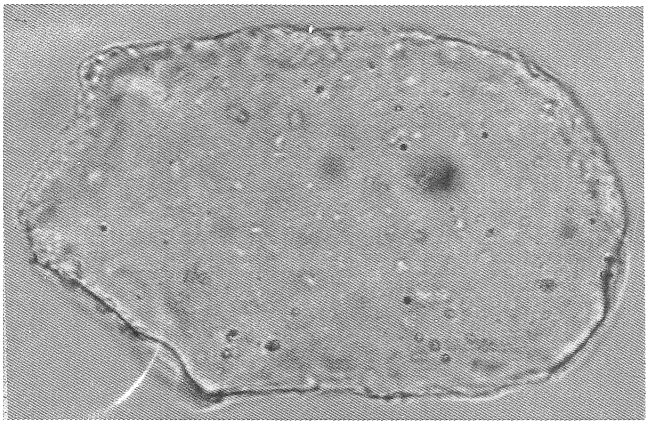

8.

1. 2. イネ　3. 4. モミ殻　5. タケ亜科

6. シバ属　7. ウシクサ族　8. ヨシ属

弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報Ⅱ

平成元年3月31日発行

監　　修　弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会

編集・発行　高松市教育委員会

印　　刷　若葉プリント